

# 第5次秋田市地域福祉計画

(案)

令和7年3月  
秋田市



# 目 次

## 第1章 策定の趣旨

1 策定の背景	1
2 計画の位置づけ	6
3 計画期間	7
4 策定体制	8

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 人口等の推移	9
2 福祉サービスの利用者数等の推移	1 3
3 秋田市地域福祉市民意識調査	1 6
4 第4次秋田市地域福祉計画における取組状況	1 8
5 地域福祉を取り巻く課題	3 1

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 取組の基本原則	4 5
2 基本理念	5 2
3 基本目標	5 3
4 施策の体系	5 4

## 第4章 計画の取組

基本目標 1 地域福祉を担う人づくり	6 4
基本目標 2 支え合いの地域づくり	7 3
基本目標 3 利用者に合った福祉サービスの仕組みづくり	8 5
基本目標 4 安心して暮らせる福祉の環境づくり	9 6

## 第5章 重点事業

1 包括的支援体制の整備	1 0 6
2 災害に備えた支え合いの地域づくり	1 1 1

## 第6章 再犯防止推進

1	再犯防止推進に関する動向	1 1 7
2	計画の基本的事項	1 2 2
3	取組の内容	1 2 4

## 第7章 成年後見制度利用促進

1	成年後見制度利用の促進に関する動向	1 3 1
2	計画の基本的事項	1 3 5
3	目標に対する指標と取組内容	1 3 8

## 第8章 計画の推進体制

1	計画の進行管理	1 4 5
2	計画の評価と見直し	1 4 5
3	《施策ごとの目標値》の設定根拠	1 4 6

## 資料編

	第5次秋田市地域福祉計画の策定経過	1 4 7
	秋田市地域福祉市民意識調査結果	1 4 8
	秋田市社会福祉審議会条例	1 5 9
	秋田市社会福祉審議会運営要綱	1 6 2
	秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿	1 6 5
	秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会設置要綱	1 6 6
	「避難支援対象者名簿」「要援護者把握用リスト」とは	1 6 9
	避難支援対象者名簿と要援護者把握用リストとの違い	1 7 0
	個別避難支援プランひな型	1 7 1
	令和5年7月豪雨災害対応検証委員会の検証結果	1 7 3

# 第1章 策定の趣旨



本市では、社会福祉の基本的な理念の一つである地域福祉の推進を図ることを目的に、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として、平成16年3月に秋田市地域福祉計画を策定しました。これを本市の福祉保健部門における基本計画と位置づけ、5年毎に見直し（次期計画の策定）を行いながら、地域福祉の推進に取り組んできました。

この第5次計画は、社会福祉法の改正など地域福祉に関わる社会福祉制度の変化を踏まえながら、令和7年度（2025年度）以降も地域福祉を推進していくためのものです。

《これまでの秋田市地域福祉計画と計画期間》

- 第1次計画：平成16～20年度
- 第2次計画：平成21～25年度
- 第3次計画：平成26～30年度
- 第4次計画：令和元～6年度

## 1 策定の背景

---

平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法へと改正され、社会福祉の基本的な理念の一つとして「地域福祉の推進」が掲げられました。地域福祉の目的は、すべての住民が身近な地域で自立した生活を営めるようにすることであり、従来、事業を実施するにあたって理解と協力を得るべき存在にとどまっていた地域住民を、事業者および社会福祉に関する活動（ボランティア等）を行う者と連携・協力して地域福祉の推進に努める主体として位置づけています。

その後、平成29年の社会福祉法の改正（平成30年4月1日施行）では、地域福祉の推進にあたり、地域住民等は、本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する旨が定められ、地域福祉推進の理念が明確化されました。また、そのような取組を促進する施策その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないとする国および地方公共団体の責務が定められました。

そのため、地域福祉推進の方策としての市町村地域福祉計画の策定についても、従来は任意とされていたものを努力義務とするとともに、「地域における高齢者の福祉、障害者

## 第1章 策定の趣旨

の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を記載する上位計画として位置づけ、市町村が包括的な支援体制の整備に係る事業を実施する場合には、当該事項についても記載事項とする旨（第107条第1項第5号）が追加されています。

さらに、令和2年の改正（令和3年4月1日施行）では、地域福祉を推進するにあたり、地域住民等が特に留意すべき点として、「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」と第4条第1項の規定が新設されました。

また、第6条第2項では、地方公共団体の責務が定められていますが、この責務には、国および地方公共団体が実施主体となって、包括的な支援体制の整備を進めるという観点とともに、その体制整備の際には、福祉の領域に留まるのではなく、保健医療、労働、教育、住まい、地方創生、まちづくりなど、地域の幅の広い関係者との連携を十分意識することが重要であるとされています。

さらにまた、第106条の3第1項では、包括的支援体制の整備に当たっての市町村の責務を具体化し、第106条の4で規定した重層的支援体制整備事業などの実施により、地域の力と公的な支援体制があいまって、地域生活課題を解決していくための体制整備を行っていく旨が規定されています。

### ○社会福祉法より抜粋（令和3年4月1日施行）

#### （目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

#### （地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする



地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第 6 条 （略）

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

（略）

## 第1章 策定の趣旨

### (重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第115条の45第2項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第59条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ

計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。）を実施するに当たっては、こども家庭センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

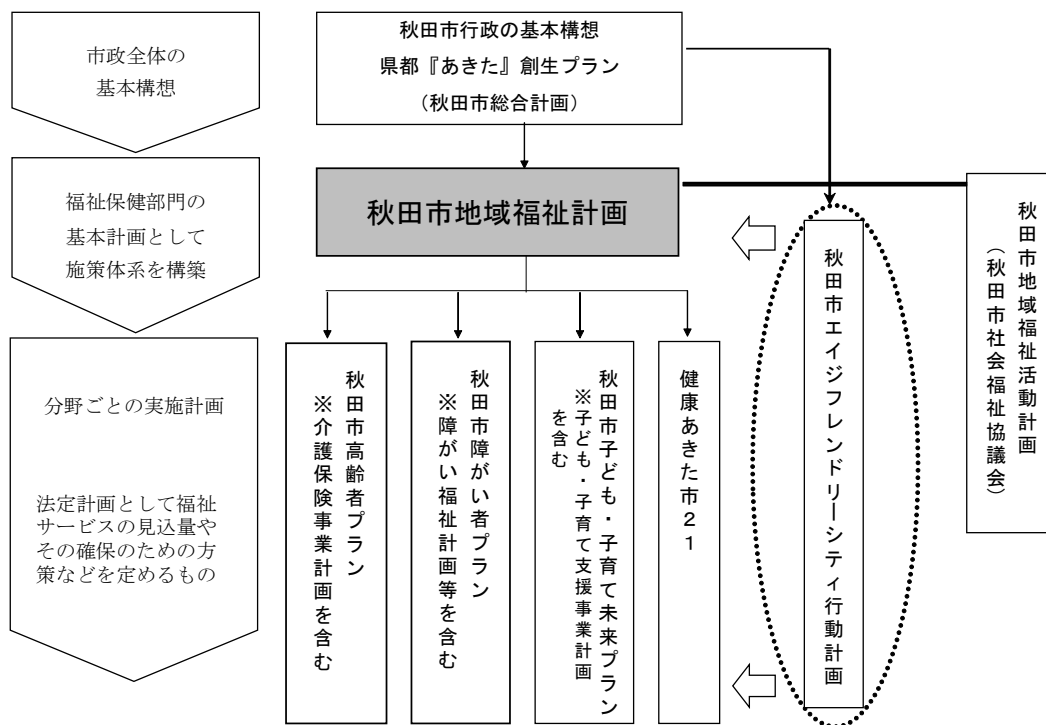
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
  - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## 2 計画の位置づけ

秋田市地域福祉計画は、県都『あきた』創生プラン（第14次秋田市総合計画）の基本理念「ともにづくり ともに生きる 人・まち・暮らし」～元気と豊かさを次世代に人口減少を乗り越えて～を実現するための福祉保健部門の基本計画であり、「秋田市高齢者プラン」、「秋田市障がい者プラン」、「秋田市子ども・子育て未来プラン」、「健康あきた市21」という分野ごとの実施計画を推進する上での共通理念を示す上位計画です。それぞれの分野固有の施策、達成目標などについては、各実施計画において設定します。

なお、第5次地域福祉計画からは、「秋田市再犯防止推進計画」「秋田市成年後見制度利用基本計画」を包含するものとします。

また、「秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画」と関連を持つとともに、秋田市社会福祉協議会（社会福祉法第109条の規定による社会福祉法人）が策定する「秋田市地域福祉活動計画」と相互に連携する計画となります。



計画の名称	策定の根拠
秋田市総合計画	地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件指定条例
秋田市地域福祉計画	社会福祉法（市町村地域福祉計画） 再犯防止推進法（地方再犯防止計画） 成年後見制度の利用の促進に関する法律
秋田市高齢者プラン	老人福祉法（市町村老人福祉計画） 介護保険法（市町村介護保険事業計画）
秋田市障がい者プラン	障害者基本法（市町村障害者計画） 障害者総合支援法（市町村障害福祉計画） 児童福祉法（市町村障害児福祉計画）
秋田市子ども・子育て未来プラン	子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画） 次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）
健康あきた市21	健康増進法（市町村健康増進計画）

### 3 計画期間

第 5 次秋田市地域福祉計画の計画期間は、2025年度から2028年度までの 4 年間です。

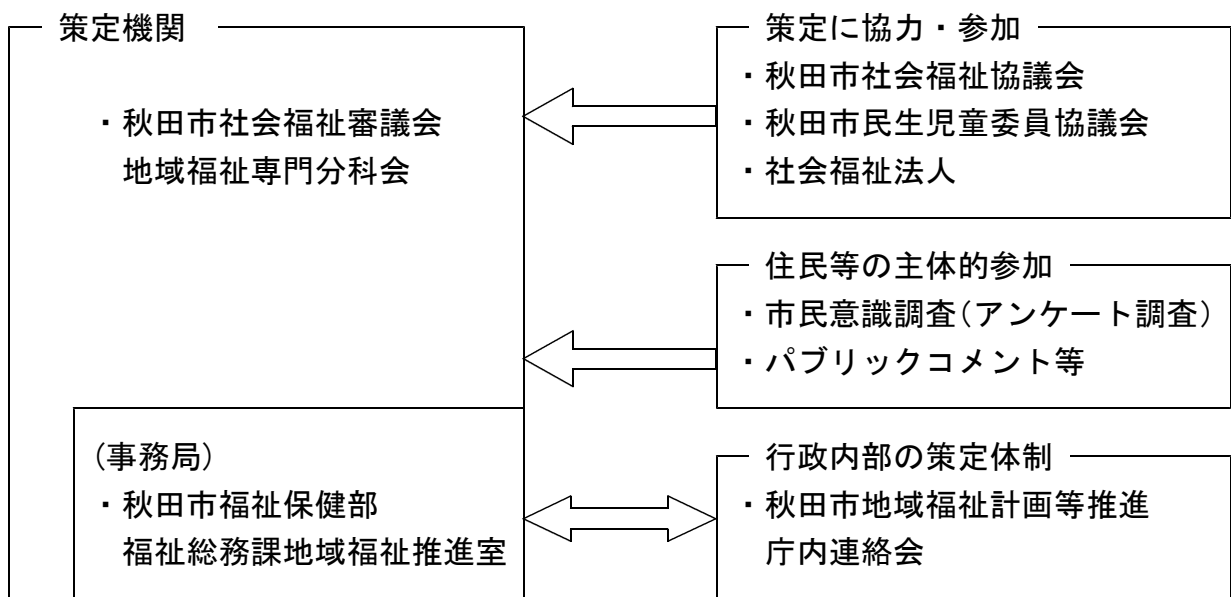
計画の名称	現行計画の 計画期間	～2024	2025	2026	2027	2028	2029
県都『あきた』創生プラン (秋田市総合計画)	2021～2025	第14次計画					
秋田市地域福祉計画 (秋田市再犯防止推進計画) (秋田市成年後見制度利用促進基本計画)	2025～2028	第4次計画	第5次計画				
		第1期計画	第2期計画				
		第1期計画	第2期計画				
秋田市高齢者プラン (秋田市介護保険事業計画)	2024～2026	第11次計画					
		第9期計画					
秋田市障がい者プラン (秋田市障がい福祉計画) (秋田市障がい児福祉計画)	2024～2029 2024～2026 2024～2026	第6次計画					
		第7期計画		第8期計画			
		第3期計画		第3期計画			
秋田市子ども・子育て未来プラン (秋田市子ども・子育て支援事業計画)	2020～2024	第3次計画					
		第2期計画					
健康あきた市21	2024～2035	第3次計画					
秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画	2022～2026	第3次計画					

## 4 策定体制

---

策定作業の中心を担うのは、社会福祉法第7条に規定され、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する法定機関「秋田市社会福祉審議会」であり、同審議会において地域福祉に関する事項を調査審議する「地域福祉専門分科会」を策定機関とし、策定方針の作成や策定作業を進めました。

策定作業にあたっては、秋田市社会福祉協議会や秋田市民生児童委員協議会など地域福祉活動の中核的な担い手から協力を得るとともに、庁内においても「秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会」で全庁的な調整を図りました。



## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題





## 1 人口等の推移

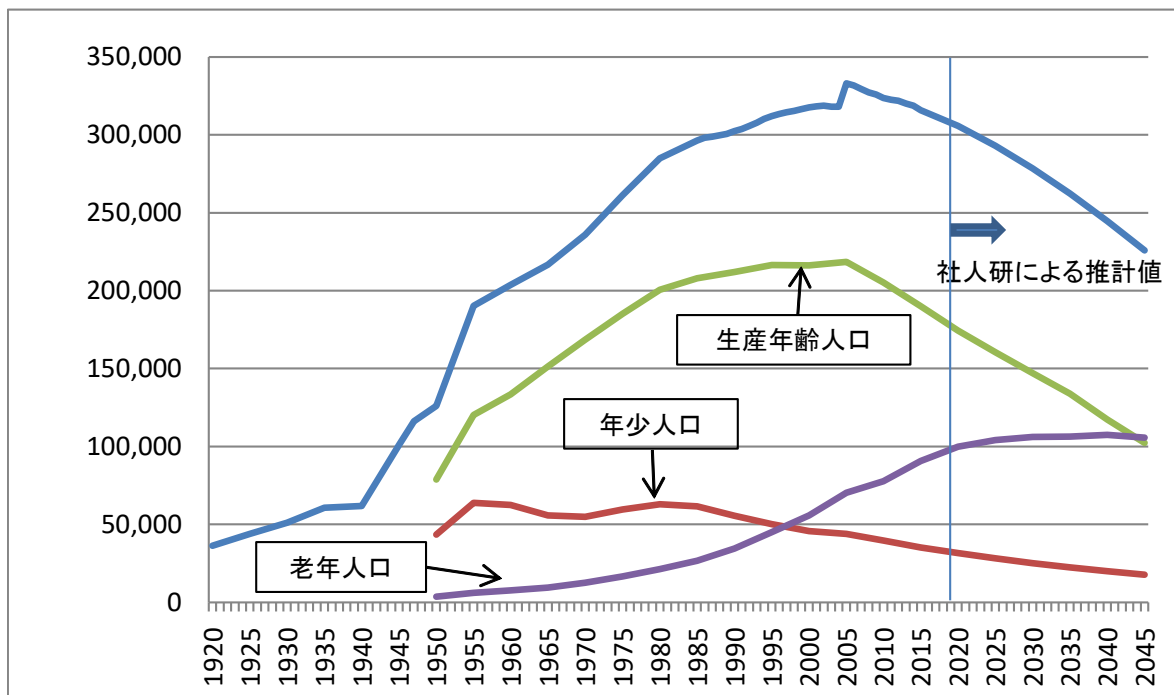
### (1) 総人口および年齢3区分別人口の推移

本市の人口は、2005年（平成17年）に河辺町・雄和町と合併して33万人に達しましたが、その後は減少が続き、2023年（令和5年）11月には、合併前の1990年（平成2年）以来、33年ぶりに、30万人を割りました。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計（平成30年公表）によると、2045年には、約22万6千人（2015年（平成27年）から約28%減少）になると推計されています。推計によると、年齢3区分別人口の割合は、年少人口割合が一貫して減少する一方、老年人口割合は一貫して増加を続け、2045年には、生産年齢人口割合を超えることが推計されています。

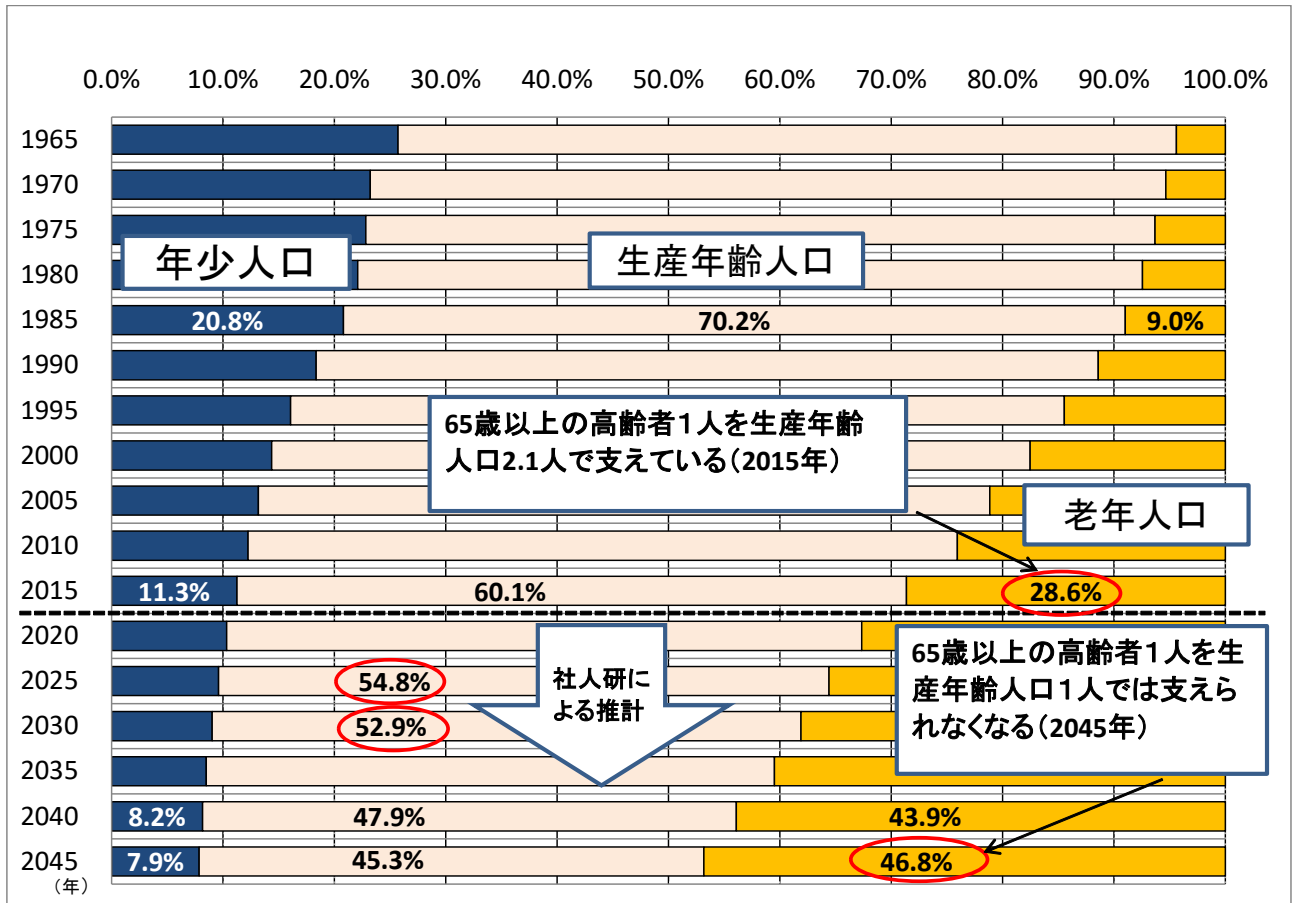
なお、本市では、2021年（令和3年）に「秋田市人口ビジョン」を改訂するとともに、「第2期秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、2040年の目指すべき将来人口を、社人研による推計を上回る約26万人と定め、その実現に向けて着実に取り組んでいくこととしています。

総人口および年齢3区分別人口の推移



※「秋田市人口ビジョン」より

年齢3区分別人口の割合の推移

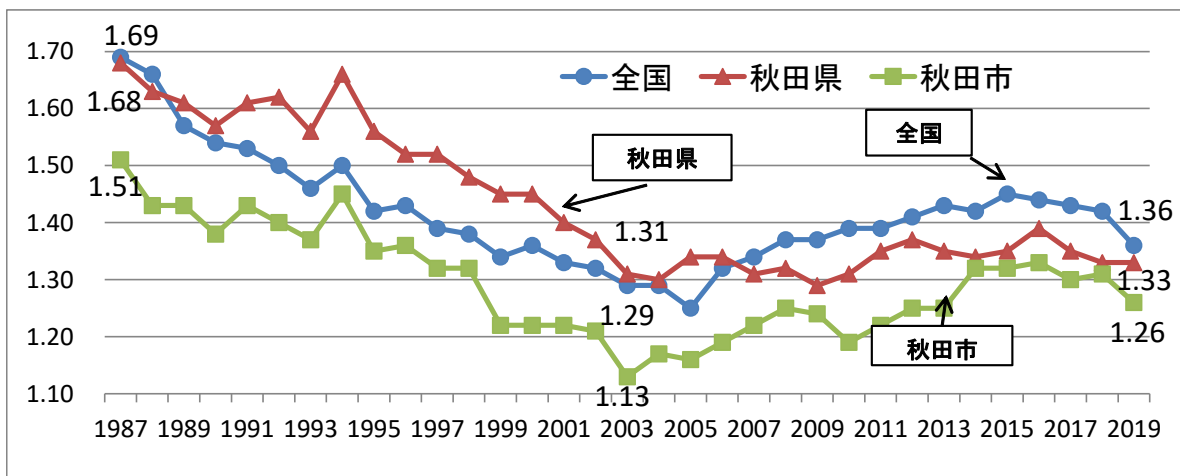


(2) 合計特殊出生率および未婚率の推移

1人の女性が一生に産む子どもの人数とされる「合計特殊出生率」の推移を見ると、1987年（昭和62年）以降、本市は一貫して県平均や全国平均を下回っており、2003年（平成15年）に1.13まで低下した後、上昇傾向となったものの、2019年（令和元年）は1.26でとどまっています。

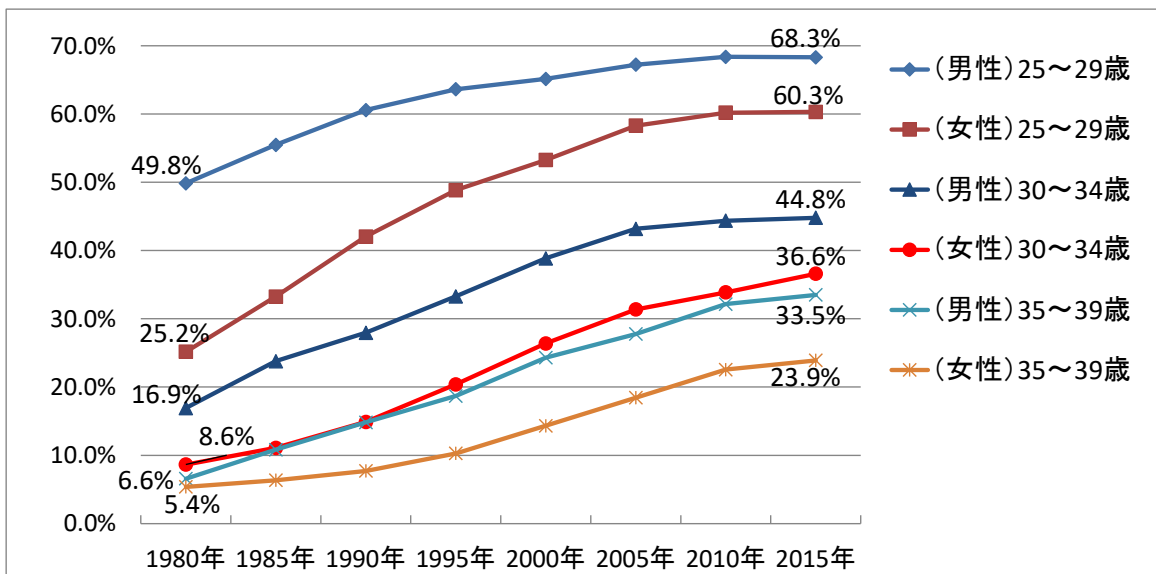
20代後半から30代の未婚率は男女共に上昇傾向が続いており、全国的な傾向と同様に、本市においても未婚化・晩婚化が急速に進行しています。

合計特殊出生率の推移



※「秋田市人口ビジョン」より

未婚率の推移



※「秋田市人口ビジョン」より

(3) 一般世帯数・高齢者がいる一般世帯数等の推移

本市では、人口減少が進行するなか、一般世帯数の増加に伴い、1世帯あたりの人員は減少しています。また高齢化の進行により、高齢者がいる一般世帯数が増加し、一般世帯に占める割合は44.3%となっています。このうち単独世帯（高齢者単独）、夫婦のみ世帯（夫婦のうち少なくとも1人は高齢者）も増加が続いています。

一般世帯数・高齢者がいる一般世帯数と一般世帯に占める割合の推移

世帯区分	一般世帯		高齢者がいる一般世帯					
	総数	1世帯当たり人員	総数		うち単独世帯		うち夫婦のみ世帯	
1995(平成7)年	114,764	2.66	30,952	27.0%	4,815	4.2%	8,548	7.4%
2000(平成12)年	122,728	2.53	36,953	30.1%	7,017	5.7%	11,029	9.0%
2005(平成17)年	130,630	2.48	46,073	35.3%	9,826	7.5%	13,374	10.2%
2010(平成22)年	131,074	2.40	50,490	38.5%	12,030	9.2%	14,854	11.3%
2015(平成27)年	135,018	2.26	56,719	42.0%	15,366	11.4%	16,741	12.4%
2020(令和2)年	136,634	2.18	60,469	44.3%	17,709	13.0%	18,395	13.5%

※「秋田市の人口－令和2年国勢調査報告－」より

## 2 福祉サービスの利用者数等の推移

### (1) 高齢者数等の推移

総人口が減少するなか、高齢者数は増加が続いています。本市の総人口に占める65歳以上人口の割合は30%を超え、秋田県全体よりは低いものの、全国の数値より高くなっています。

また、高齢者数の増加に伴い、要支援や要介護の認定者数も増加が続いています。

高齢者数と総人口に占める割合の推移

	総人口	65歳以上				70歳以上		75歳以上	
		人口	比率(%)	県(%)	全国(%)	人口	比率(%)	人口	比率(%)
2019(令和元)年度	306,178	95,269	31.7%	37.2%	28.5%	70,611	23.1%	48,535	15.9%
2020(令和2)年度	304,031	96,325	32.3%	37.9%	28.8%	72,792	24.4%	48,652	16.3%
2021(令和3)年度	305,586	96,569	32.3%	38.1%	28.9%	74,033	24.7%	48,386	16.2%
2022(令和4)年度	303,048	97,020	32.7%	38.6%	29.1%	75,257	25.3%	50,308	16.9%
2023(令和5)年度	300,096	97,174	33.1%	39.0%	29.1%	76,038	25.9%	51,611	17.5%

※秋田市「福祉の概要」より

※比率は年齢不詳を除いた人口で算出

要介護(要支援)認定者数の推移

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	うち第2号 (40歳～64歳)
2019(令和元)年度	2,812	2,483	4,468	3,318	2,915	2,141	1,511	19,648	377
2020(令和2)年度	3,044	2,444	4,667	3,300	3,029	2,238	1,443	20,165	372
2021(令和3)年度	3,033	2,419	4,770	3,252	3,007	2,221	1,465	20,167	365
2022(令和4)年度	2,936	2,388	4,779	3,345	2,939	2,203	1,301	19,891	361
2023(令和5)年度	3,090	2,348	4,937	3,329	2,951	2,196	1,247	20,098	354

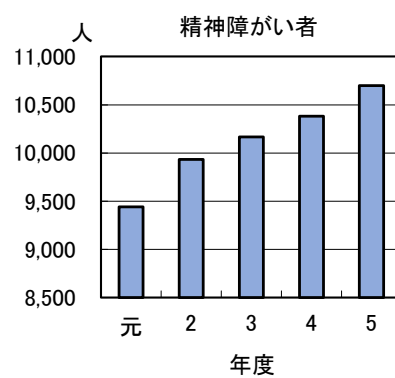
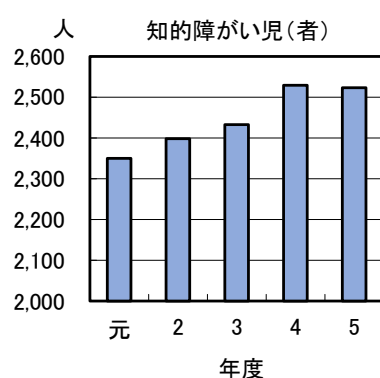
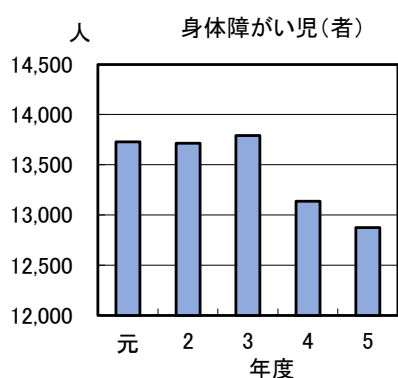
※秋田市「福祉の概要」より

(2) 障がい者数の推移

障がい者数は増加傾向が続いています。身体障がい者数は近年は減少傾向にありますが、知的・精神障がい者数が増加し、障がい者数の合計では増加傾向が続いているものです。

障がい者数の推移

	身体	知的	精神	合計
2019(令和元)年度	13,729	2,350	9,440	25,519
2020(令和2)年度	13,716	2,398	9,933	26,047
2021(令和3)年度	13,793	2,433	10,167	26,393
2022(令和4)年度	13,137	2,529	10,382	26,048
2023(令和5)年度	12,873	2,523	10,699	26,095



### (3) 児童数および児童の居場所の推移

年少人口および就学前児童数は、減少が続いています。就学前児童の居場所については、最も多いのが認定こども園となっており、児童数の推移では、保育所、幼稚園および在宅が減少しているのに対して、認定こども園が増加しており、令和4年度からは保育所を上回っています。

児童数および児童の居場所

	年少人口		就学前児童数		保育所 児童数	認定 こども園 児童数	幼稚園 児童数
		総人口比		在宅数			
2021(令和3)年度	32,102	10.7%	11,726	2,327	4,519	4,030	552
2022(令和4)年度	31,295	10.5%	11,261	2,235	4,154	4,210	840
2023(令和5)年度	30,388	10.3%	10,856	2,140	3,896	4,196	662
2024(令和6)年度	—	—	10,270	1,836	3,655	4,227	624

※令和5、6年度秋田市社会福祉審議会児童専門分科会資料より、年少人口は国勢調査からの推計

※各年度4月1日現在、年少人口は10月1日現在

※保育所児童数は、認可保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、幼稚園（へき地保育所）の合計

※認定こども園児童数は、幼保連携型、幼稚園型、保育所型の合計

※総人口比は年齢不詳を除いた人口で算出

### (4) 生活保護受給者の推移

生活保護受給者については、被保護者の人員、保護率（人口千対）ともに横ばいの状況にあります。本市の保護率は、秋田県の数値より高く、全国の数値に近いものですが、平成28年度から全国の保護率を上回っています。

また、被保護者に占める60歳以上の構成比は60%を超えています。

生活保護受給者の推移

	保護率			被保護者		60歳以上	
	秋田市	秋田県	全国	世帯数	人員	人数	構成比
2019(令和元)年度	1.75%	1.45%	1.64%	4,332	5,383	3,435	64.2%
2020(令和2)年度	1.73%	1.42%	1.63%	4,293	5,288	3,394	64.6%
2021(令和3)年度	1.75%	1.24%	1.63%	4,315	5,306	3,402	64.9%
2022(令和4)年度	1.74%	1.22%	1.62%	4,318	5,248	3,395	64.8%
2023(令和5)年度	1.74%	1.21%	1.63%	4,342	5,261	3,337	64.2%

※秋田市「福祉の概要」より

※被保護者は月平均、60歳以上は7月末日

### 3 秋田市地域福祉市民意識調査

---

#### (1) 調査の概要

---

地域福祉計画策定のために5年ごとに行っているもので、今回は、第5次秋田市地域福祉計画の策定作業を進めるうえで必要となる地域福祉ニーズや地域福祉施策の評価等の基礎資料を得るために実施したものです。

#### ア 調査内容

- (ア) 日常生活の困りごとについて (質問 1 ～ 7)
- (イ) 地域活動について (質問 8 ～ 13)
- (ウ) 地域福祉を支える制度について (質問 14 ～ 26)
- (エ) これからの地域づくりについて (質問 27 ～ 33)

#### イ 調査の設計

- (ア) 調査地域 : 秋田市内全域
- (イ) 調査対象 : 市内に居住する満18歳以上の男女個人
- (ウ) 標本数 : 2,000人
- (エ) 標本抽出方法 : 無作為抽出 (人口世帯表に基づく地域別人口比率により抽出)
- (オ) 調査手法 : 往復郵送による無記名アンケート方式
- (カ) 調査期間 : 令和4年12月27日から令和5年1月13日まで

#### ウ 有効回答者数

806人 (アンケート回収率 : 40.3%)



エ 有効回答者の基本属性

属性		構成比	属性		構成比	属性		構成比
性別	男性	41.9%	居住歴	5年未満	3.5%	同居家族	単身	14.8%
	女性	57.1%		5年～9年	3.8%		夫婦だけ	33.1%
	その他	0.2%		10年～19年	10.0%		2世代(中学生以下いる)	14.5%
	無回答	0.7%		20～29年	13.6%		2世代(中学生以下いない)	23.6%
年代	10歳代	1.4%		30年以上	67.7%		3世代(中学生以下いる)	3.5%
	20歳代	4.5%	居住形態	無回答	1.2%		3世代(中学生以下いない)	3.8%
	30歳代	7.1%		持ち家(一戸建て)	81.1%		その他	4.8%
	40歳代	14.1%		持ち家(マンション)	3.0%	無回答	1.9%	
	50歳代	16.1%		借家(一戸建て)	2.4%	暮らし向き	余裕がある	2.9%
	60歳代	20.1%		借家(アパートやマンション)	10.7%		やや余裕がある	8.8%
	70歳代	21.7%		その他	2.1%		変わらない	42.8%
	80歳代以上	14.4%		無回答	0.7%		やや苦しい	28.7%
無回答	0.6%	職業		雇われている人	43.9%		苦しい	15.9%
居住地域	中央地域		22.6%	会社・団体などの役員	3.2%		無回答	1.0%
	東部地域		20.0%	自営業主・家族従業者	6.1%	町の加入状況・自治会	加入している	85.6%
	西部地域		8.6%	その他有業者	1.7%		加入していない	4.6%
	南部地域		17.4%	学生	2.5%		分からない	6.7%
	北部地域		25.8%	専業主婦	8.2%		その他	0.6%
	河辺地域		2.6%	年金生活者	30.9%		無回答	2.5%
	雄和地域		2.0%	その他無業者	2.5%			
	無回答	1.1%	無回答	1.0%				

(2) 調査結果

調査結果は、本計画書のなかで関連するページに引用しているほか、資料編148ページから158ページに掲載しています。また、詳細については、報告書として秋田市ホームページに掲載しています。

## 4 第4次秋田市地域福祉計画における取組状況

---

### (1) 指標に関する評価

---

第4次計画では、基本目標として、①地域福祉を担う人づくり、②支え合いの地域づくり、③利用者に合った福祉サービスのしくみづくり、④安心して暮らせる福祉の環境づくりの4つを設定し、そのもとに7施策を設定した施策体系としておりました。各施策については、2017年度（平成29年度）の秋田市地域福祉市民意識調査の結果を基に、17の指標を設定しています。第5次計画策定に向けて2022年度（令和4年度）に行った意識調査の結果により、これらの指標に関する評価を行いました。

両年度の調査結果における数値を比較したところ、3つの指標で数値の改善、2つの指標で横ばい、5つの指標で数値の悪化が見られました。

改善した3つの指標、施策2の「福祉に関する仕事やボランティア活動をしている人」、「高齢者（65歳以上）で福祉の仕事やボランティア活動をしている人」、および施策6の「地域包括支援センターの認知度」では数値が改善し、このうち「福祉に関する仕事やボランティア活動をしている人」では目標を達成しました。

悪化した5つの指標のうち、8～9パーセント減少と数値の変動が大きいものとして、施策4の「担い手の連携による取組の推進」、施策5の「福祉サービスの充実」、施策7の「緊急時に備えるための地域活動の推進」および「地域や住宅のバリアフリー化の推進」の4つの指標が挙げられます。

少子高齢化や人口減少の急速な進行などにより、核家族地域活動の担い手不足や社会的なつながりの希薄化が進行するなか、各施策の実施や地域の取組により、ある程度の成果はあったものの、新型コロナウイルス感染症の影響による地域福祉活動の低下や収束後の活動回復の遅れなどの要因もあり、状況を改善するには至っていないと考えられます。

◎白矢印は状況が改善、黒矢印は状況が悪化している。

施策1 福祉に対する理解や支え合いの意識の向上

指 標	2017年度	目 標 2023年度	2022年度
地域福祉の趣旨を肯定的に理解している人 ※	54.8%	60.0%	51.6% ↓

※「取組に関わっている人」と「理解しているが行動には至っていない」人との合計。

施策2 担い手の育成・支援

指 標	2017年度	目 標 2023年度	2022年度
福祉に関する仕事やボランティア活動をしている人	9.7%	11.0%	11.3% ↑
高齢者（65歳以上）で福祉に関する仕事やボランティア活動をしている人	7.3%	11.0%	8.6% ↑

施策3 地域活動の推進

指 標	2017年度	目 標 2023年度	2022年度
地域活動（地域自治活動や市民活動）に参加している人 ※	50.4%	54.0%	49.6% ⇐

※活動分野を選択する質問となっているが、複数回答可能のため、100%から「参加していない人」「無回答」の合計を差し引いた割合。

施策4 担い手の連携による取組の推進

指 標	2017年度	目 標 2023年度	2022年度
住民団体や関係機関（町内会、地区社会福祉協議会など）が連携して活動することが多くなったと「感じる」と「どちらかといえば感じる」の割合の合計	20.7%	22.0%	11.6% ↓

施策5 利用者の立場に立った福祉サービスの提供

指 標	2017年度	目 標 2023年度	2022年度
福祉保健サービスが充実し、適正に供給されていると「感じる」「どちらかといえば感じる」の割合の合計	27.5%	29.0%	18.8% ↓

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 施策6 相談体制の充実と情報の提供

指 標 (参考)	2017年度	目 標 2023年度	2022年度
地域包括支援センターの認知度	41.3%	50.0%	45.5% ↑
子ども未来センター(現・子ども家庭センター)の認知度	21.0%	22.0%	21.5% ⇔

### 施策7 地域生活における安全安心の確保

指 標 (参考)	2017年度	目 標 2023年度	2022年度
防災、急病など緊急時に備えるための地域活動(地域での災害時要援護者への支援、救急医療情報キット(安心キット)の取組など)が進んでいると「感じている人」と「どちらかといえば感じる」の割合の合計	34.4%	36.0%	24.6% ↓
地域(公共施設、歩道など)や住宅のバリアフリー化(段差を少なくするなど)が進んでいると「感じている人」と「どちらかといえば感じる」の割合の合計	41.7%	43.0%	33.1% ↓

## (2) 施策ごとの市の取組状況

## ア 全体の取組状況

7の施策ごとの市の取組状況について、各施策のなかの取組（事業）が施策の目的に沿った成果を上げているかを、A B Cの三段階評価で検証しました。

その結果、全90の取組（事業）について、A評価が37、B評価が52、C評価が1となり、計画期間中に新型コロナウイルス感染症や令和5年豪雨災害の影響があった中で、おおむね順調に進捗したと考えられます。一部課題があるものについては、分野ごとの実施計画において、事業の見直しが必要です。

- A 十分な成果を上げた（8割以上の成果を上げた、事業期間中に見直しを行い現在は十分な成果を上げている、十分な成果を上げ事業が終了した、など）
- B ある程度の成果を上げた（4～7割程度の成果を上げた、一部課題や取組が不十分であり、一部見直ししながら事業を進めていく必要がある、など）
- C 内容の見直しが必要（あまり成果が上がっておらず、廃止を含め、事業の抜本的な見直しが必要であるなど）

施 策	取組数	A評価	B評価	C評価
施策1 福祉に対する理解や支え合いの意識の向上	6	2	4	—
施策2 担い手の育成・支援	13	3	10	—
施策3 地域活動の推進	12	4	8	—
施策4 担い手の連携による取組の促進	10	5	5	—
施策5 利用者の立場に立った福祉サービスの提供	26	11	14	1
施策6 相談体制の充実と情報の提供	8	5	3	—
施策7 地域生活における安全安心の確保	15	7	8	—

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### イ 主な取組指標による実績

アの取組ごとの進捗状況をABCの三段階で評価したほか、計画の達成度が判断できるよう、主な取組には指標を設定しておりました。

その結果、34事業のうち、目標値から「↑ 好転」した事業が7項目、「→ 横ばい」が18項目、「↓ 悪化」が7項目となっております。なお、8事業においては目標値を達成しております。

一部事業については、新型コロナウイルス感染症や令和5年豪雨災害の影響があったものの、おおむね順調に進捗したと考えられます。「↓ 悪化」となった一部事業については、分野ごとの実施計画などにおいて、事業の見直しが必要です。

#### ・【評価基準】

評価	評価説明
↑ 好転	策定時の実績から、20%以上好転した
→ 横ばい	策定時の実績から、20%を超えない増減に推移した
↓ 悪化	策定時の実績から、20%以上悪化した
※ 対象外	達成度の調査対象外となった、指標の内容を変更した

評価	令和5年度指標状況	
	指標数	割合(%)
↑ 好転	7	20.6
→ 横ばい	18	52.9
↓ 悪化	7	20.6
※ 対象外	2	5.9
計	34	100.0

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

	取組	指標	策定時実績	2023年度 (令和5年度)	目標値
施策1	男女共生社会の推進	男は外で働き、女は家庭を守るべきであるという考え方	反対派47.8% (平成28年度)	反対派62.6% (令和3年度) ↑	反対派56.0% (令和2年度)
	エイジフレンドリーシティの推進	カレッジにおけるエイジフレンドリーシティの認知度	70% (平成29年度)	76.1% →	81% (令和5年度)
	エイジフレンドリーパートナーづくりの推進	登録事業所数	81事業所 (平成29年度)	143事業所 ↑	180事業所 (令和2年度)
施策2	市民活動の促進	市民活動団体による市民交流サロン内の活動件数	349人 (令和元年度)	556人 ↑	349人 (令和7年度)
	認知症サポーターの養成	認知症サポーター養成講座受講者数	2,756人 (平成29年度)	856人 ↓	3,800人 (令和2年度)
	高齢者生活支援体制整備事業の推進	サービスの担い手養成研修への参加者	新規取組のため実績値なし	19人 ↑	60人 (令和2年度)
	介護支援ボランティアの推進	年間延べ活動者数	3,247人 (平成29年度)	登録者数324人 ※	4,500人 (令和2年度)
	傾聴ボランティア養成事業の推進	ボランティア活動者数	12人 (平成29年度)	令和2年度末で事業廃止 ※	20人 (令和2年度)
	生涯学習(社会参加活動)の推進	高齢者教育事業参加者数	8,081人 (平成29年度)	6,036人 ↓	9,100人 (令和2年度)
	老人クラブ活動の活性化	新規クラブ数	1団体、100人 (平成29年度)	0団体、0人 ↓	2団体、60人 (令和2年度)
施策3	市民サービスセンターにおける世代間交流事業の推進	世代間交流事業参加者数	1,154人 (平成29年度)	311人 ↓	1,500人 (令和2年度)
	住民の支え合いによるサービスの実施	訪問型サービスにおける住民主体サービスの実施割合	新規取組のため実績なし	実績なし →	7% (令和2年度)
	地域コミュニティ活動への支援	地域づくり交付金交付件数	55件 (平成29年度)	37件 →	65件 (令和2年度)
施策4	見守りネットワーク協議会の開催	協議会の毎年開催	未開催	未開催 →	協議会の毎年開催
	認知症高齢者などの見守り体制の構築	見守り協定締結件数	11件 (平成29年度)	23件 ↑	20件 (令和2年度)
	認知症高齢者の地域生活への支援	認知症地域支援推進員の配置数	9人 (平成29年度)	20人 (市職員2人含) ↑	12人 (令和2年度)
	認知症高齢者の地域生活への支援	認知症初期集中支援チームの支援終了後(モニタリング時)に何らかのサービスにつながっている割合	新規取組のため実績なし	83.3% ↑	100% (令和2年度)
	地域包括ケア会議の充実	地域ケア会議の開催回数(個別ケース・定期開催の計)	108回 (平成29年度)	100回 →	144回 (令和2年度)

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

	取組	指標	策定時実績	2023年度 (令和5年度)		目標値
施策5	「食」の自立支援事業	延べ利用回数(高齢者のみ)	77,961回 (平成29年度)	88,876回	→	101,017回 (令和2年度)
	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の整備	在宅医療・介護連携推進協議会および部会の開催回数	5回 (平成29年度)	4回	→	9回 (令和2年度)
	成年後見制度利用支援事業	後見等市長申立て件数	9件 (平成29年度)	9件	→	12件 (令和2年度)
	生活困窮者への相談・支援	新規受付件数	441件 (平成29年度)	408件	→	541件 (令和2年度)
		プラン作成件数	127件 (平成29年度)	75件	↓	134件 (令和2年度)
		就労支援対象者数	47人 (平成29年度)	43人	→	69人 (令和2年度)
	健康づくり・生きがいがづくり支援事業	健康づくり・生きがいがづくり支援事業の実施件数	78件 (平成29年度)	85件	→	78件 (令和2年度)
		地域サロン事業の実施件数	37件 (平成29年度)	39件	→	38件 (令和2年度)
		いきいきサロン事業の参加者数	1,251人 (平成29年度)	603人	↓	1,232人 (令和2年度)
	高齢者就業機会確保事業	会員数	956人 (平成29年度)	877人	→	1,000人 (令和2年度)
高齢者コインバス事業	コインバス資格証明書の交付率	61.28% (平成29年度)	67.23%	→	64% (令和2年度)	
施策6	在宅医療・介護連携に関する普及啓発の推進	市民講演会の開催回数	1回 (平成29年度)	1回	→	3回 (令和2年度)
	高齢者生活支援情報提供事業	秋田市暮らしに役立つサービス冊子作成部数	25,000部 (平成29年度)	20,000部	→	25,000部 (令和2年度)
施策7	消費者啓発	消費生活出前講座開催数	36回 (平成29年度)	35回	→	50回 (令和2年度)
	緊急通報システム事業	緊急通報システムの設置台数	567台 (平成29年度)	396台	↓	555台 (令和2年度)
	既存公共施設等のバリアフリー化の促進	「秋田市バリアフリー基本構想」に位置づけた特定事業等の整備進捗率	94.1% (平成29年度)	100%	→	100% (令和2年度)



### (3) 重点事業の取組状況

第4次計画では、課題解決に向けた公・共・私の役割分担と連携による地域福祉活動の先導的取組とするため、2つの重点事業を設定していました。これらの取組状況について検証しました。

#### ア 重点事業1 包括的支援体制の整備

地域包括支援センターなどが把握する高齢者世帯を調査して、「8050問題（高齢の親が中高年のひきこもり者を養育）」の対象者を把握するなど状況把握に努めました。また、「包括的支援体制の整備に関する取組指針」を策定し、福祉に関する市の相談機関を集約して市ホームページなどで公開しました。これらを関係機関と共有しながら、既存の支援体制を有効活用し、各相談支援機関との連携を図りました。

さらに、犯罪をした者等が円滑に社会の一員として復帰することができるようにするために「再犯防止推進計画」を、認知症や知的・精神障がい等で判断能力が不十分な方が権利や財産を侵害されずに安心して暮らせるように「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

このように一定の成果がありましたが、新型コロナウイルス感染症や令和5年豪雨災害では、複合的な課題や制度の狭間にある世帯が、支援制度を利用できずに取り残されるなどの問題が顕在化しました。また、指標としていた地域福祉市民意識調査の結果では、「地域福祉の取組に関わっている人」の割合も目標に及ばず、横ばい状態（5.3%→5.1%）となっています。

国では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、④アウトリーチ等による継続的支援、⑤多機関協働、⑥支援プランの作成を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の実施を求めており、本市でも他都市事例や実施手法の検討を進めております。

こうした中、令和5年豪雨災害では、被災者の復興支援のため、秋田市社会福祉協議会に「地域支え合いセンター」を設置し、被災者一人ひとりの生活再建に向けた取組を続けています。地域支え合いセンターの取組は重層的支援体制整備事業と類似性・親和性が高いことから、取組内容を検証し、重層的支援体制整備事業への移行につ

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

いても併せて検討していくことが必要です。

### (7) 事業概要

複数の分野が複合した課題、制度の狭間に位置する課題に対して、社会的な孤立の予防にも対応しながら、様々な主体が連携して取り組む支援体制の整備を図る。

#### (イ) 目標

地域住民が地域の課題や特性について考え、主体的に地域福祉に関わることを促しながら、複合化・複雑化した課題や制度の狭間に位置する課題を抱える人への必要なサービスや支援の適切な提供ができるような包括的な支援体制の整備を図る。

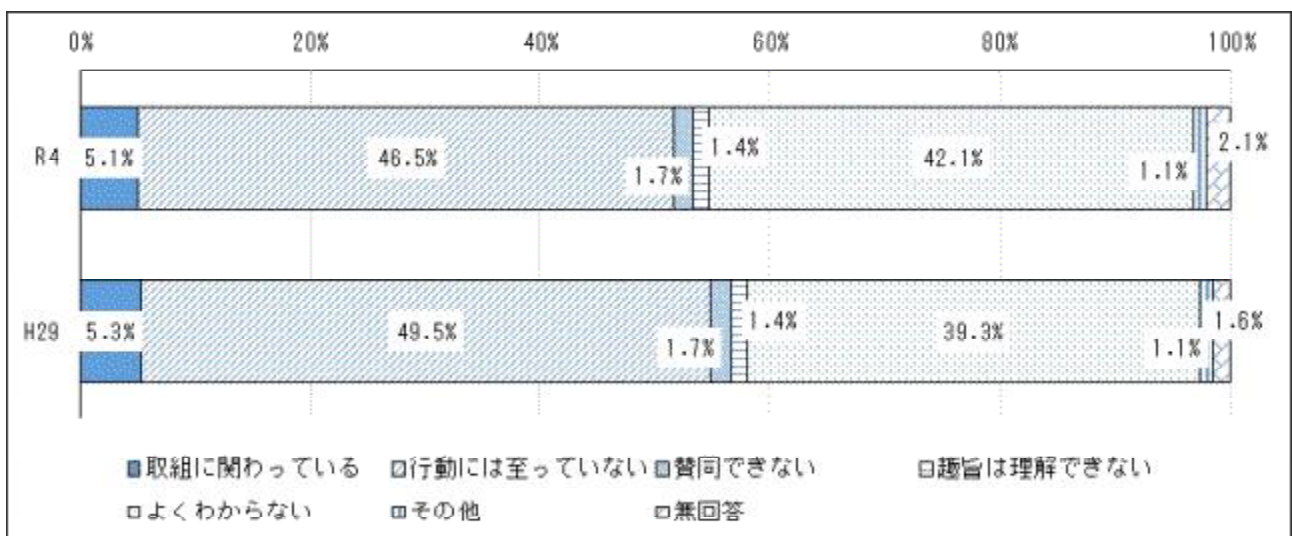
#### (ウ) 取組状況

事業計画		取組状況
年度	項目	
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関に聞き取りし、連携の実態把握</li> <li>関係機関の連携手法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「8050問題」状況把握のため、地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所が担当している高齢者世帯の調査を実施した。</li> <li>東北県庁所在市と更生支援に関して意見交換したほか、法務省、秋田県保護観察所および秋田地区保護司会と再犯防止推進に関する意見交換をした。</li> </ul>
2020 2024	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関の連携手法の検討(随時)</li> <li>検討を経た連携手法の順次実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもりの人やその家族等に対して、相談員が相談に応じる訪問型の支援(アウトリーチ)を実施した。</li> <li>本市における包括的支援体制の取組状況について取りまとめ、包括的支援体制の整備に関する取組指針を策定した。</li> <li>犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援するため、秋田市再犯防止推進計画を策定した。</li> <li>認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十</li> </ul>

		<p>分な方が成年後見制度を利用し、権利や財産が侵害されることなく安心して暮らしていくことができるよう、秋田市成年後見制度利用促進基本計画を策定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的支援体制整備事業について、他都市の取組状況・動向などの情報収集を行い、本市で取り組む場合の経費や取組方法等の検討を行った。</li> <li>・令和5年7月豪雨、9月大雨の被災者支援のため、地域支え合いセンターを秋田市社会福祉協議会に設置し、市の関係課所室からなる復興支援チームと連携しながら、アウトリーチやケース会議などを通じ、被災者一人ひとりの復興支援に取り組んだ。</li> </ul>
--	--	---

指 標 (参考)	現 状 2017年度	目 標 2023年度	2022年度
地域福祉の取組に関わっている人	5.3%	7.3%	5.1%

地域福祉の趣旨についてどう考えているか（秋田市地域福祉市民意識調査）



### イ 重点事業2 災害に備えた支え合いの地域づくり

「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」に基づき、要援護者ごとの個別避難支援プラン作成など地域における避難支援体制の整備に向けた取組を推進しました。

個別避難支援プラン作成のプロセスやプランの必要性等が十分理解されておらず、取組が進んでいない地域もあるため、計画作成者や支援者などから意見を聞き取り、「地域での避難支援体制づくりの手引き」の見直しを行いました。

その上で、各市民サービスセンターと連携して地域での避難支援体制作りのための説明会を開催するなどして、地域での個別避難支援プラン策定の支援を行いました。

また、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、危険区域に居住するなど特に優先度の高い要援護者について、行政が個別避難支援プランを作成することが努力義務となりました。そのため、優先的に作成が必要な要援護者約600名を抽出し、秋田市社会福祉協議会に業務委託して、作成に取り組みました。

しかし、詳細な個人情報の提供に抵抗感がある要援護者も一定数いることや、災害時に避難誘導を行う支援者の確保などの課題があり、2013年度までのプラン作成数は、指標としていた2,150件に及ばない1,543件にとどまっています。

一方で、市民意識調査で、近所の人に手助けしてほしいことを聞いたところ（複数回答）、「災害時の避難支援」が30%と依然として高い割合となっており、引き続き息の長い取組が必要です。

また、災害対策基本法施行規則の改正により、受け入れ対象者を事前に特定し直接避難できるようになったことを受けて、二次避難所としていた福祉避難所のうち、障がい者施設・特別支援学校について、直接避難が可能な指定福祉避難所とすることとし、災害時の受入体制を強化しました。令和5年の豪雨の際には、避難者をケアする人員の確保が難しかったこともあり、福祉避難所は開設されませんでした。今後は、指定福祉避難所の範囲の拡大や、関係団体と連携しての人員確保などが必要となっています。

令和5年7月豪雨災害および9月大雨災害は、本市各地域に甚大な被害をもたらし、災害ボランティアセンターの設置や「災害ケースマネジメント」の考え方にに基づき、地域支え合いセンターを秋田市社会福祉協議会に設置し、被災者一人ひとりへの伴走的な支援が行われました。一方で、公助共助における様々な課題がありました。その対応のため設置された「令和5年7月豪雨災害対応検証委員会」で検討された内容も

次期計画や「災害時要援護者の避難支援プラン」に反映していくことが必要です。

(7) 事業概要

たとえ自力での移動が困難でも、災害時には地域などの支援で無事に避難できるよう避難支援体制の構築など、災害に備えた支え合いの地域づくりを推進する。

(イ) 目標

災害時要援護者（自力での避難が困難な人）の避難支援体制の構築を図る。

(ウ) 取組状況

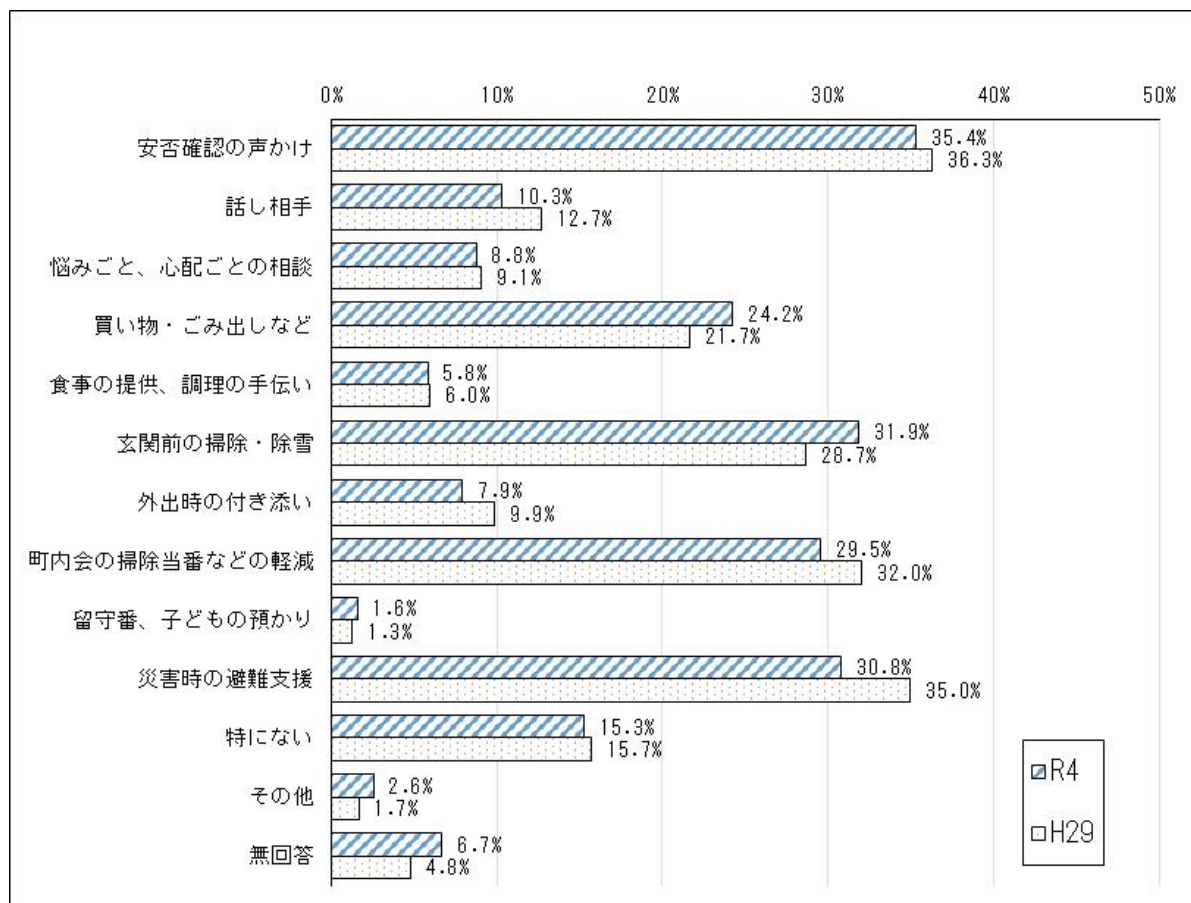
事業計画		取組状況
年度	項目	
2019 ～ 2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域での説明会の開催</li> <li>地域でのプラン作成者や支援者に聞き取りし、地域での避難支援体制づくりの実態把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者を支援するため、各市民サービスセンターと連携して地域での避難支援体制づくりに関する説明会を実施した。</li> <li>個別避難計画（個別避難支援プラン）の課題などについて、計画作成者や支援者に聞き取りした。</li> </ul>
2021 ～ 2024	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域での避難支援体制づくりの手引き」の見直し（随時）</li> <li>プラン周知の広報活動の実施</li> <li>地域での個別避難支援プラン作成支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画作成者や支援者に聞き取りした内容を元に「地域での避難支援体制づくりの手引き」を見直した。</li> <li>各市民サービスセンターなどで避難支援体制づくりの説明会等を開催するなど、地域での個別避難計画作成を支援した。</li> <li>優先度の高い方の個別避難計画の作成を、秋田市社会福祉協議会に委託して実施し、優先度の高い方の個別避難計画の作成に活用するため、秋田市要援護者支援システムスタンドアロン版を市社協に設置した。</li> </ul>

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

		<p>・障がい者を対象とする福祉避難所について、直接避難が可能な指定福祉避難所に位置づけ、災害時の受け入れ体制を強化した。</p> <p>・7月豪雨、9月大雨の被災者支援のため、秋田市地域支え合いセンターを秋田市社会福祉協議会に設置し、市の関係課所室からなる復興支援チームと連携しながら、戸別訪問や地域でのサロン開催などを通じ、地域団体などとも協力しながら被災者一人ひとりの復興支援に取り組んだ。</p>
--	--	--

指 標 (参考)	現 状 2017年度	目 標 2023年度	2023年度
個別避難支援プランの策定件数	1,084人	2,154人	1,543人

近所の人に助けてほしいこと（複数回答）（秋田市地域福祉市民意識調査）



## 5 地域福祉を取り巻く課題

---

### (1) 他の福祉関係の計画において課題として捉えている事項

地域福祉計画のもとに位置づけている各分野ごとの実施計画と第3次エイジフレンドリーシティ行動計画においては、「地域」に関わる事柄を課題と捉えて設定した基本目標等があり、地域福祉計画においても課題として捉える事項を含んでいると言えます。

#### ア 第11次秋田市高齢者プラン(計画期間:2024~2026年度)

本市を取り巻く状況や高齢者の実情に応じた保健・福祉サービスや介護サービスの提供量と提供体制を確保し、必要とされる各種の施策・事業が計画的に図られるようにすることを目的に策定したものです。

「自分らしく生きがいをもって輝ける健康長寿社会」を基本理念とし、地域の様々な主体が連携し高齢者の在宅生活の包括的な支援体制を目指す地域包括ケアシステムの構築、認知症施策・権利擁護の推進、介護予防・健康づくり施策・生活支援サービスの充実、生きがいづくりと社会参加の促進、介護保険サービスの質と量の確保など12の基本目標を設定し、取り組んでいくこととしています。

#### イ 第6次秋田市障がい者プラン(計画期間:2024~2029年度)

誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、障がいのある方の日常生活および社会生活を総合的かつ計画的に支援し、社会参加の実現、保健・医療・福祉サービス基盤の整備、教育との連携および地域生活の充実を目指して策定したものです。

「分かり合い、支え合い、自分らしく共に生きていくまち」を基本理念とし、権利の擁護の推進、情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実、地域生活支援の充実、自立と社会参加の促進など6つを基本理念の実現に向けた施策に掲げ、取り組んでいくこととしています。

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### ウ 第3次秋田市子ども・子育て未来プラン(計画期間:2020~2024年度)

未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現を目指し、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組むため、支援制度の円滑な実施と支援策のさらなる充実に向けて策定したものです。

「支え合う すこやか子育て 夢ある秋田 ~みんなで育むかがやく笑顔~」を基本理念とし、教育・保育、地域の子育て支援の総合的な提供、ワーク・ライフ・バランスの推進、子どもと家庭へのきめ細かな支援など7つの基本目標を設定し、取り組んでいくこととしています。

### エ 第3次健康あきた市21(計画期間:2024~2035年度)

市民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かに生活できる活力ある地域社会を目指し、生活習慣病の発症や重症化を予防し、社会生活を送るために必要な機能を維持・向上することにより生活の質の向上を図り、健康で元気に生活できる期間を延ばすこと(健康寿命の延伸)を目的に策定したものです。

温かな関係性を含んだつながりを持つことができる環境やこころの健康を守る社会環境の整備、市民が主体的に健康づくりに向けて行動する取組など5つの基本方針を設定し取り組んでいくこととしています。

### オ 第3次エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)行動計画

(計画期間:2022~2026年度)

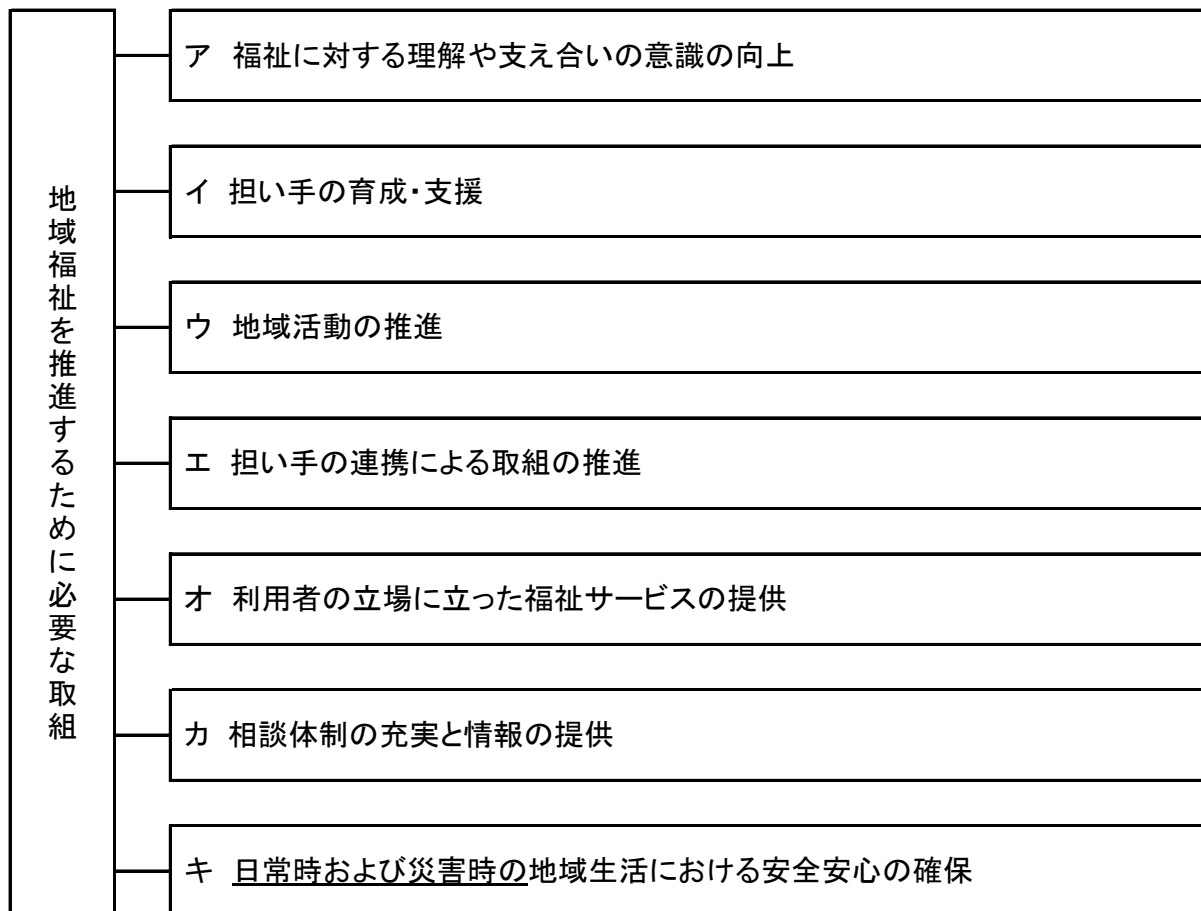
高齢化をマイナスに捉えるのではなく、人口構成の変化等による様々な課題に向き合い、誰もがコミュニティに関わり、その人らしくいきいきと暮らすことができる社会づくりを目指して策定したものです。

あらゆる世代への意識醸成、地域コミュニティ活動の推進、エイジフレンドリーパートナーとともに目指す暮らしやすい環境の整備、地域の課題解決に向けた産学官民一体の共創体制の推進の4つを重点的な取組と捉え、「ともに考え ともにつくる  
エイジフレンドリーシティ  
高齢者にやさしい都市 ~誰もが心豊かにいきいきと暮らせる社会をめざして~」を基本理念とし、生涯を通じた生きがいづくりや社会参加の促進、高齢者の就業や市民参加の機会創出、多様な生活支援サービスを利用できる地域づくりなど8つの基本目標を設定し取り組んでいくこととしています。



(2) 課題の抽出

人口や福祉サービス利用者数等の推移、市民意識調査、第4次計画における取組の検証および他の福祉関係の計画における課題から、地域福祉を推進するための課題を抽出し、必要な取組を以下のとおり整理しました。



## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### ア 福祉に対する理解や支え合いの意識の向上

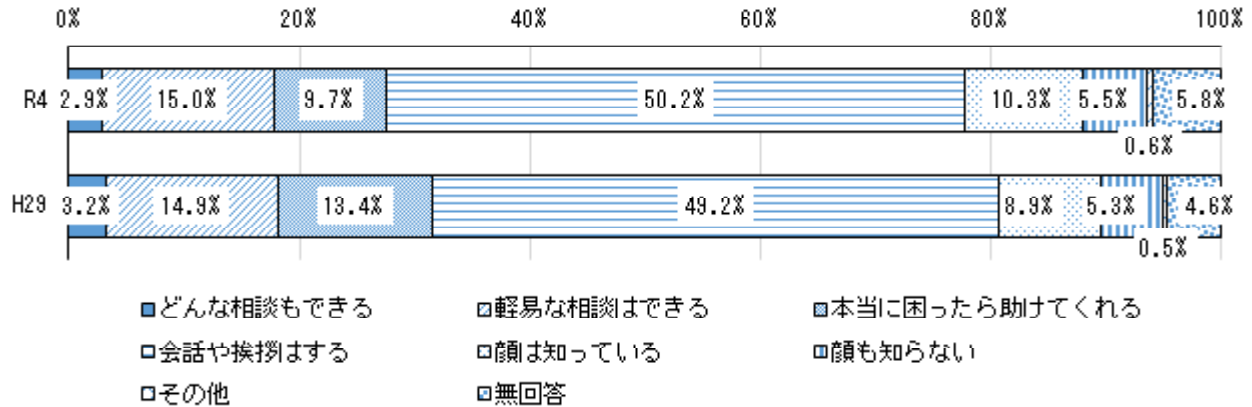
人口減少・少子高齢化の進行に伴って、世帯人員の減少および高齢者単独世帯や高齢夫婦のみ世帯（夫婦のうち少なくとも1人は高齢者）が増加することにより、家庭の扶養能力（育児・介護機能）が低下しています。また、5年ごとに行っている市民意識調査で「近所の人とのつきあいの程度」を聞いた結果、相談できる人が近所にいるという回答の合計が27.6%で、前回調査（平成29年度）よりも3.9ポイント減少、平成24年度調査からは8.5ポイント減少しているなど、地域住民同士の関係の希薄化が見られ、地域社会が脆弱化し相互扶助力がさらに低下していると考えられます。第3次エイジフレンドリーシティ行動計画においても、地域コミュニティ活動の促進を課題と捉えています。

こうしたなかで、支え合いの地域社会を実現していくためには、市民一人ひとりが毎日の暮らしのなかで、互いに認め合い、年齢の違いや障がいの有無にかかわらず、互いに尊重しあう姿勢が重要です。

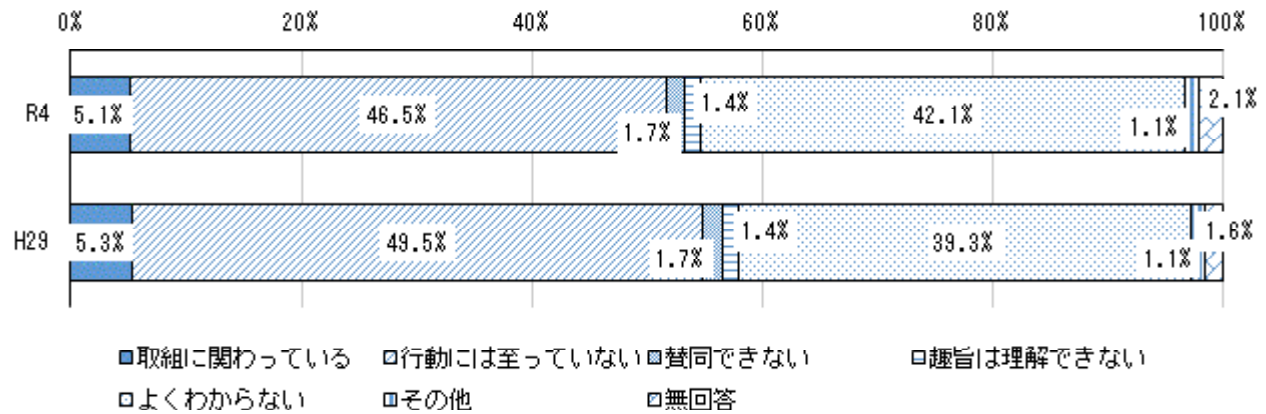
地域福祉の趣旨「誰もが身近な地域社会で自立した生活が営めるよう、みんなで支え合う地域社会をつくっていくこと」についての市民の理解は、市民意識調査によれば、「理解できるが行動には至っていない」が46.5%で最も多いものの、前回と比べて3.0ポイント減少、平成24年度調査からは9.4ポイント減少しており、その傾向にさらに拍車がかかっています。また、「よくわからない」の回答が42.1%で2番目に多く、2.8ポイントの増加となっています。

このようなことから、地域福祉を推進するためには、引き続き「(市民一人ひとりの)福祉に対する理解や支え合いの意識の向上」のための取組が必要です。

近所の人とのつきあいの程度  
(秋田市地域福祉市民意識調査)



地域福祉の趣旨に対する考え方  
(秋田市地域福祉市民意識調査)

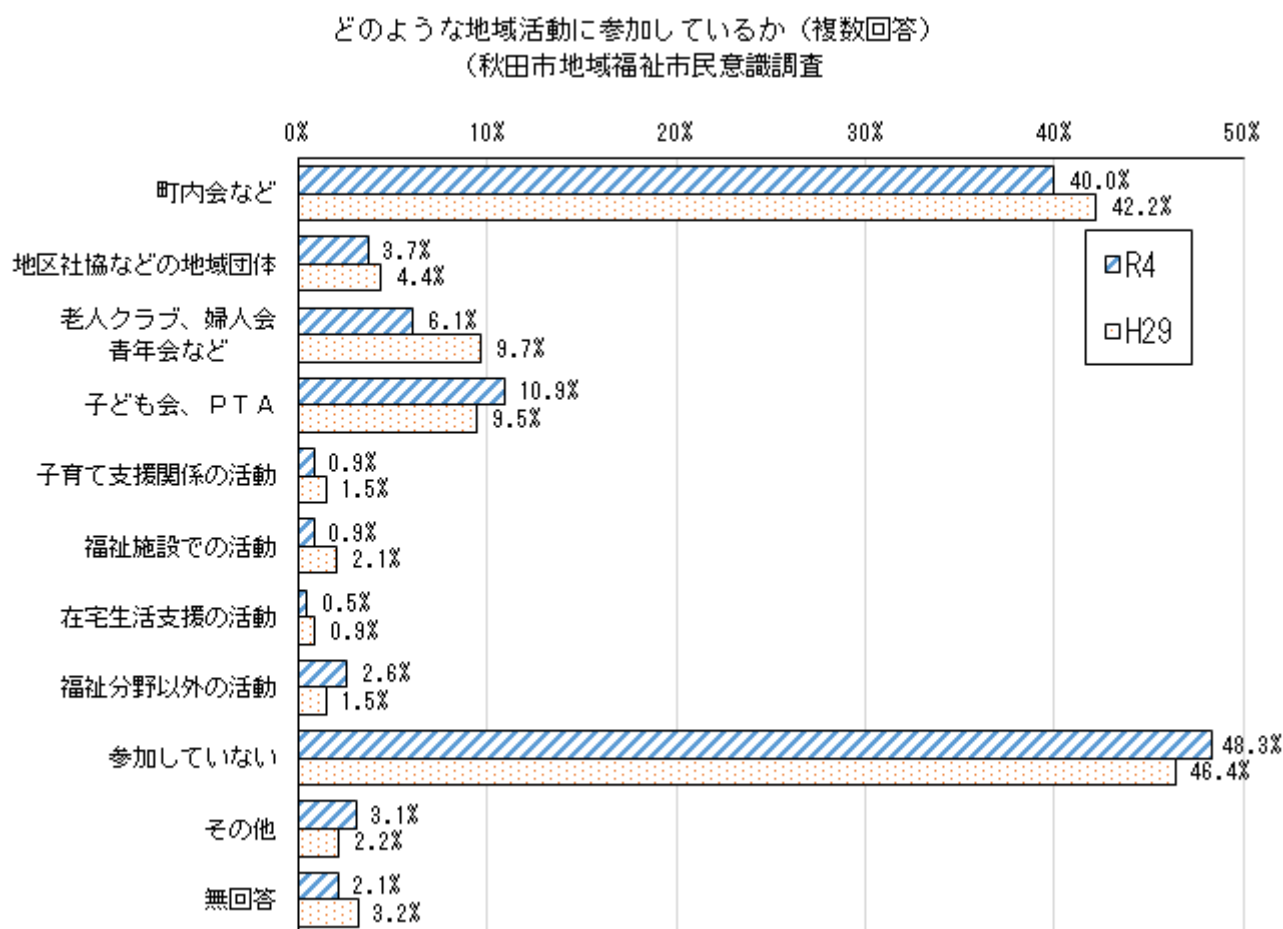


### イ 担い手の育成・支援

地域福祉推進の担い手として、町内会などの住民団体、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人などの役割が重要になっています。しかし、第4次計画における「施策2 担い手の育成・支援」の目標（福祉に関わるボランティア活動をしている人の割合15.0%）は、第3次計画の数値から据え置いたにも関わらず、依然として達成できていない状況です。他の福祉関係の計画においても担い手不足に関する事項が課題として挙げられています。

このようなことから、引き続き、地域福祉活動の中核となる「担い手の育成・支援」の取組が必要です。

地域活動に参加している人は、地域福祉推進の担い手ともなりますが、市民意識調査では、「地域活動に参加していない」人の割合が48.3%であり、2人に1人は参加していない状況です。他の福祉関係の計画では、高齢者や障がい者が自身の能力を活かして地域活動へ参加するなどの社会参加の促進を基本目標等に掲げています。



## ウ 地域活動の推進

市民意識調査によれば、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で日常生活を続けていくために理解と協力が一層必要なのは「家族」という回答が62.8%で最も多く、次いで「行政機関」54.5%、「施設、事業者」44.3%、「近所の人」33.5%という結果でした。前回調査と比較して、「行政機関」が8.7ポイント、「施設、事業者」が1.3ポイント増加したのに対し、「家族」が8.6ポイント、「近所の人」が6.5ポイント、「町内会・自治会」が3.2ポイント減少しています。しかし、住み慣れた地域で暮らすには「近所の人」「町内会・自治会」すなわち地域の役割は重要であると言えます。

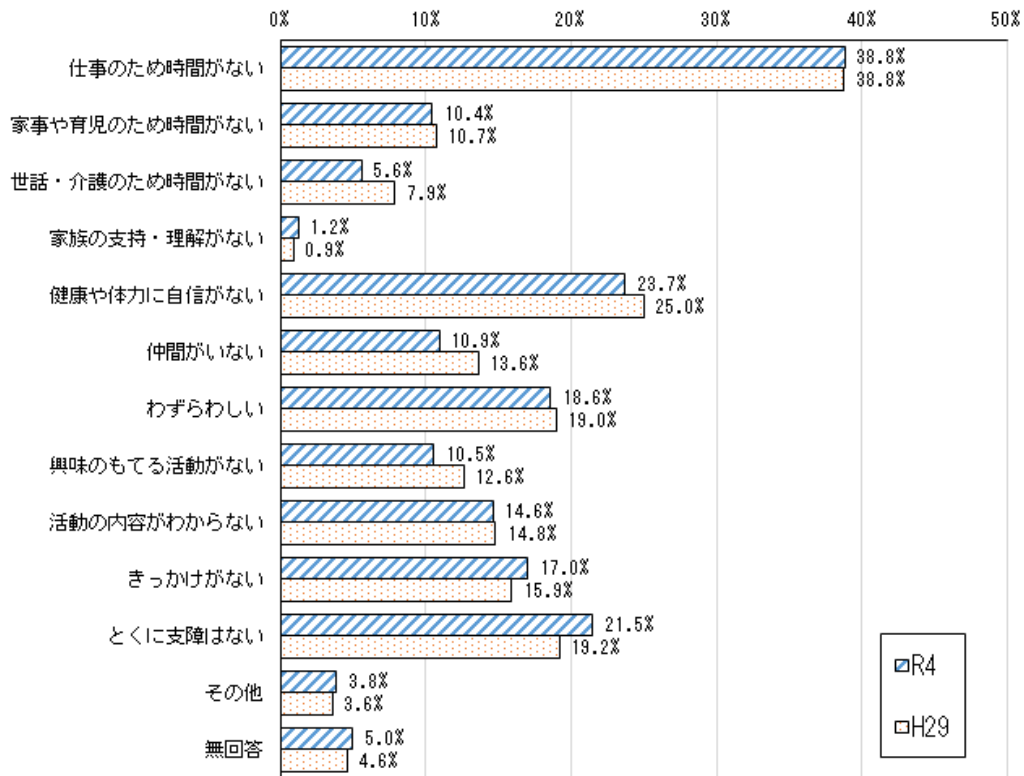
一方で、第4次計画における「施策3 地域活動の推進」の評価指標としていた「地域活動に参加している」人は49.6%となっており、目標の54.0%を達成できませんでした。しかし、地域活動に参加するときに支障になることとして、「興味の持てる活動がない」が10.5%、「活動の内容（どのような活動があるのか）がわからない」が14.6%、「きっかけがない」が17.0%となっており、地域活動が盛んになることで、今後、参加する可能性があると考えられる回答が一定程度ありました。

さらに、令和2年の社会福祉法の改正では、地域福祉を推進するにあたり、地域住民等が特に留意すべき点として、「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」とあげられています。

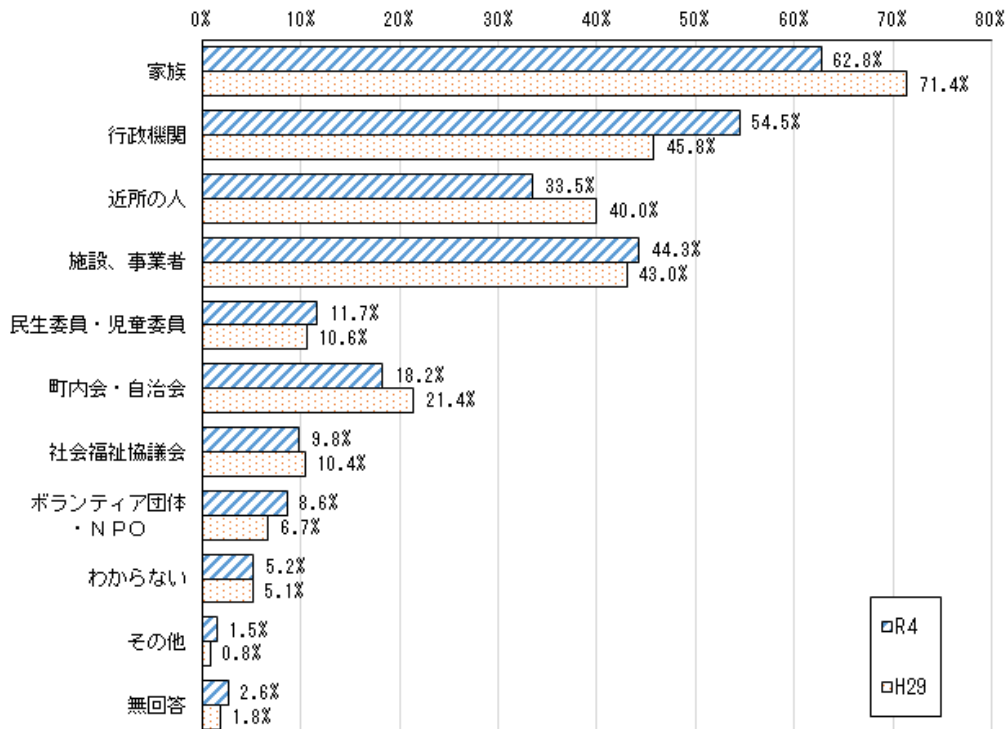
このようなことから、引き続き「地域活動の推進」に努め、地域住民が生活課題を共有し解決に取り組んでいけるようにしていくことが必要です。

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

地域活動に参加するときに支障になること（複数回答）  
（秋田市地域福祉市民意識調査）



高齢者や障がい者が住み慣れた地域で日常生活を続けていくために理解と協力が一層必要と思う相手（複数回答）  
（秋田市地域福祉市民意識調査）

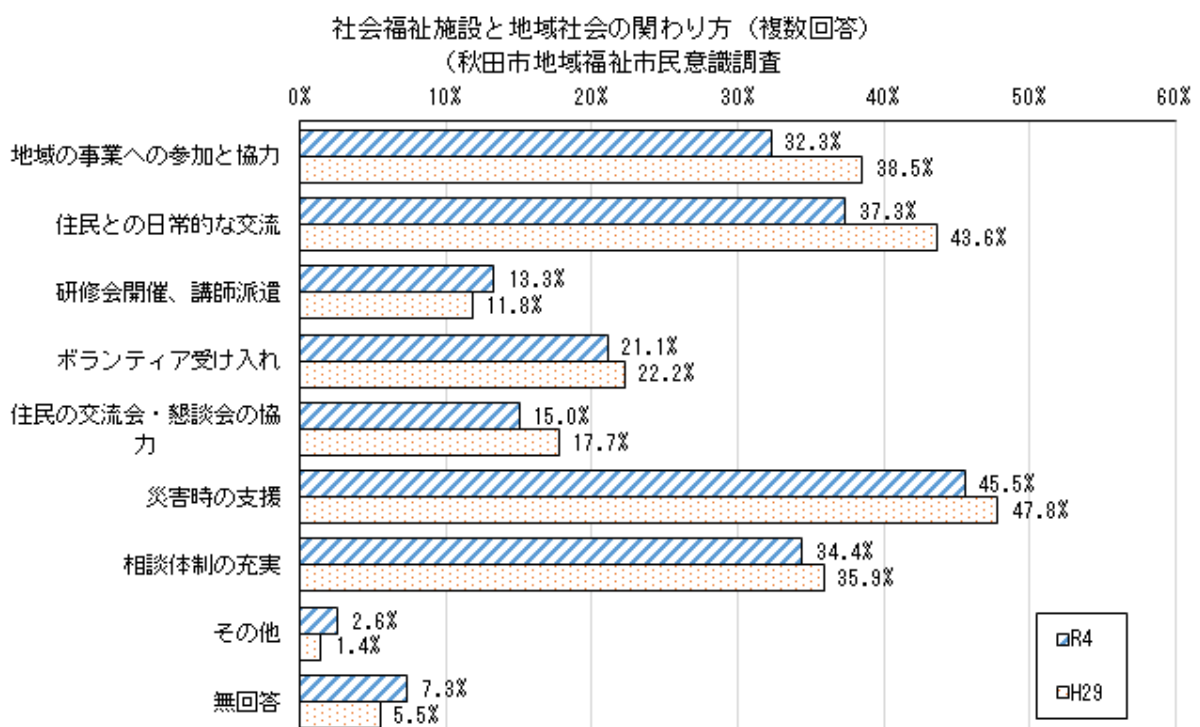
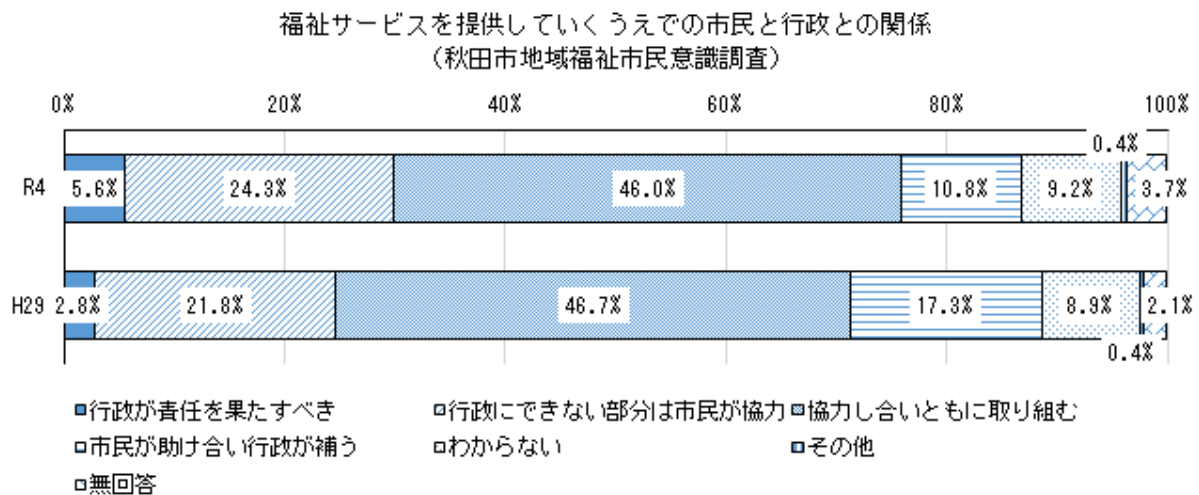


エ 担い手の連携による取組の推進

市民意識調査によれば、福祉サービスを提供していくうえで「行政が責任を果たすべきであり、市民はそれほど協力することはない」の回答が5.6%と前回調査より微増したものの、福祉サービスを提供するうえで市民と行政が連携すべきとの回答が大部分でした。社会福祉施設には、「施設の利用者と地域住民との日常的な交流」や「災害時の避難受け入れなどの支援」などへの関わりを望む回答が多い結果となりました。

また、第11次高齢者プランでは、地域の様々な主体が連携し高齢者の在宅生活の包括的な支援体制を目指す地域包括ケアシステムの構築を基本目標に掲げています。

このようなことから、「担い手の連携による取組の推進」が必要です。

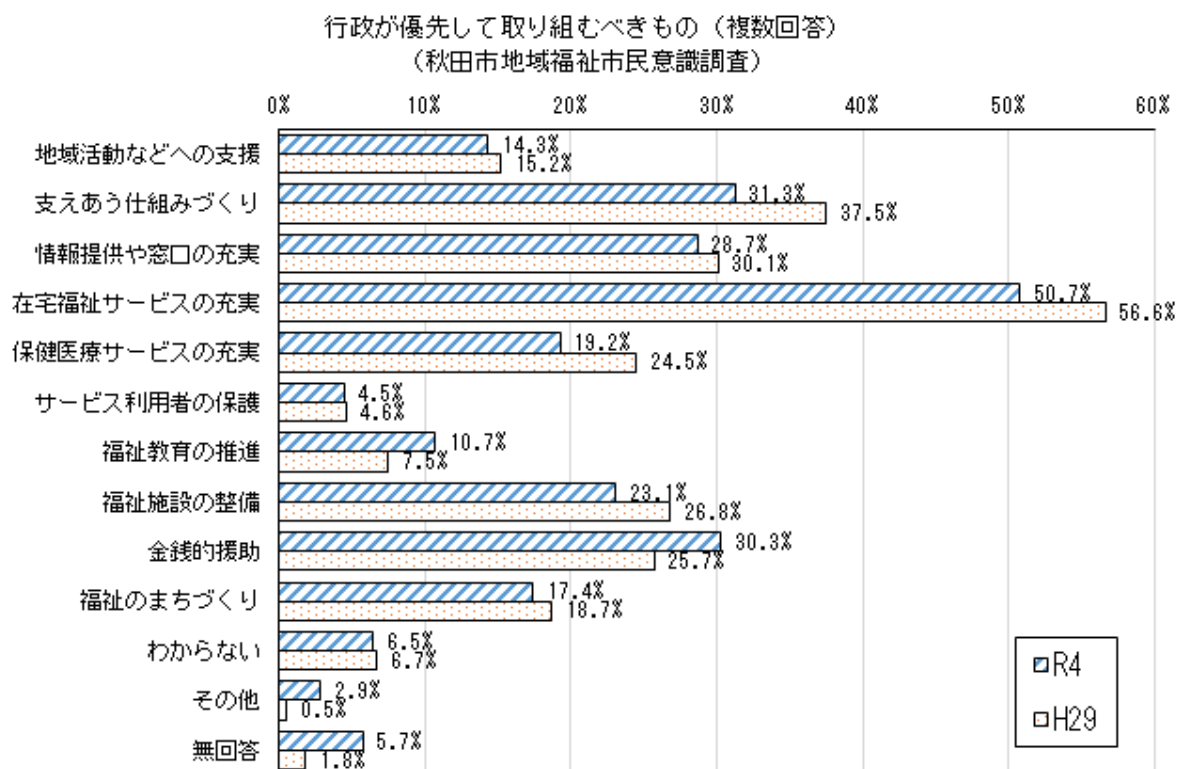


オ 利用者の立場に立った福祉サービスの提供

市民意識調査では、行政が優先して取り組むべきものとして、「在宅福祉サービスの充実」が最も多い回答でした。他の福祉関係の計画においても、地域生活支援や介護予防のサービスの充実とそれら多様なサービスを利用できる地域づくりなど、可能な限り地域での生活を維持していくことを目指しています。

また、障がいと生活困窮など複数の分野が複合した課題、公的な福祉サービスの対象とならない、必要なサービスがないなど制度の狭間に位置する課題が存在していることから、平成29年の社会福祉法改正により、包括的な支援体制を整備していくことが市町村の努力義務とされ、令和2年の改正では、包括的支援体制の整備に当たっての市町村の責務を具体化し、これらによって、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にし、地域の力と公的な支援体制があいまって、地域生活課題を解決していくための体制整備を行っていく旨が規定されています。

このようなことから、誰もが地域において自立した生活を営むことができるようにするため、「利用者の立場に立った福祉サービスの提供」が必要となっています。





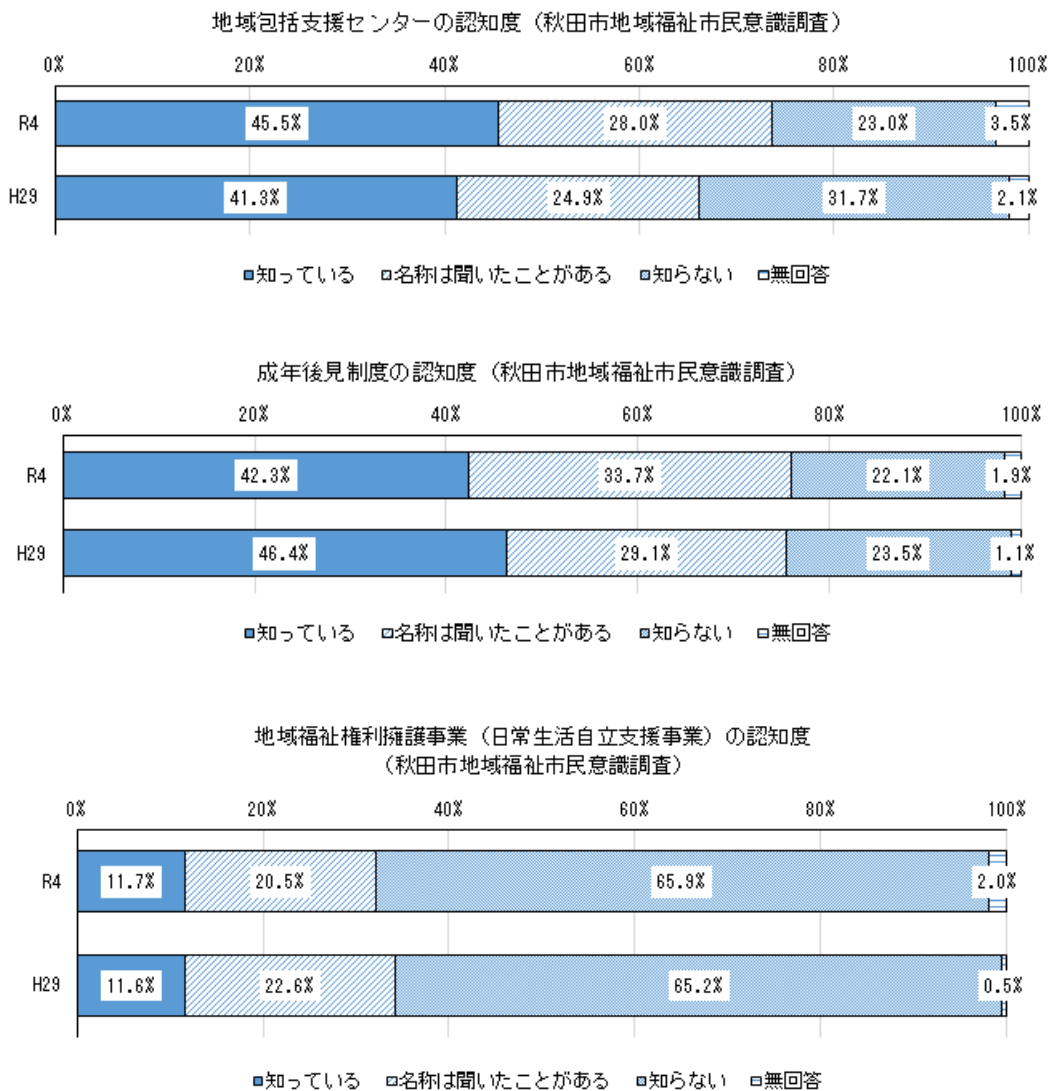
カ 相談体制の充実と情報の提供

支援を要する市民を適切な支援に結びつけるためには、身近なところで気軽に相談ができ、その相談が確実に支援に結びつく体制をつくる必要があります。

また、支援を要する市民が、適切な福祉サービスを選択するためには、福祉サービスに関する正しい情報が得られるようにする必要があります。

市民意識調査で制度の認知度について調査したところ、地域の高齢者などに対して総合的な相談や支援を行う「地域包括支援センター」が前回調査と比べて向上している一方、判断能力が不十分な人のための「成年後見制度」や、判断能力の不十分な高齢者や障がい者の福祉サービス利用の援助などを生活支援員がする「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」のように向上が見られないものもあります。

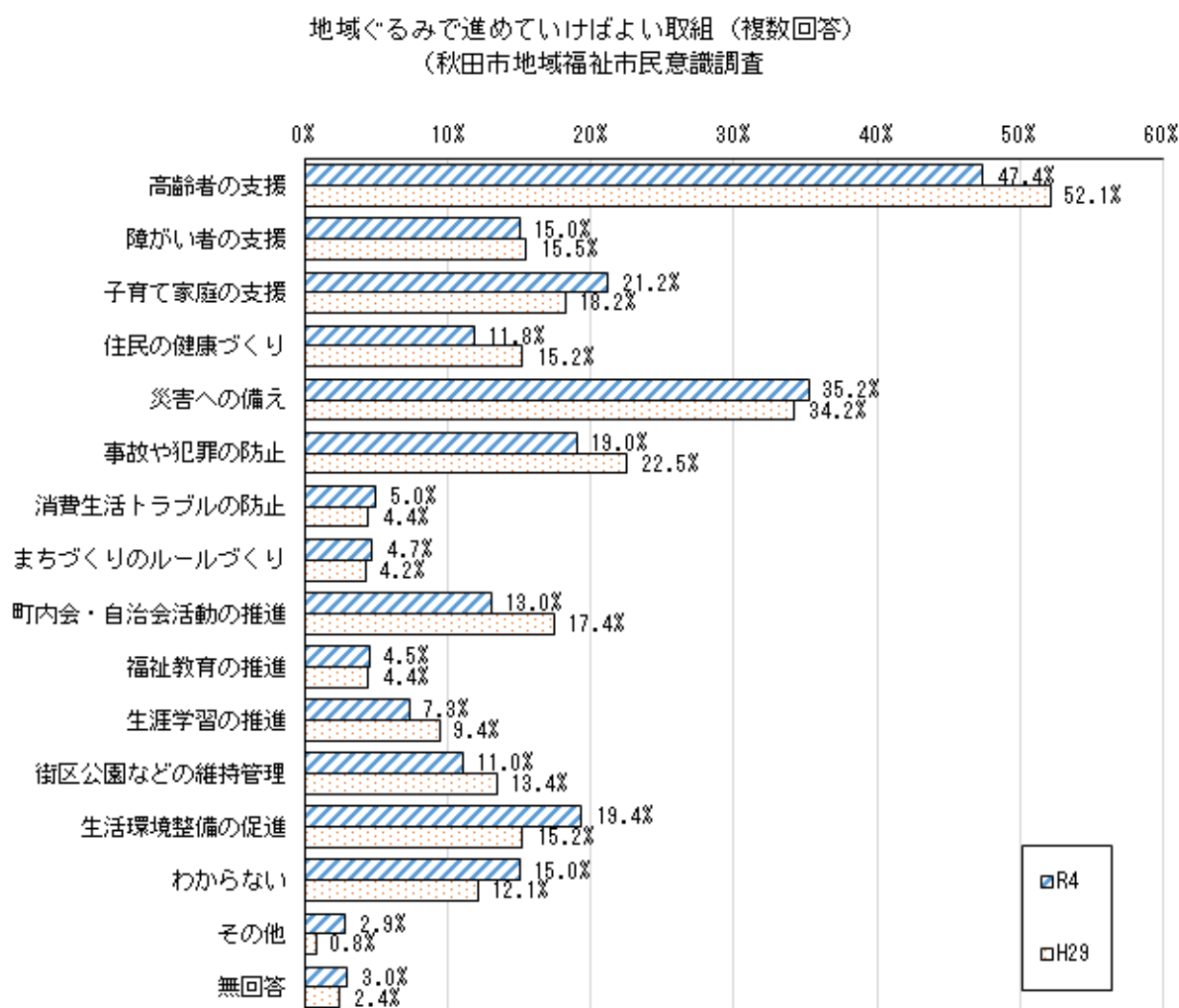
包括的な相談支援体制の整備が市町村の責務となっていることを考えると、地域福祉を推進するために、「相談体制の充実と情報の提供」が必須です。



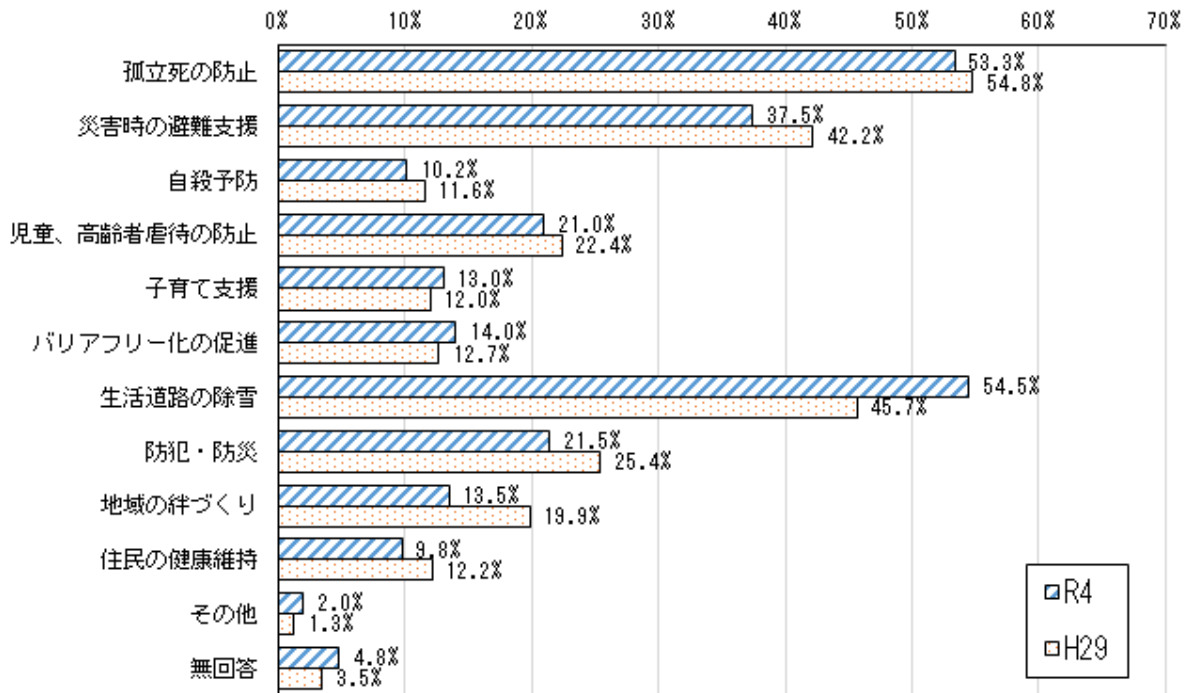
キ 日常時、災害時の地域生活における安全安心の確保

市民意識調査では、地域ぐるみで進めていけばよい取組として、「高齢者の支援（見守り・安否確認など）」をあげた人が最も多く47.4%、次に「災害への備え」が35.2%となっています。また、地域社会（住民・地域団体）が行政とともに積極的に関わることで状況が改善できるものとしては、「生活道路のすみやかな除雪」「ひとり暮らし高齢者などの見守りによる孤立（独）死の防止」、「災害時要援護者に関する情報の共有による避難支援」、が高い数値となっています。

このようなことから、日頃からの見守りや声かけなどによる社会的孤立や自殺の予防、災害時に自力での避難が困難な人への避難支援、市民と行政の協働による除排雪など、誰もが地域において自立した生活を営むために、「日常時および災害時の地域生活における安全安心確保」に向けた取組が必要です。



地域社会が行政とともに関わることで状況が改善できるもの（複数回答）  
 （秋田市地域福祉市民意識調査）





## 第3章 計画の基本的な考え方



## 1 取組の基本原則

第5次秋田市地域福祉計画における取組の基本原則を以下のとおりとしました。

- (1) 地域の絆づくり
- (2) エイジフレンドリーシティの考え方の反映
- (3) 公・共・私の役割分担
- (4) 災害時要援護者の支援体制、災害ケースマネジメントの考え方
- (5) 地域の範囲、福祉圏域の考え方

### (1) 地域の絆づくり

「県都『あきた』創生プラン（第14次秋田市総合計画）」では、家族の絆・地域の絆・人と人との絆のもと、すべての市民が主人公として尊重され、充実した生涯を送ることができる「家族と地域が支えあう元気なまち」を目指して、家族や地域を支える絆づくりを政策に掲げています。

したがって、地域福祉計画における取組を推進するにあたっては、市民一人ひとりがお互いを大切にし、支え合い、助け合いのもとで地域で自立した生活ができるよう、地域の絆づくりを基本原則とします。

（県都『あきた』創生プランより抜粋）

#### 家族と地域

##### 【現状と課題】

ライフスタイルや価値観の多様化、少子高齢化の進行などにより、家族のコミュニケーションが不足したり、地域における住民同士の交流や助けあいなど、人と人とのつながりが希薄になる傾向にあります。

##### 【取組の方向】

支えあい助けあう相互扶助の心をはぐくみ、人と人との強い絆の大切さを、家族から地域へ、さらには次の世代へ伝え広げていく社会の形成を目指します。

## (2) エイジフレンドリーシティの考え方の反映

本市の市政全体の基本的な考え方である「県都『あきた』創生プラン（第14次秋田市総合計画）」には、5つの創生戦略の1つとして「いきいきと暮らせる健康長寿社会づくり」を設定しており、エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の取組を推進しています。これは、高齢化をマイナスに捉えるのではなく、人口構成や社会情勢の変化など高齢者を取り巻く様々な課題に正面から向き合い、誰もがコミュニティに関わり、その人らしくいきいきと暮らすことができる社会づくりを目指すものです。

この考え方に基づいて策定した第3次秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画における基本理念「ともに考え ともにつくる 高齢者にやさしい都市(エイジフレンドリーシティ)～誰もが心豊かにいきいきと暮らせる社会をめざして～」は、人口減少・少子高齢化が進行する本市において、市政全体に必要不可欠な視点と位置づけており、地域福祉計画の取組を推進するにあたっては、エイジフレンドリーシティの考え方を基本原則とします。

（第3次秋田市エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）行動計画～概要版～より抜粋）

### 基本理念

エイジフレンドリーシティの実現には、行政、市民、民間事業者が共に考え取り組むことが欠かせないものであり、この協働を軸に、本計画では、本市の目指すべき姿として、以下のとおり基本理念を設定します。

ともに考え ともにつくる エイジフレンドリーシティ 高齢者にやさしい都市  
～誰もが心豊かにいきいきと暮らせる社会をめざして～

この理念のもと、私たちは、エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の取組を進め、誰もが秋田市に住んでいてよかったと思えるようなまちを目指します。



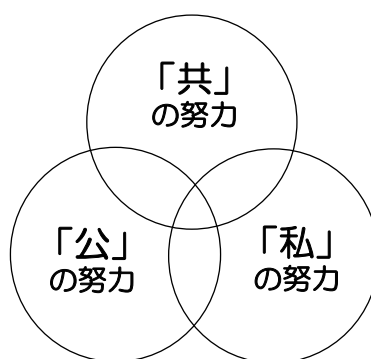
## (3) 公・共・私の役割分担

## ア 公（行政）・共（地域）・私（市民一人ひとり）の役割分担

多様化・複雑化する福祉課題へ対応するためには、公的な福祉サービスとその他の福祉サービス・サポートとの連携が必要です。

第1次から第4次計画においては、課題解決の基本構造として、「公・共・私の社会的努力」が必要であるとしてきました。これを引き継ぎ、次のとおり、それぞれの役割を分担し、取り組んでいくことを基本原則とします。

課題解決の基本構造



<p><b>「公の努力」</b> (行政の役割)</p>	<p>福祉・保健・医療などの公的制度によるサービス提供 労働、教育、住まい等の関連施策との連携の推進 市民の自主的・主体的な地域福祉活動の推進 地域福祉の担い手や関係機関の連携の促進 多様化・複雑化する福祉課題への対応</p>
<p><b>「共の努力」</b> (地域等の役割)</p>	<p>地域社会における相互扶助 地域福祉の担い手や関係機関の連携 ボランティア・NPOなどの市民活動 市場（民間）における商品やサービスの提供</p>
<p><b>「私の努力」</b> (市民の役割)</p>	<p>個人の自立と家族での支え合い 近隣との良好な関係づくり 共助・公助への参加・参画</p>

### 第3章 計画の基本的な考え方

#### イ 担い手の役割と協働

地域福祉の推進にあたっては、社会福祉法第4条にあるとおり、様々な担い手がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に協力して取り組むよう努めていく必要があります。

秋田市社会福祉協議会	「地域福祉活動計画」に基づき地域福祉活動の中心的な推進役を担うことが期待されます。
地区社会福祉協議会	秋田市社会福祉協議会との連携のもと、地区における地域福祉活動の中核を担うことが期待されます。
民生委員・児童委員 (民生児童委員協議会)	支援を要する人の発見、援助、関係機関との橋渡しに努め、また、地域福祉の促進者として、行政や社会福祉協議会、地縁団体、関係機関等と連携した活動が期待されます。
社会福祉事業者 (社会福祉施設)	福祉サービスの充実や利用しやすい環境づくりに努めるとともに、地域の福祉資源として地域社会との積極的な関わりが期待されます。また、社会福祉法人には、地域における公益的な取組を実施することが社会福祉法により努力義務とされています。
市民活動団体	ボランティア団体・NPO法人は、地域福祉活動の実践を通して市民の福祉を向上させることが期待されます。 地区ごとに組織された各種団体は、地域社会の一員として地域ぐるみの地域福祉活動への参加・参画が期待されます。
地縁団体 (町内会・自治会等)	地域社会の基礎的な共同体として住民に最も身近に関わることが期待されます。 また、その連合組織は、他の団体と密に連携しながら地域全体をリードすることが期待されます。
行政(市)	公的な福祉サービスの提供を前提として、地域福祉の理念と目標、取組の基本的方向などを市民が共有するよう努めるとともに、地域福祉活動を支援します。また、計画の実現に向けた調整、管理を担います。

#### (4) 災害時要援護者の支援体制、災害ケースマネジメントの考え方

令和5年度の7月豪雨、9月大雨は、本市に未曾有の被害を及ぼしました。その際、高齢者や障がい者などのうち、うまく支援制度にアクセスできない世帯や越冬、健康などに不安を持つ世帯が見られました。そうした世帯を支援するため、「災害ケースマネジメント」の考え方に基づき、市の部局横断による復興支援チームと、社会福祉協議会に運営を委託した「地域支え合いセンター」を設置し、被災者への支援体制を強化しました。同センターは、現在でも、制度利用や悩み相談のために戸別訪問や地域サロンの開催などを実施しております。第5次地域福祉計画を進めて行くに当たっては、こうした被災者一人ひとりに伴走型の支援を行う「災害ケースマネジメント」の考え方を取り入れることが必要です。

また、昨年度、庁内に「令和5年7月豪雨災害対応検証委員会」が設置されました。これは、豪雨災害への市の対応を検証し、課題の整理や改善策等を検討し、検証事項を秋田市地域防災計画等の計画や各種マニュアルに反映し、今後の災害に備えることを目的としており、災害時要援護者の支援体制など福祉保健部、保健所に関する項目も検討されております。これらの検証結果について、第5次地域福祉計画や「災害時要援護者の避難支援プラン」に反映させることが必要です。

##### ○災害ケースマネジメントとは

- ・内閣府で防災基本計画に位置づけ、自治体の取組みを推奨している考え方
- ・被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組（内閣府（防災担当）「災害ケースマネジメント実施の手引き」より抜粋）
- ・申請ベースの各種支援メニューを用意する従来の支援と異なり、被災者自身の生活再建のプロセスを、本人の意思を尊重しながら伴走型で支援するもの
- ・発災後、災害ボランティアセンターが設置されるが、ボランティア活動による復旧が一段落したところ 被災者ごとにきめ細やかな支援ができるよう復興支援を行う災害ケースマネジメントの手法に移行し継続的に実施する。

## ○地域支え合いセンターについて

### 1 目的

- (1) 被災者の自立・生活再建の早期実現
- (2) 支援制度に関する情報が届いていない被災者に対する支援漏れの防止
- (3) 災害関連死の防止
- (4) 地域社会の活力維持への貢献

### 2 機能と活動内容

#### (1) アウトリーチ（戸別訪問や相談等）による状況把握

被災者への戸別訪問や相談対応などのアウトリーチにより、支援が必要な被災者の課題の把握を行う。被災者戸別訪問や地域ごとに交流サロンを実施

#### (2) ケース会議による支援方針の検討

被災者支援の関係部局や支援機関と被災者一人ひとりの課題に応じた支援について検討するケース会議を実施する。復興支援チームや関係機関との定例打合せ

## ○令和5年7月豪雨災害対応検証委員会の検証結果

福祉保健部関連項目（詳細は資料編173ページ以降のとおり）

### (1) 短期項目（令和5年12月までに結論）

- ・No. 4 （被災者支援）災害ケースマネジメント

### (2) 中期項目（令和6年8月までに結論）

- ・No. 32 （被災者支援）災害ボランティアセンターの運営支援
- ・No. 33 （被災者支援）要援護者への対応
- ・No. 34 （被災者支援）見守り対象者の安否確認
- ・No. 36 （被災者支援）在宅被災者の健康状態等の把握 ※主は保健所
- ・No. 39 （被災者支援）生活必需品の給与

### (3) 長期項目（数年かけて結論）

- ・No. 41 （避難所開設・運営）避難者への医療支援等 ※主は市民生活部

(5) 地域の範囲、福祉圏域の考え方

地域社会の実情を踏まえ、重層的な捉え方をすることとし、公的な福祉サービスは全市あるいは地域レベル、その他の福祉サービス・サポートはおもに地区レベルでの取組を推進することとします。

<p><b>地 域</b> (5または7地域)</p>	<p>市のまちづくりは原則として中央、東部、西部、南部、北部、河辺、雄和の7地域が単位となりますが、秋田市高齢者プランでは、河辺および雄和地域をそれぞれ東部、南部地域に含めた5地域を日常生活圏域として設定しています。</p>
<p><b>地 区</b> (おおむね39地区)</p>	<p>いわゆる昭和の大合併以前の旧町村又は小学校区を単位として、振興会（各種団体の連合組織）や町内会連合会、福祉分野では、地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会などの各種団体が形成されている圏域です。各団体の区域は必ずしも一致していませんが、住民の地域活動の単位として最も重要な単位です。</p>
<p><b>近 隣</b> (約1,000 町内会・自治会)</p>	<p>地区における活動の基礎単位である町内会・自治会を想定しています。民生委員・児童委員の活動単位でもあります。町内会の標準的な規模は100世帯前後ですが、活動の実情には大きな差異が認められることから、それぞれの特性に応じた活動が必要です。</p>

## 2 基本理念

---

みんなであつながり みんなで築く 暮らしの安心 地域のしあわせ

第5次秋田市地域福祉計画の目的は、すべての市民が、住み慣れた地域で、生きがいを持ちながら、自立した生活を安心して営めるようにすることです。この目的のために各施策を推進していくにあたっての基本的な考え方を表すものとして、基本理念を設定しました。

本市の福祉部門の基本計画となる地域福祉計画の基本理念は、市政全体の基本的な考え方である「県都『あきた』創生プラン（第14次秋田市総合計画）」に掲げた基本理念「ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし ～元気と豊かさを次世代に 人口減少を乗り越えて～」と表裏一体のものとなります。

また、前章で述べたように、人口減少・少子高齢化、地域住民同士の関係の希薄化、福祉ニーズの多様化・複雑化が一層進行し、するなか、本計画の目的を果たすためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」と「受け手」という関係を超えて、誰もが自分の能力を活かして参画し、地域住民や地域の多様な主体が連携しながら取組を推進していくことが重要です。このことは、第4次計画の策定時から現在に至っても基本的に変わりはありません。

また、第4次地域福祉計画期間中には、犯罪者等が再び社会の構成員となることを支援するために「再犯防止推進計画」を、認知症や知的・精神障がい等で判断能力が不十分な方が権利や財産を侵害されずに安心して暮らせるように「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しています。さらに、令和5年7月豪雨災害での経験を踏まえ、災害に強い地域づくりの見直しと強化が急務です。これらは「地域での安心に暮らすこと」につながります。

そこで、「みんなであつながり みんなで築く 地域のしあわせ」を第4次計画から引き継ぎつつ、第5次計画においては、「みんなであつながり みんなで築く 暮らしの安心 地域のしあわせ」を基本理念とするものです。

### 3 基本目標

---

基本理念のもと、本計画を推進していくにあたり、前章で整理した「地域福祉を推進するために必要な取組」を踏まえながら、以下のとおり第4次計画からの4つの基本目標を継続していくこととします。

#### 基本目標1

#### 地域福祉を担う人づくり

市民一人ひとりの、「私の努力（自助）」を引き出すとともに、「共の努力（共助）」や「公の努力（公助）」への参加・参画を促し、中核となる担い手を育成することを目指します。

#### 基本目標2

#### 支え合いの地域づくり

地域社会の「共の努力（共助）」を引き出すとともに、多様な主体が連携しながら具体的な地域福祉活動が活性化することを目指します。

#### 基本目標3

#### 利用者に合った福祉サービスの仕組みづくり

地域での自立した生活を支援する「公の努力（公助）」による福祉サービスが適切に機能すること、多様化・複雑化するニーズに対応するための支援体制を充実させることを目指します。

#### 基本目標4

#### 安心して暮らせる福祉の環境づくり

日常生活のほか災害時などに備えて、自助・共助・公助によって暮らしの安心を支える環境をつくることを目指します。

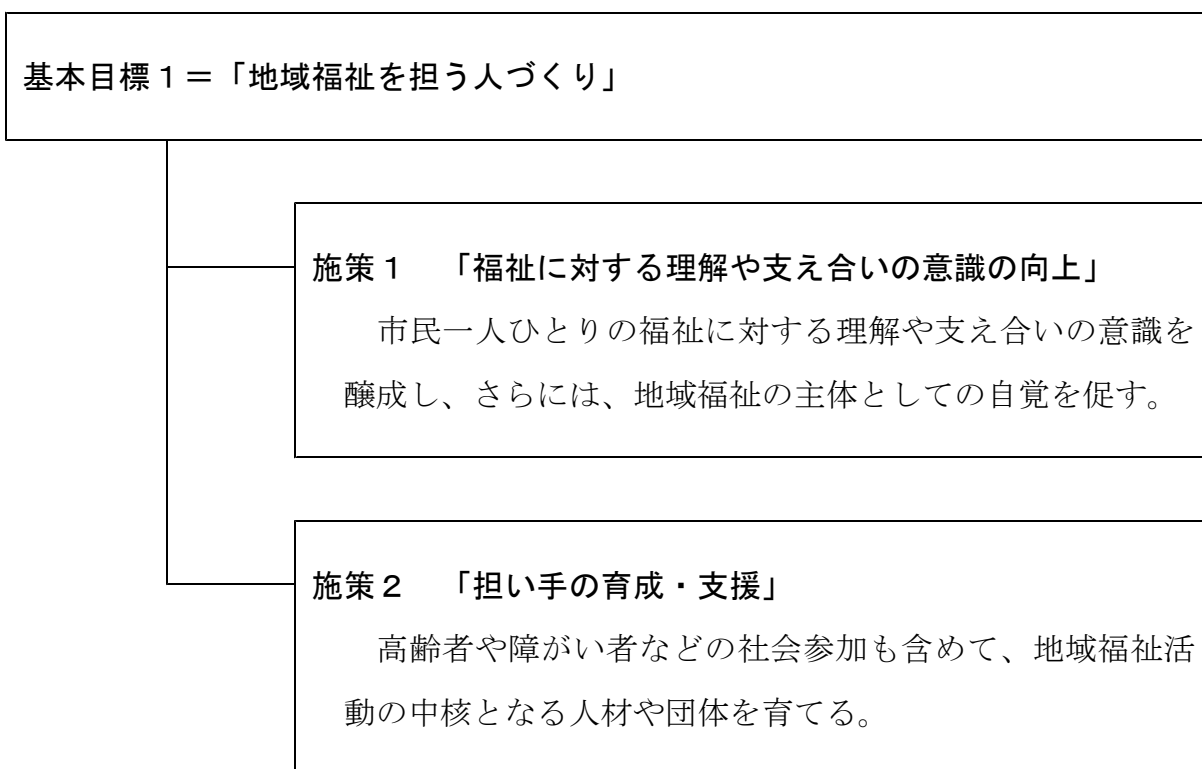
## 4 施策の体系

---

### (1) 基本目標1「地域福祉を担う人づくり」を達成するための施策

基本目標1では、市民一人ひとりの、「私の努力（自助）」を引き出すとともに、「共の努力（共助）」や「公の努力（公助）」への参加・参画を促し、中核となる担い手を育成することを目指します。

基本目標1を達成するための施策として、前章で整理した「地域福祉を推進するために必要な取組」のうち、以下の2つを設定しました。

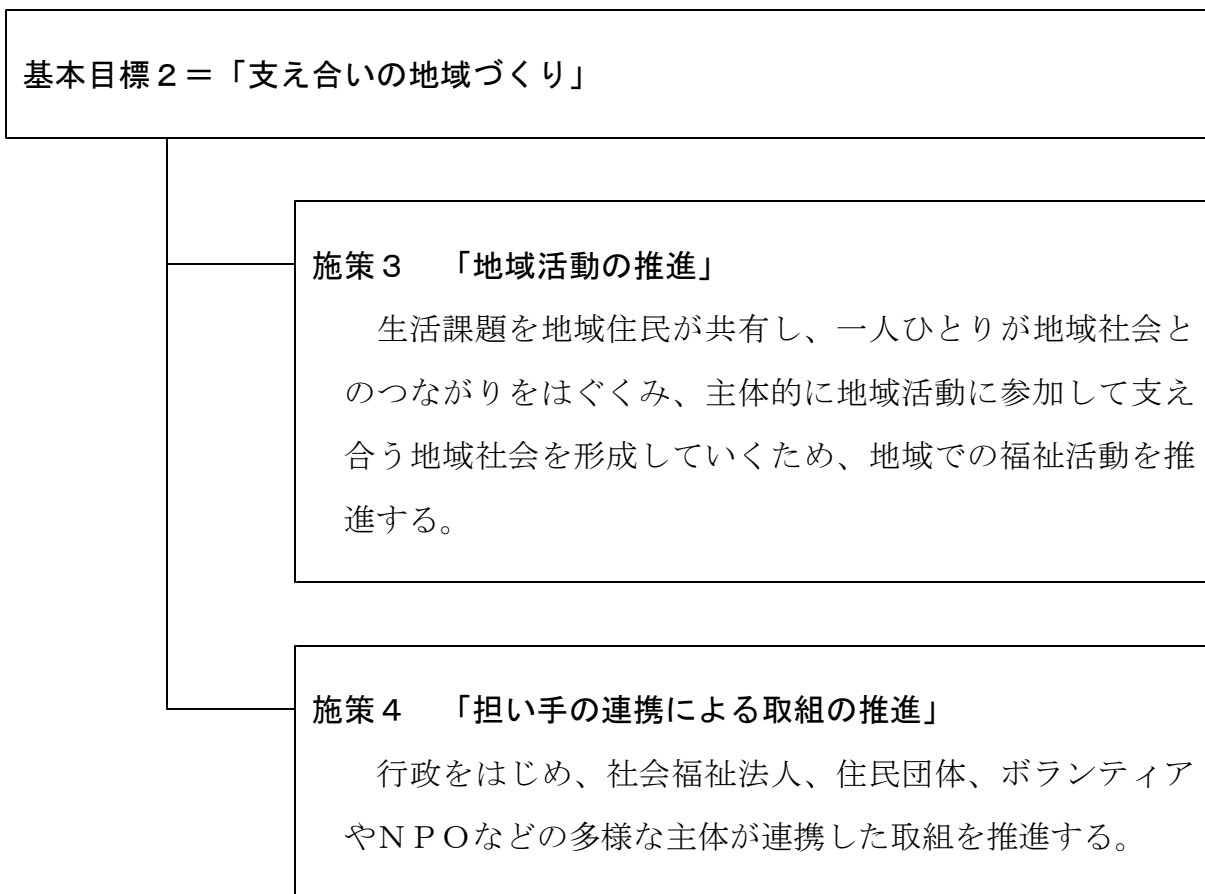




(2) 基本目標2「支え合いの地域づくり」を達成するための施策

基本目標2では、地域社会の「共の努力（共助）」を引き出すとともに、多様な主体が連携しながら具体的な地域福祉活動が活性化することを目指します。

基本目標2を達成するための施策として、前章で整理した「地域福祉を推進するために必要な取組」のうち、以下の2つを設定しました。

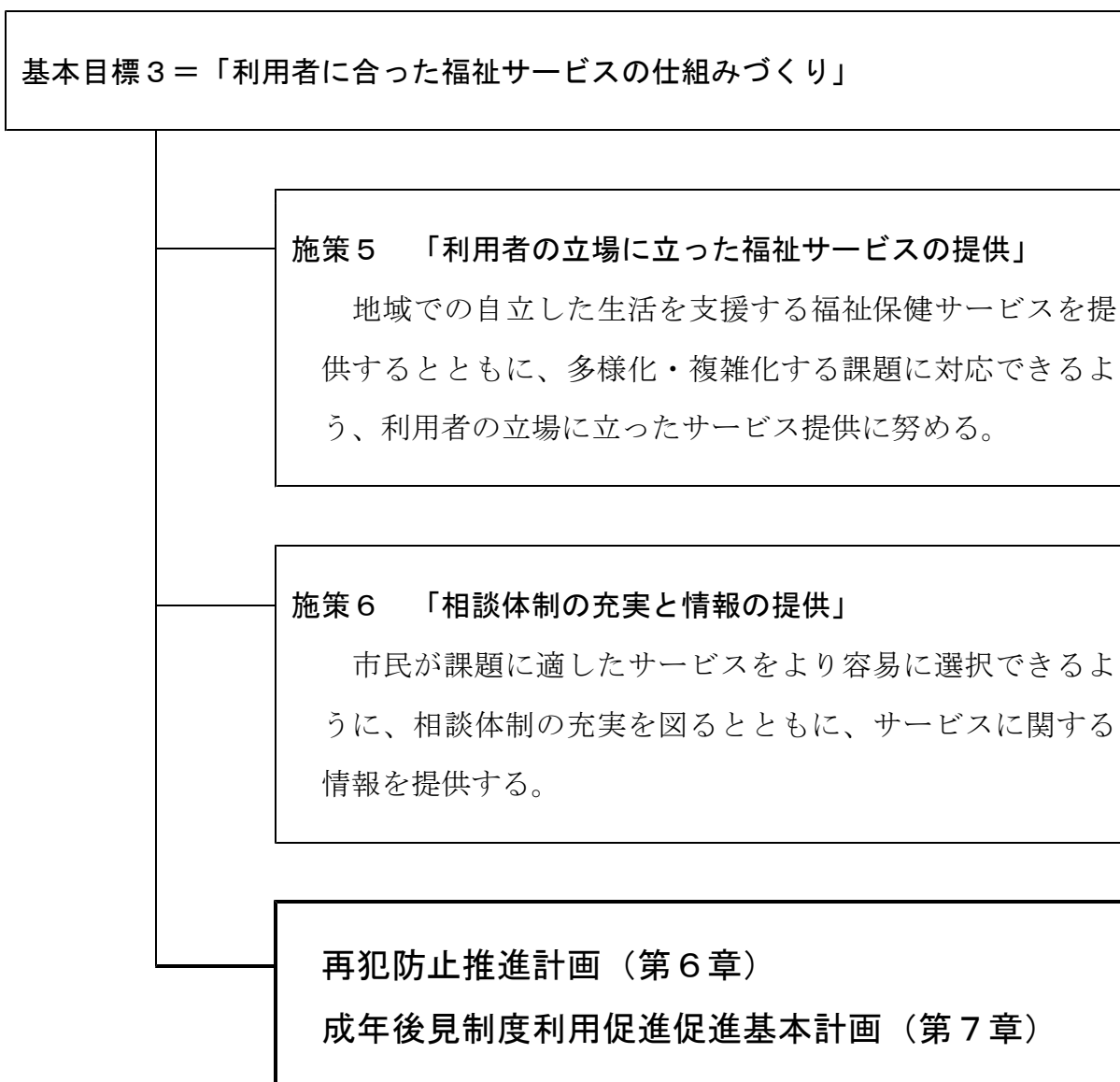


### (3) 基本目標3「利用者にあった福祉サービスの仕組みづくり」を達成するための施策

基本目標3では、地域での自立した生活を支援する「公の努力（公助）」による福祉サービスが適切に機能すること、多様化・複雑化するニーズに対応するための支援体制を充実させることを目指します。

基本目標3を達成するための施策として、前章で整理した「地域福祉を推進するために必要な取組」のうち、以下の2つを設定しました。

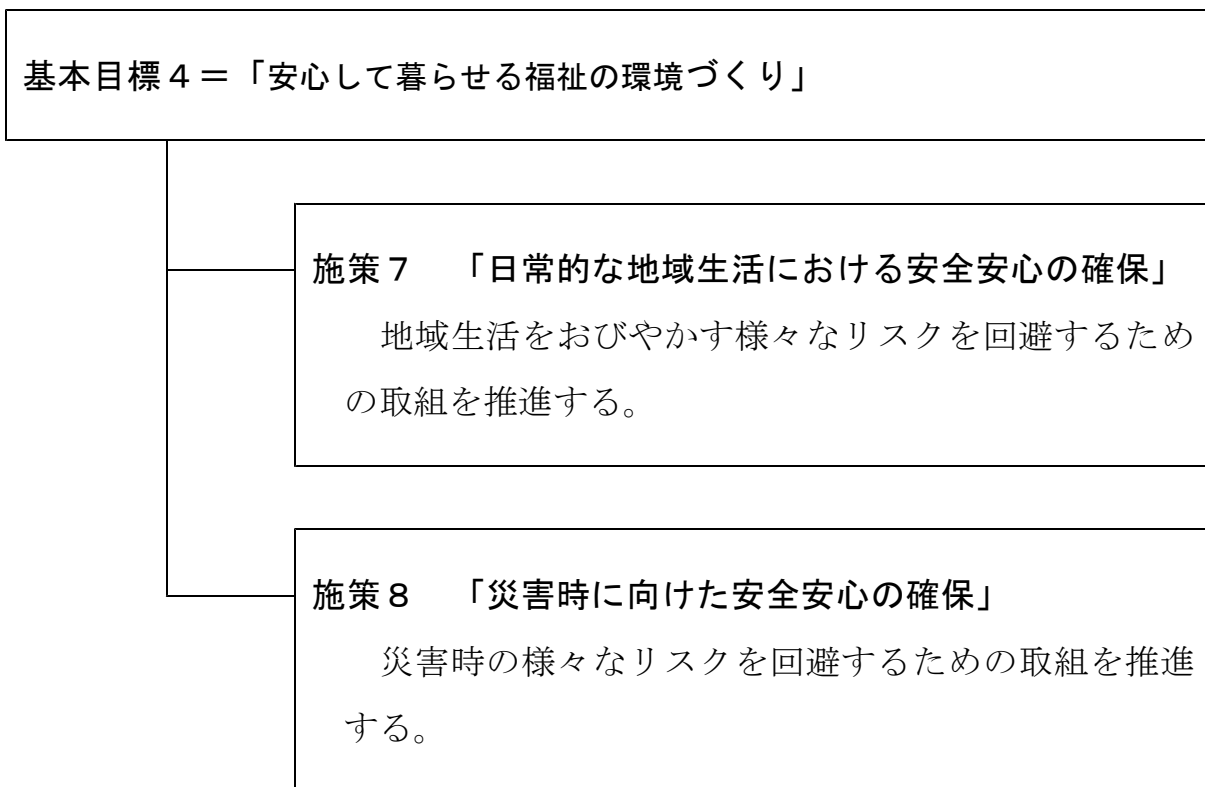
また、第5次計画から包含することとしている「再犯防止推進計画」「成年後見制度利用促進基本計画」についても、基本目標3に位置づけ、第6章、第7章でそれぞれ具体的な内容を記載します。



(4) 基本目標4「安心して暮らせる福祉の環境づくり」を達成するための施策――

基本目標4では、日常生活のほか災害時などに備えて、自助・共助・公助によって暮らしの安心を支える環境をつくることを目指します。

そこで、基本目標4を達成するための施策として、前章で整理した「地域福祉を推進するために必要な取組」のうち、以下の2つを設定しました。



## (5) 重点事業

---

4つの基本目標と8つの施策のほかに、各基本目標・施策に横断的に関わる取組を「重点事業」として位置づけました。

### 重点事業1 包括的支援体制の整備

複数の分野が複合した課題、制度の狭間に位置する課題などに対応する包括的な支援体制の整備を目指します。

具体的には、相談支援、地域づくりの支援、戸別訪問などによるアウトリーチなどによる継続的支援、行政を含めた多機関協働につながるような体制をの整備を目指します。

そのため、国が進める重層的支援体制整備事業への移行を視野に入れた取組とします。

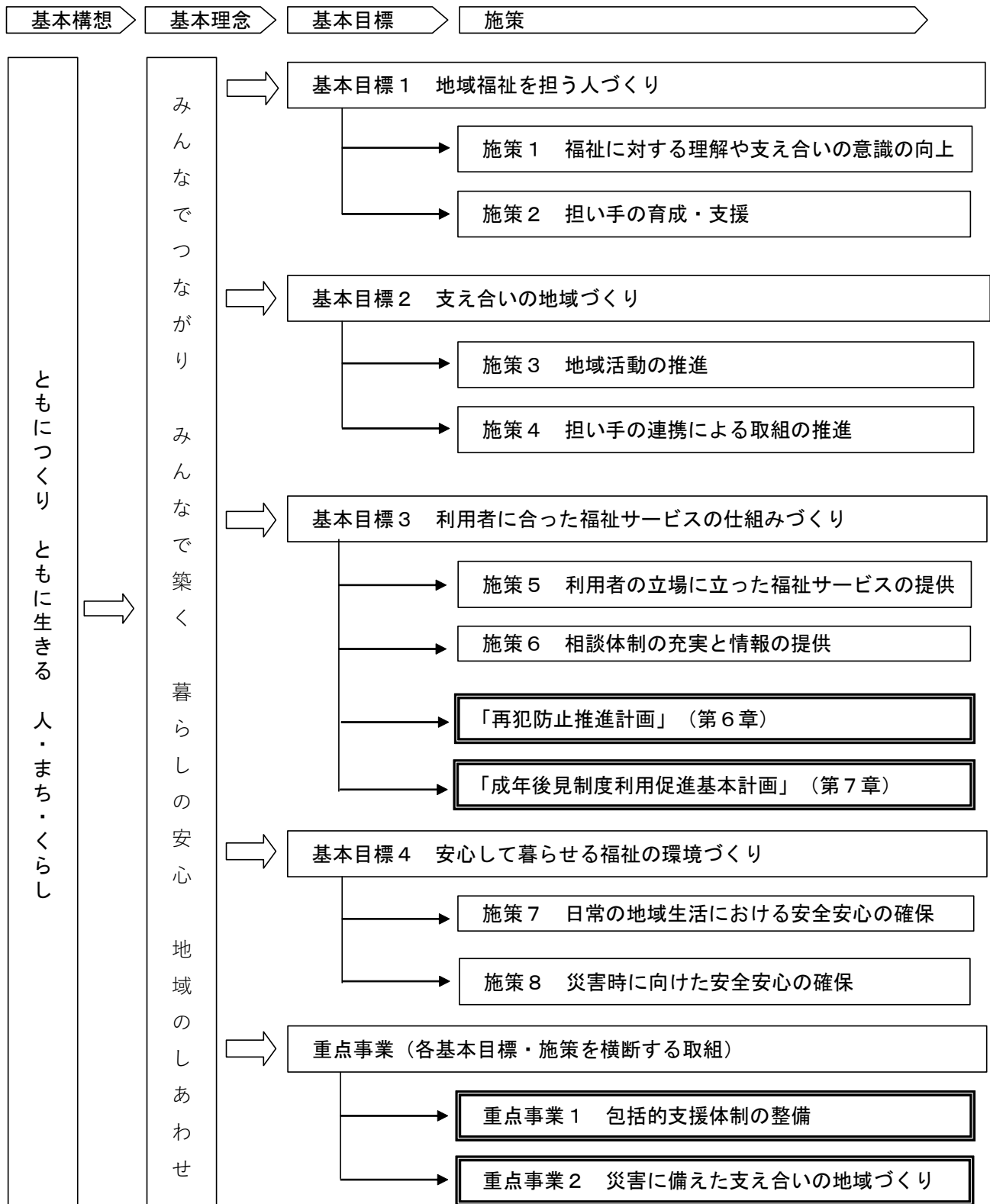
### 重点事業2 災害に備えた支え合いの地域づくり

災害時要援護者（自力での避難が困難な人）の避難支援体制の構築等を目指します。

災害に関する取組のなかでも、災害時要援護者について、たとえ自力での避難が困難でも地域などの支援で無事に避難できるよう、地域における避難支援体制づくりを推進します。また、福祉避難所など避難生活の支援策の充実を図ります。

併せて、災害からの復興期には、「災害ケースマネジメント」の考え方を取り入れて、被災者一人ひとりが必要な支援制度に利用できるよう、関係機関や地域と連携しながら伴走的な支援を行えるよう、平常時から体制整備に努めます。

(6) 施策体系のまとめ





## 第4章 計画の取組





本章では、前章で整理した施策の体系に沿って施策の基本的な方向を示し、その具体的な取組や市民・地域に期待される役割などを施策ごとにまとめて示します。

#### 《市の取組》

施策の基本的な方向に沿って、今後4年間の市の取組をまとめています。

※他計画の関連部分：福祉保健部門の実施計画を掲載し、各取組の進捗状況を把握可能にしています。

#### 文中の略称

（高 齢 者）＝第11次秋田市高齢者プラン

（障 が い 者）＝第6次秋田市障がい者プラン

（子 ど も）＝第2次秋田市子ども・子育て未来プラン

（健康あきた）＝第3次健康あきた市21

#### 《市民・地域に期待される役割》

市民や地域（秋田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、秋田市民生児童委員協議会、地区民生児童委員協議会、民生委員・児童委員、社会福祉事業者、市民活動団体、地縁団体など）に期待される役割をまとめています。

#### 《参考となる取組事例》

先駆的取組や参考となる取組の事例を紹介しています。

#### 《施策ごとの目標値》

福祉部門の実施計画などによる進捗状況の把握のほかに、各施策の達成度を測るため、計画最終年度の目標値を8施策ごとに設定します。

※年度は一部、和暦と西暦を併記しています。

○各施策ごとの《市の取組》一覧

【新】…本計画で新たに追加された取組です

基本目標	施策	番号	取組	頁	
基本目標1 地域福祉を担う人づくり	施策1 福祉意識の向上	1-1-1	福祉教育の推進	64	
		1-1-2	家族や地域の絆づくりの推進	64	
		1-1-3	男女共生社会の推進	65	
		1-1-4	エイジフレンドリーシティの推進	65	
		1-1-5	エイジフレンドリーパートナーづくりの推進	65	
		1-1-6	老人保健福祉月間の推進	65	
	施策2 担い手の育成	1-2-1	民生委員・児童委員活動の推進	68	
		1-2-2	地域保健推進員活動の推進	68	
		1-2-3	福祉ボランティア活動の促進	68	
		1-2-4	市民活動の促進	69	
		1-2-5	地域活動の担い手育成の支援	69	
		1-2-6	認知症サポーターの養成	69	
		1-2-7	高齢者生活支援体制整備事業の推進	69	
		1-2-8	介護支援ボランティアの推進	70	
		1-2-9	生涯学習(社会参加活動)の推進	70	
		1-2-10	老人クラブ活動の活性化	70	
		1-2-11	【新】情報機器利用支援による社会参加促進	70	
		1-2-12	障がい者の社会参加の促進	71	
		1-2-13	障がい者相談員の設置	71	
	基本目標2 支え合いの地域づくり	施策3 地域活動の推進	2-3-1	市民サービスセンターにおける世代間交流事業の推進	73
			2-3-2	市民スポーツの振興	74
			2-3-3	住民の支え合いによるサービスの実施	74
			2-3-4	地域コミュニティ活動への支援	74
2-3-5			自治活動拠点の整備	74	
2-3-6			市民憲章推進協議会の活動支援	74	
2-3-7			地域愛形成事業	74	
2-3-8			地域まちづくり推進事業	75	
2-3-9			社会福祉協議会の活動の支援	75	
2-3-10			地域保健・福祉活動推進事業	75	
2-3-11			地域子育て団体への支援	75	
2-3-12			敬老会補助事業	75	
施策4 担い手の連携による取組の促進		2-4-1	高齢者等の見守りネットワーク	80	
		2-4-2	秋田市相談関係機関等ネットワーク会議	80	
		2-4-3	民間企業等との連携による見守り体制構築	80	
		2-4-4	認知症高齢者などの見守り体制の構築	80	
		2-4-5	認知症高齢者の地域生活への支援	81	
		2-4-6	地域子育て支援ネットワーク事業	81	
		2-4-7	地域や関係機関と連携した障がい者支援の取組	81	
		2-4-8	学校と地域社会との連携	81	
2-4-9	地域包括ケアの推進	82			
2-4-10	地域ケア会議の充実	82			

基本目標	施策	番号	取組	頁
基本目標3 利用者に 合った福祉 サービスの しくみづくり	施策5 利用者の立場 に立った福祉 保健サービスの 提供	3-5-1	高齢者福祉の充実(基本方向)	85
		3-5-2	障がい者福祉の充実(基本方向)	85
		3-5-3	児童福祉・子育て支援の充実(基本方向)	86
		3-5-4	地域保健の充実(基本方向)	86
		3-5-5	「食」の自立支援事業	86
		3-5-6	介護予防・日常生活支援総合事業の充実	86
		3-5-7	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の整備	86
		3-5-8	生活保護の適正実施と自立支援の促進	87
		3-5-9	福祉医療費給付事業	87
		3-5-10	社会福祉法人および事業者の指導監査等	87
		3-5-11	民生委員・児童委員による個別援助活動	87
		3-5-12	高齢者、障がい者、児童等への虐待防止	87
		3-5-13	市民小口資金の貸付け	87
		3-5-14	生活困窮者への相談・支援	88
		3-5-15	子どもの貧困対策の推進	88
		3-5-16	市民の健康づくりの推進	88
		3-5-17	健康づくり・生きがいづくり支援事業	88
		3-5-18	高齢者就業機会確保事業	88
		3-5-19	移動手段(公共交通)の確保	89
		3-5-20	高齢者コインバス事業	89
		3-5-21	障がい者への交通費補助	89
		3-5-22	移動支援事業	89
		3-5-23	市営住宅における入居要件の緩和	89
		3-5-24	高齢者や障がい者の住環境の整備	90
基本目標4 安心して暮 らせる福祉 の環境づくり	施策6 相談体制の充 実と情報の充 実	3-6-1	地域包括支援センターの運営	93
		3-6-2	在宅医療・介護連携に関する普及啓発の推進	93
		3-6-3	障がい者への相談支援事業	93
		3-6-4	子育て家庭等に関する相談支援の充実	94
		3-6-5	精神保健対策事業の推進	94
		3-6-6	各種相談窓口のPR	94
		3-6-7	【新】公式LINEによる市民との双方向の情報発信体制の推進	94
		3-6-8	高齢者生活支援情報提供事業	94
基本目標4 安心して暮 らせる福祉 の環境づくり	施策7 日常の地域生 活における安 全安心の確保	4-7-1	消費者啓発	96
		4-7-2	交通安全対策	96
		4-7-3	応急手当の普及、救急救命体制の整備	97
		4-7-4	緊急通報システム事業	97
		4-7-5	要保護高齢者等シェルター事業	97
		4-7-6	自殺対策事業	97
		4-7-7	住宅環境の整備	98
		4-7-8	バリアフリー化の促進	98
		4-7-9	都市公園のバリアフリー化	98
	施策8 災害時に向け た安全安心の 確保	4-8-1	自主防災組織の育成強化	101
		4-8-2	要援護者への防災・災害情報の提供	101
		4-8-3	【新】避難所運営会議の開催	101
		4-8-4	【新】災害ケースマネジメントによる被災者支援	101
		4-8-5	【新】災害ボランティアセンターの運営支援	101
		4-8-6	【新】在宅被災者の健康状態の把握	102
		4-8-7	地域における除排雪体制の構築	102
		4-8-8	高齢者や障がい者宅の除排雪支援	102
4-8-9	火災予防の推進	102		

## 基本目標 1 地域福祉を担う人づくり

市民一人ひとりの「私の努力（自助）」を引き出すとともに、「共の努力（共助）」や「公の努力（公助）」への参加・参画を促し、中核となる担い手を育成することを目指します。

施策1 福祉に対する理解や支え合いの意識の向上

施策2 担い手の育成・支援

### 施策1 福祉に対する理解や支え合いの意識の向上

市民一人ひとりの福祉に対する理解や支え合いの意識を醸成し、さらには、地域福祉の主体としての自覚を促す。

#### 《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
福祉教育の推進 (1-1-1)	学校や地域の実情に応じて、障がい者や高齢者、幼児等との交流や体験的な活動を取り入れた小・中学生の福祉教育の一層の充実に努めます。[教育委員会]  (障がい者) 3-7-1 教育環境の整備、1-3-1 相互理解の促進、3-2-1 障がい児の早期発見および支援の充実など
家族や地域の絆づくりの推進 (1-1-2)	絆を大切にする気運の醸成に向けた施策、事業を実施し、家族や地域、人と人との絆づくりの大切さについての浸透を図り、地域福祉を担う市民の意識向上を目指します。[市民生活部]

<p>男女共生社会の推進 (1-1-3)</p>	<p>一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる多様性を認め合う男女共生社会の実現に向け、市民の意識啓発および事業を実施します。  <b>【指標】</b> 男は外で働き、女は家庭を守るべきであるという考え方 反対派47.8%（平成28年度）→反対派56.0%（令和3年度）          [市民生活部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 1-3-1 相互理解の促進進／(子ども) 3-4-4 男女共生意識の啓発、4-1-4 男女共生意識の啓発（再掲）</p>
<p>エイジフレンドリーシティの推進 (1-1-4)</p>	<p>市民一人ひとりがエイジフレンドリーシティの理念を理解し、高齢者が能力や経験、知識を十分に発揮できる高齢者にやさしい社会の確立を目指し、市民の意識啓発、市民活動の推進を図るとともに、行政、市民、民間事業者の三者協働による地域課題解決を推進します。  <b>【指標】</b> 市民意識調査における認知度60%（令和7年度）          イベント等におけるエイジフレンドリーシティの認知度60%（令和8年度）          [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 1-(1)-① エイジフレンドリーシティ普及啓発事業、1-(2)-① エイジフレンドリーシティ推進事業</p>
<p>エイジフレンドリーパートナーづくりの推進 (1-1-5)</p>	<p>市と連携して高齢者や障がい者などにやさしい取組を行う事業者・団体等を市の「エイジフレンドリーパートナー」として登録し、それぞれの立場で継続して取り組むことにより、誰もが生涯を通じて地域社会でいきいきと過ごすことができるまちづくりを推進します。  <b>【指標】</b> 登録事業所数 143事業所（2023年度・令和5年度）          → 170事業所（2026年度・令和8年度）          [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 1-(2)-② エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業          (障がい) 5-1-1 バリアフリーとユニバーサルデザインの啓発活動</p>
<p>老人保健福祉月間の推進※ (1-1-6)</p>	<p>世代を越えて市民一人ひとりが高齢者を敬うとともに、高齢者福祉について関心と理解を深める機会をつくります。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 8-(2)-① 老人保健福祉月間</p>

※老人の日（9月15日）がある9月を「老人保健福祉月間」と位置づける。

## 《市民・地域に期待される役割》

- 家庭内での福祉教育に取り組む。[市民]
- 地域や行政が開催する福祉学習の機会に積極的に参加する。[市民]
- 地域福祉への理解、人権に対する理解を深める。[市民]
- エイジフレンドリーシティへの理解を深める。[市民]
- 自己実現、社会参加の意識を高める。[市民]
- 福祉教育の推進を図る。[地域]
  - ▷子どもが福祉活動に参加する機会をつくる。[地域]
- 住民の意識啓発に取り組む。[地域]
- 地域福祉活動をPRする。[地域]
  - ▷秋田市社会福祉大会の開催や広報活動の充実など [秋田市社会福祉協議会・秋田市民生児童委員協議会]
- 社会福祉協議会への市民の理解と参加を促進する。[秋田市社会福祉協議会]
- 福祉施設を開放して住民が福祉を身近に感じられる機会をつくる。[社会福祉事業者]

## 《参考となる取組事例》

### 泉の福祉ふれあいまつり

泉地区社会福祉協議会では、泉小学校、同PTA、泉地区民生児童委員協議会の共催により、毎年、泉小学校体育館等を会場に、福祉体験発表やふれあい交流、ふれあい学習などを行い、子どもから高齢者まで福祉にふれあう機会をつくっており、これまで26回開催されています。泉中学校、社会福祉施設、保育所、老人クラブ、身体障害者協会など様々な団体の参加により、地域社会の連携が深まっています。

### 長く楽しく住み慣れたまちで暮らすための新たなコミュニティ

#### 「あきた年の差フレンズ部」

市では、平成27年度から3年間にわたり、高齢者が住み慣れた地域で活躍できる仕組みづくりと体制構築を目指す「高齢者コミュニティ活動創出・支援事業」に取り組んできました。

事業1年目に高齢者のヒアリング調査を実施した結果、高齢者が毎日を元気に楽しく過ごすためには「年の差のある友達を持つ」ことが、大事な要素のひとつであることが分かり、異なる世代間で互いに知恵や経験そして情報の共有を図ることを目的に「あきた年の差フレンズ部」を結成しました。

平成30年度からは、市の事業から独立した市民活動組織として新たなスタートを切り、年の差があっても楽しい時間を共有できる企画を各部員が提案し、「ゆるく」「無理せず」「でも放っておかない」をモットーに、ほどよい距離を保ちつつ、お互いを思いやりながら活動を行っています。

## 《施策1「福祉に対する理解や支え合いの意識の向上」に関する目標値》

指 標	現状(R4) (2022年度)	目標値 (2028年度)
地域福祉の趣旨を肯定的に理解している人	51.6%	60.0%

※ 地域福祉市民意識調査による。肯定的に理解している人は、取組に関わっている人と理解しているが行動には至っていない人との合計。

施策2 担い手の育成・支援

高齢者や障がい者などの社会参加も含めて、地域福祉活動の中核となる人材や団体を育てる。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
民生委員・児童委員活動の推進 (1-2-1)	<p>民生委員・児童委員が、地域社会において住民の立場に立ち、行政や関係機関との橋渡しや地域団体との連携を進めながら活動できるよう、民生委員・児童委員の研修や民生児童委員協議会に対する支援を行います。また、民生委員・児童委員の担い手の確保について、民生委員活動の周知や情報提供など、秋田市民生児童委員協議会と連携して欠員解消に取り組みます。[福祉保健部]</p> <p>(高齢者) 7-(1)-⑦ 民生委員活動推進事業 / (障がい者) 3-1-2 多様化、複雑化する相談支援への体制整備、3-2-4 孤立死防止への対応強化など</p>
地域保健推進員活動の推進 (1-2-2)	<p>地域保健推進員が地域の実情に応じて開催する健康教室等に保健師や栄養士、歯科衛生士等を派遣し、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。また、活動事業補助金を交付し、活動の促進を図ります。[保健所]</p> <p>(健康あきた) 計画全般</p>
福祉ボランティア活動の促進 (1-2-3)	<p>秋田市社会福祉協議会が委託運営している秋田市ボランティアセンターにおいて、相談、援助、登録、紹介のほか、講座開催などでボランティアへの市民理解を促進するとともに、学生や高齢者など誰でもボランティア活動に参加できる機会の充実を図ります。また、冬期間の除雪ボランティアの促進や災害時のボランティア活動の円滑な運営のための体制づくりを行うなど、ボランティアセンター機能の強化を図ります。[福祉保健部]</p> <p>(障がい者) 3-4-5 ボランティアの活動支援体制の育成</p>



<p>市民活動の促進 (1-2-4)</p>	<p>NPOやボランティア団体等の育成および支援を行う「市民交流サロン」を中心に、デジタル技術なども活用しながら市民活動支援アドバイザーによる相談業務や情報提供、市民活動の啓発・支援事業などを展開し、市民活動へ参加・参画しやすい環境づくりを促進します。</p> <p>[市民生活部]</p>
<p>地域活動の担い手育成の支援 (1-2-5)</p>	<p>町内会・自治会等地域活動に取り組む住民同士が交流し、情報交換できる場を提供し、地域活動の担い手育成を支援します。また、おおむね就任1～3年目の町内会長等を対象として、情報交換や意見交換を行う地域活動座談会を開催し、地域活動の担い手の育成を図ります。</p> <p>さらに、各地区の地域福祉を推進する団体の長を集めた連絡会の開催などで、地域福祉の普及啓発や地域福祉活動の実践事例の紹介により地域福祉活動の促進を図ります。</p>
<p>認知症サポーターの養成 (1-2-6)</p>	<p>小・中学生などの若年層や、民間事業者、地域住民などを対象に養成講座を開催することで、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守り・支援する認知症サポーターの幅広い養成に努めます。</p> <p>【指標】 認知症サポーター養成講座受講者数（累計） 29,253人（2023年度・令和5年度）→34,000人（2026年度・令和8年度）</p> <p>[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 4-(1)-① 認知症サポーター養成事業</p>
<p>高齢者生活支援体制整備事業の推進 (1-2-7)</p>	<p>元気な高齢者などの地域住民が、支援を必要とする高齢者を支える担い手として活動する体制づくりのため、研修会の開催や、介護サービス事業者以外によるサービスの受け皿づくりに取り組みます。</p> <p>【指標】 通い場の創出数 36件（2024年度・令和6年度） →36件（2026年度・令和8年度）</p> <p>生活支援サービスの創出数 1件（2024年度・令和6年度）→1件（2026年度・令和8年度）</p> <p>移動支援サービスの創出数 1件（2024年度・令和6年度）→1件（2026年度・令和8年度）</p> <p>[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 6-(1)-⑥ 高齢者生活支援体制整備事業</p>

第4章 計画の取組

<p>介護支援ボランティアの推進 (1-2-8)</p>	<p>高齢者が介護支援等のためのボランティア活動を通して地域に貢献することを奨励・支援することにより、高齢者自身の健康増進と介護予防を推進し、生き生きとした地域社会の実現に寄与することを目指します。</p> <p>【指標】登録者数 410人（2024年度・令和6年度） → 410人（2026年度・令和8年度） [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 8-(1)-② 介護支援ボランティア事業</p>
<p>生涯学習（社会参加活動）の推進 (1-2-9)</p>	<p>地域に住む高齢者同士の交流を促進し、生きがいのある豊かな生活を送るための学習機会を提供するとともに、学習成果を地域社会の活性化につなげていくよう社会参加活動を推進します。</p> <p>【指標】高齢者教育事業参加者数 実績値6,036人（2023年度）→目標値9,100人（2027年度） [教育委員会]</p> <hr/> <p>(高齢者) 8-(1)-⑦ 高齢者の学習機会の提供</p>
<p>老人クラブ活動の活性化 (1-2-10)</p>	<p>老人クラブが自主的に行う社会奉仕活動や地域交流活動などを支援し、生きがいづくりと健康づくりを促進します。</p> <p>【指標】クラブ数 116団体（2024年度・令和6年度） →116団体（2026年度・令和8年度）[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 8-(1)-③ 老人クラブ補助事業</p>
<p>【新】情報機器利用支援による社会参加促進 (1-2-11)</p>	<p>情報機器利用・活用のための支援を行うことで、情報通信技術の利活用に関する格差の是正を図り、高齢者等の社会参加を促進します。</p> <p>【指標】スマートフォン相談窓口および出前講座「はじめてのスマートフォン教室」の利用者数 実績値286人(2022年度・令和4年度)→目標値633人(2026年度)</p>

障がい者の社会参加の促進 (1-2-12)	障がい者の自立と社会参加を図るため、障がい者団体自らが行う事業の自主的な運営を支援します。また、市民活動団体が企画する、障がいのある方の社会参加や交流を促進する取組を支援します。[福祉保健部] ----- (障がい者) 4-4-1 自発的な社会活動の推進など
障がい者相談員の設置 (1-2-13)	相談員を適切な時期に委嘱し、相談環境の整備を目指します。相談員研修会を実施し、個々の相談員の技能の向上を通して、障がい者福祉の増進に寄与できるよう努めます。 [福祉保健部] ----- (障がい者) 3-1-2 多様化、複雑化する相談支援への体制整備、3-4-4 専門性を兼ね備えた人材の育成、3-4-5 ボランティアの活動支援体制の育成など

### 《市民・地域に期待される役割》

- 団塊の世代といった退職後の元気な高齢者などが、地域福祉の担い手として自らの能力や知識、経験を活用する。[市民]
- 民生委員・児童委員、福祉協力員などについて理解を深め、その活動に協力・参加する。[市民]
- 市民活動について理解を深め、その活動に協力・参加する。[市民]
- 障がい者が、自分の能力や意欲を生かし、社会参加や生きがいづくりをする。[市民]
- 行政が行うボランティア講座などに積極的に参加する。[市民]
- 高齢者や障がい者を含む地域における人材の発掘、活用に取り組む。[地域]
  - ▷社会参加、自己実現の場を求める市民を市民活動に結びつける。[市民活動団体]
  - ▷福祉協力員の拡充と人材育成に努める。[秋田市社会福祉協議会]
  - ▷ボランティアの育成に努める。[秋田市社会福祉協議会]
  - ▷介護支援ボランティアなどにより、高齢者などのボランティア意識の醸成と人材育成に努める。[秋田市社会福祉協議会]
- サロン活動などで、参加者の高齢者が実行委員として運営に参加する。[地域]
- 交流行事などの実施にあたり、高齢者の知恵と若者の体力を組み合わせる。[地域]
- 地域福祉関係者の研修会を開催する。[秋田市社会福祉協議会]
- 地区社会福祉協議会の活動を支援する。[秋田市社会福祉協議会]
- ボランティア団体の活動を支援するとともに、ボランティアセンター機能の強化を図る。[秋田市社会福祉協議会]

## 第4章 計画の取組

○福祉以外の活動を担う団体が、活動の範囲を福祉の領域に広げる。〔市民活動団体〕

### 《参考となる取組事例》

#### 福祉協力員

地域での見守りの必要な世帯への声かけ等を通しての安否確認や福祉情報の提供、地区社会福祉協議会の地域福祉活動への協力等を行う地域ボランティアで、35地区で1,117人（令和5年度末）が地区社会福祉協議会の委嘱により活動しています。

#### 地域保健推進員

市民の疾病予防および健康増進について、地域に根ざした自主的な活動を推進するため、おおむね小学校区単位で約1,200人（令和5年度）が活動しています。

#### 秋田市地域福祉活動研修会

秋田市社会福祉協議会では、地区社会福祉協議会役員、民生委員・児童委員、町内会長、福祉協力員その他を対象に、福祉協力員の活動紹介や各地区社会福祉協議会の地域福祉活動の報告、地域福祉活動の重要性についての講演などの研修を行っています。

#### 介護支援ボランティア

市では、本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいの促進を目的に、高齢者が福祉施設等でボランティア活動を行う機会を提供しています。令和5年度末時点で324人がボランティア登録し、延べ2,033人がボランティア活動を行っています。

#### 障がい者相談員

市長から障がい者相談員として委嘱された身体障がい者26人、知的障がい者の保護者5人が、生活や障がいに関する相談対応などの活動を行っております。

### 《施策2「担い手の育成・支援」に関する目標値》

指 標	現状(R4) (2022年度)	目標値 (2028年度)
福祉に関する仕事やボランティア活動をしている人	11.3%	13.0%
高齢者（65歳以上）で福祉に関する仕事やボランティア活動をしている人	8.6%	11.0%

※地域福祉市民意識調査による。

## 基本目標2 支え合いの地域づくり

地域社会の「共の努力（共助）」を引き出すとともに、多様な主体が連携しながら具体的な地域福祉活動が活性化することを目指します。

施策3 地域活動の推進

施策4 担い手の連携による取組の推進

### 施策3 地域活動の推進

生活課題を地域住民が共有し、一人ひとりが地域社会とのつながりをはぐくみ、主体的に地域活動に参加して支え合う地域社会を形成していくため、地域での福祉活動を推進する。

#### 《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
市民サービスセンターにおける世代間交流事業の推進 (2-3-1)	子どもが高齢者とふれあう機会となる事業を引き続き実施し、高齢者の人生経験と豊富な知識等を社会に還元するとともに、地域社会の連帯意識の高揚を図ります。 【指標】世代間交流事業参加者数 実績値311人（2023年度）→目標値1,500人（2027年度） [教育委員会]
	(子ども) 3-2-9 世代間交流事業

第4章 計画の取組

<p>市民スポーツの振興 (2-3-2)</p>	<p>市民一人ひとりのライフステージにおいて、誰でも気軽に健康や生きがいづくりに取り組めるよう、市民ニーズに応じた各種スポーツ教室や市民総参加型のスポーツイベントを開催するなど、スポーツ活動の機会の提供に努めます。[観光文化スポーツ部]</p> <hr/> <p>(健康あきた) (2) 身体活動・運動／(高齢者) 6-(2)-④ 生き生き健康スポーツ教室／(障がい者) 4-3-1 障がい者のスポーツ活動への支援強化</p>
<p>住民の支え合いによるサービスの実施 (2-3-3)</p>	<p>元気な高齢者などの地域住民が、支援を必要とする高齢者を支える担い手となり、住民が集うサロンの運営や声かけ、家事支援、外出支援などのサービス提供を行う体制づくりを図ります。</p> <p>【指標】 訪問型サービスにおける住民主体サービスの補助団体 2 団体(2024年度・令和6年度)→4 団体(2026年度) 通所型サービスにおける住民主体サービスの補助団体数 1 2 団体(2024年度・令和6年度)→1 6 団体(2026年度) [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 6-(1)-③ 住民の支え合いによるサービスの実施</p>
<p>地域コミュニティ活動への支援 (2-3-4)</p>	<p>地域課題の解決や個性ある地域づくりを進めるため、地域づくり交付金による財政的支援等を行います</p> <p>【指標】 地域づくり交付金交付件数 53件 (2023年・令和5年度) → 65件 (2028年・令和10年度) [市民生活部]</p>
<p>自治活動拠点の整備 (2-3-5)</p>	<p>地域自治活動の拠点となるコミュニティセンター等の整備・充実に努めます。老朽化した施設については、地域住民が安心して利用できるよう大規模改修を計画的に進めます。[市民生活部]</p>
<p>市民憲章推進協議会の活動支援 (2-3-6)</p>	<p>明るく住みよいまちづくりを推進するため、市民が自主的に取り組む市民憲章推進協議会の活動を支援します。[市民生活部]</p>
<p>地域愛形成事業 (2-3-7)</p>	<p>市民から事業の提案を募集し、市と協力しながら事業を実施する仕組みである地域愛形成事業を推進し、引き続き市民が自分の住む地域に愛着を持って、地域の課題を解決できる機会を拡充します。[市民生活部]</p>

<p>地域まちづくり推進事業 (2-3-8)</p>	<p>7つの市民サービスセンターを拠点に、各地域づくり組織とセンターが中心となって、地域の課題や特性について地域住民と一緒に考え、市民協働による特色ある地域まちづくりを推進するための支援を図ります。[市民生活部]</p>
<p>社会福祉協議会の活動の支援 (2-3-9)</p>	<p>本計画と秋田市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連携を図り、計画に基づいて実施する社会福祉協議会の取組を支援することにより地域福祉活動の推進を図ります。[福祉保健部]</p>
<p>地域保健・福祉活動推進事業 (2-3-10)</p>	<p>民間団体の行う先導的な事業のうち、高齢者、障がい者、児童等への保健・福祉活動で広く市民福祉の向上に寄与する事業を行う団体を支援し、地域福祉の一層の進展を図ります。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(子ども) 4-2-2 地域保健・福祉活動推進事業／(健康あきた) (3) 休養・こころの健康</p>
<p>地域子育て団体への支援 (2-3-11)</p>	<p>民生委員・児童委員、地区婦人会など各地域の子育て支援者が開催する「親子のつどい」や母親らが自主的に開催している「育児サークル」へ子育て相談員を派遣し、遊びや育児指導、育児相談の実施、子育て情報の提供などにより、地域主導の子育て支援が充実するよう支援します。[子ども未来部]</p> <hr/> <p>(子ども) 1-2-1 利用者支援事業、1-2-7 地域子育て支援拠点事業</p>
<p>敬老会補助事業 (2-3-12)</p>	<p>長年にわたり郷土の発展に尽力された高齢者に敬愛と感謝の意を表するとともに、高齢者と地域とのつながりを支援します。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 8-(2)-③ 敬老会補助事業</p>

## 《市民・地域に期待される役割》

- 隣近所や班単位などで孤立した人がいないようお互いに目配りし、閉じこもりがちな住民に声かけをする。[市民]
- 地域の構成員として意識を持ち、見守り、見守られている意識を持つ。[市民]
- 地域の生活課題への関心を高める。[市民]
- 祭りやイベントなど地域の交流事業に積極的に協力・参加する。[市民]
- 生きがいを持ち、社会参加に努める。[市民]
- 社会福祉協議会への理解を深め、積極的に地域福祉活動に参加する。[市民・地域]
- 個人情報保護を適切に理解し、円滑な地域福祉活動につなげる。[市民・地域]
- 日頃の訪問活動により地域住民との交流を深め、地域での助け合う関係づくりにつなげていく。[民生委員・児童委員]
- 地域福祉活動を促進するため、日頃の相談支援を通じて福祉ニーズの把握に努める。[民生委員・児童委員]
- 秋田市民生児童委員協議会強化方策（令和3年2月）に基づき、地域団体との連携、訪問活動と相談支援機関への橋渡し、日頃からの民生委員、児童委員活動の充実に努める。[秋田市民生児童委員協議会]
- 高齢者、障がい者、児童、子育て世代や集合住宅居住者など、地域住民間の交流を促進する。[地域]
- 気軽に参加できる行事やサロンなど交流機会や場の確保、充実に努める。[地域]
  - ▷地域サロン活動や子育てサロン活動を推進する。[地域]
  - ▷地域の交流機会に積極的に関わる。[社会福祉事業者]
- 生きがいづくりの機会を提供する。[地域]
- 住民が地域に関心を持ち、愛着を持てるようにする。[地域]
- 地域の情報を広報紙などにより住民へ発信する。[地域]
- 生活課題に関する情報を収集し、共有を図り、課題の解決のために取り組む。[地域]
- 地域の活動拠点の整備、充実に努める。[地域]
- それぞれができるところから継続的に様々な地域福祉活動に取り組む。[地域]
- 住民に町内会・自治会の意義を伝え、加入を促進し、自治活動の強化に取り組む。[地縁団体]
- 町内会・自治会内での役割分担や若手・女性の登用、子ども会活動などとの連携などにより自治活動を活性化する。[地縁団体]
- 福祉機器やイベント機材の貸出などで、地域コミュニティ活動への支援を進める。[秋田市社会福祉協議会]
- 地区社会福祉協議会の地域福祉活動を支援する。[秋田市社会福祉協議会]
- 市民の善意で寄せられた共同募金を地域福祉活動等の財源として助成する。[秋田市共同募金委員会]



## 《参考となる取組事例》

### 街なかふれあいサロン（東）

東地区社会福祉協議会では、誰もが気軽に立ち寄ることができ、ふれあいながら楽しく交流する場所として、平成29年1月、秋田市東通に街なかふれあいサロン「ふらっとさん」を開設しました。買い物ついでの休憩に、地域サロンの集いの場に、語らいのカフェの場に、子育て中のママたちが集う場に、そして共通の趣味や特技、悩みをもった人たちの交流の場として、どなたでもご利用できる「みんなの居場所」です。

### 茨島の町内健康YOGA

茨島地区では、スポーツクラブのインストラクターが講師となり、町内会館を会場として、月2回ヨガ教室を実施しています。この通いの場に参加することで、参加者同士が顔を合わせて交流することにつながっています。

### サムライ倶楽部（中通）

中通地区では、地域の男性の「活動したい」という声を受け、男性だけで気兼ねなく集まれる場を運営し。秋田大学の先生の指導のもと、体操やストレッチ、脳トレや習字、料理などを行っています。これにより、退職後の男性が自宅にこもらず、生き生きと活動できるような場づくりにつながっています。

### 雄和ボランティアの会

雄和地区では、地域住民が生活不安や体力的不安を感じていることに対応するため、地域でボランティア組織を立ち上げました。地域住民が担い手となり、利用会員に希望に対して、有償で草刈や庭木の剪定、清掃、ゴミ出し、間口除雪などを実施することで、地域住民による支え合い活動を続けています。

### 高齢者支援活動から外出（付き添い）支援（仁井田）

仁井田地区社会福祉協議会では、入退院や医療機関受診など、地域課題となっている高齢者の移動問題に対応するため、地域の支え合い活動の一環として、高齢者や障がい者を対象に、自宅から医療機関への通院や買い物、墓参りなどへの送迎を行っています。

### 地域元気づくりファーマーズマーケット交流事業

四ツ小屋地域元気づくり協議会では、地区住民が生きがいを持って住み続けられるよう、地区の魅力を発信するため、年12回の「せせらぎ市」を実施するとともに、「街角キャンプ」や「防災訓練」などのイベントを組み合わせ、地元農家と近郊都市部との交流を図っています。

### 地域でのコミュニティセンター運営

各地区のコミュニティセンターでは、地域の振興会や連合町内会、各種団体、サークルの代表者など地域の方々に組織する管理運営委員会が指定管理者となって施設を管理運営しています。こうした指定管理者制度は、31館中28館（令和5年度）で導入しており、市民協働型のコミュニティセンターとして地域の創意工夫による特色ある催しなどが行われ、新たな住民の交流や地域づくり活動が広がっています。

### 市民憲章推進協議会の活動

秋田市民憲章推進協議会および各地区市民憲章推進協議会は、市民運動によって昭和36年に制定された秋田市民憲章の理念に基づいて、児童生徒作品展や緑化コンクールなどの開催を通じ、社会教育の推進、環境美化などの様々な地域づくりに取り組んでいます。

#### 秋田市民憲章[昭和36年6月25日制定]

わたしたちは、伸びゆく秋田市の市民であることに誇りと責任をもち、明るく豊かなまちをつくるために、進んでこの憲章を守りましょう。

- 一、健康で働き、豊かなまちをつくりましょう。
- 一、あたたかく交わり、明るいまちをつくりましょう。
- 一、きまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。
- 一、環境をととのえ、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、教養を高め、文化のまちをつくりましょう。

### 地域元気アップ事業

秋田市社会福祉協議会では、地域の高齢者が、健康で生き生きとした生活が送れるよう介護予防の推進を図るために、健康づくり・生きがいつくり支援事業を実施する地区社会福祉協議会に助成しています。また、地域サロン事業として、各世代間の交流を図りながら地域における孤立化を防ぐために、地域の町内会館等を利用し、高齢者が気軽に集える場づくりを行う地区社会福祉協議会に助成しています。

### 子育て支援事業

秋田市社会福祉協議会では、地域の子育て支援活動の充実のため、地域で子育て支援活動を行っている団体に対し、地区社会福祉協議会を通して活動資金を助成しています。また、子育てサークル・団体等に子育て支援用おもちゃの無料貸出も行うとともに、市内各育児サークル・団体が子育てに関する講話を開催するための経費を助成しています。

### 地区社協の拠点づくり・事務機器整備支援事業

秋田市社会福祉協議会では、地域の公共施設等への新たな事務所の設置や既存事務所の強化を図る地区社会福祉協議会への支援として、事務机、キャビネット等の購入費を助成しています。また、地区社会福祉協議会の事務負担軽減のため、パソコン、プリンター、デジタルカメラなどの事務機器の購入費を助成しています。

### 機器・機材・車両等貸出事業

秋田市社会福祉協議会では、地域住民と連携して地域福祉活動の中心となっている地区社会福祉協議会や町内会やボランティア団体に対して、活動支援用機器（買い物支援車両、軽トラック、発電機、除雪機等）の貸出をして地域支え合い体制づくりを支援しています。

### 地域保健・福祉活動推進事業

市では、民間団体による保健・福祉・医療活動に関する先導的事業に助成しています。助成事業には、地域住民の交流の場となる地域食堂、子どもの学習支援活動、視覚障がい者や高齢者への朗読ボランティアなどがあります。

### ふれあいさん派遣事業

秋田市社会福祉協議会では、病気やけが、産前産後などで家事援助や介護が必要な世帯に、短期間、単発で生活支援をするために、ふれあいさんを派遣しています。

### いずみ円卓会議の開催

泉学区町内会連合会では、少子高齢化やニーズの多様化に対応するため、地区内の各団体（体育協会、社会福祉協議会、保健推進員会、民生児童委員協議会、泉小学校PTA）や小学校などと連携しながら、意見交換、相互連携する場を設けています。

## 《施策3「地域活動の推進」に関する目標値》

指 標	現状(R4) (2022年度)	目標値 (2028年度)
地域活動（地域自治活動や市民活動）に参加している人	49.6%	54.0%

※地域福祉市民意識調査による。

※活動の分野を選択する質問となっているが、複数回答可能のため、便宜上、100%から「参加していない人」「無回答」の計を差し引いた割合とする。

施策4 担い手の連携による取組の推進

行政をはじめ、社会福祉法人、住民団体、ボランティアやNPOなどの多様な主体が連携した取組を推進する。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
高齢者等の見守りネットワーク (2-4-1)	見守りが必要な高齢者や障がい者等が地域社会の中で孤立することを防ぐため、秋田市社会福祉協議会が、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉協力員等と連携して見守りネットワークの強化・充実に努めます。[福祉保健部]  (障がい者) 3-2-4 孤立死防止への対応強化
秋田市相談関係機関等ネットワーク会議 (2-4-2)	警察等関係機関との秋田市相談関係機関等ネットワーク会議に参加し、各機関間で消費者被害の動向や情報を共有し、消費者トラブル防止対策の協議に努めます。[市民生活部]
民間企業等との連携による見守り体制構築 (2-4-3)	水道メーター検針業務の実施にあたって、受託事業者が不審者および不審車両の通報、登下校時の子どもの見守り活動、環境パトロールを実施します。また、地域との連携によるひとり暮らし高齢者の見回りを実施します。[上下水道局]
認知症高齢者などの見守り体制の構築 (2-4-4)	認知症高齢者などを地域で見守る仕組みづくりを推進するため、地域住民や警察、認知症地域支援推進員などが中心となった高齢者の見守り体制づくりを進めるほか、見守りが必要な認知症高齢者の事前登録を行い、行方不明時の早期発見と身元確認につなげます。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などの孤立防止、異変の早期発見を図るため、宅配事業者やライフライン事業者などの民間企業と協定を締結し、民間企業が業務の範囲内で見守りを実施します。 <b>【指標】</b> 見守り協定締結件数 18件(2023年度・令和5年度) → 38件(2026年度・令和8年度) [福祉保健部]  (高齢者) 4-(1)-③ 認知症高齢者などの見守り

<p>認知症高齢者の地域生活への支援 (2-4-5)</p>	<p>認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置するとともに、認知症カフェの運営支援や、認知症初期集中支援チームの円滑な運営により、適切な時期に適切な医療、介護サービスにつながるよう体制を整備します。また、認知症本人やその家族の個々の実情に応じた支援活動を行うチームオレンジの立ち上げや運営等推進するために必要な取組を支援します。 【指標】認知症初期集中支援チームの支援終了後（モニタリング時）に何らかのサービスにつながっている割合 85.7%（2023年度・令和5年度）→100%（2026年度） [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 4-(1)-② 認知症施策推進事業</p>
<p>地域子育て支援ネットワーク事業 (2-4-6)</p>	<p>市内の7地域で子育て支援者が連携し、地域全体で子育て支援に取り組み、子育て支援活動が充実するよう、情報交換、交流機会の提供や研修の開催などにより、地域子育て支援ネットワークの活動を支援します。[子ども未来部]</p> <hr/> <p>(子ども) 1-2-14 地域子育て支援ネットワーク事業、4-2-3 地域子育て支援ネットワーク事業（再掲）</p>
<p>地域や関係機関と連携した障がい者支援の取組 (2-4-7)</p>	<p>障がい児（者）にかかる福祉、医療、教育又は雇用に関する関係機関などの関係者で組織する秋田市障がい者総合支援協議会では、地域における障がい児（者）への適切な支援に関する情報および支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関などの連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備の協議を行います。また、課題への対応については、下部組織の専門部会で検討を深めていきます。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 3-1-3 障がい者総合支援協議会の機能強化</p>
<p>学校と地域社会との連携 (2-4-8)</p>	<p>小・中学校では、交流活動や奉仕活動などにより、特別支援学校や高齢者福祉施設と連携を図ります。また、伝統芸能の継承や農業体験などにより地域との交流を図るほか、地域住民による、子どもの登下校時の見守り活動やパトロール活動を通じて、児童生徒の安全対策における連携を強化します。[教育委員会]</p> <hr/> <p>(子ども) 5-1-6 通学時における安全確保と適切な指導</p>

<p>地域包括ケアの推進 (2-4-9)</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活し続けることができるよう、地域の中核機関として、地域包括支援センターが医療関係者、介護保険事業者、民生委員、社会福祉協議会、NPO、ボランティアなどの関係機関と連携し、高齢者の生活や健康を総合的に支えます。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 2-(1)-① 地域包括支援センターの機能強化</p>
<p>地域ケア会議の充実 (2-4-10)</p>	<p>地域包括支援センターが主催する地域ケア会議において、地域のケアマネジャーや地域包括支援センターのケアマネジメントの実践力を高めます。また、個別ケースの検討を通じ、医療、介護などの多職種の関係機関等による連携を深め、地域課題の分析等を積み重ね、解決に必要な地域資源開発やネットワーク体制の構築につなげます。</p> <p><b>【指標】</b>地域ケア会議の開催回数(個別ケース・定期開催の計) 99回(2023年度・令和5年度)→144回(2026年度) [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 2-(2)-① 地域ケア会議の充実</p>

### 《市民・地域に期待される役割》

- 地域での連携の必要性を理解し、できることから協力する。[市民]
- 地域のネットワークを活用して必要な情報を共有する。[市民]
- 地域活動などに参加・協力し、地域貢献に努める。[民間事業者]
- 地域包括支援センターなどの関係機関や市民活動団体との連携の重要性を理解し、連携による取組を進める。[地域]
- 地域ぐるみの取組を住民に積極的にPRする。[地域]
- 要援護者を地域全体で支えるネットワークをつくる。[市民・地域]
  - ▷見守りネットワーク活動を推進する。[秋田市社会福祉協議会]
  - ▷見守りネットワーク活動に参加する。[市民・地域]
- 学校や福祉施設に対する関心を高め、地域社会との連携を深める。[市民・地域]
- 専門性を生かして地域社会と積極的に交流する。[社会福祉事業者]
- 社会福祉法の改正に伴って、社会福祉法人は、地域における公益的な取組を実施する。  
[社会福祉事業者]
- 社会福祉法人の地域における公益的な取組を推進する。[秋田市社会福祉協議会]

## 《参考となる取組事例》

## 見守りネットワーク事業

秋田市社会福祉協議会では、地域の見守りの必要な世帯に対して、地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会、町内会、福祉協力員等の協力を得ながら、見守り・声かけ活動や安否確認等を行うことにより高齢者等の孤立化を予防するとともに、ニーズや緊急事態を早期発見することで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めています。

## 秋田市地域福祉おむすびネット

秋田市社会福祉協議会では、市内の社会福祉法人に対して、地域の公益取組メニューを提供しています。社会福祉法人との連携により、地域の課題解決に取り組むことで、社会福祉法人の存在意義をさらに高め、地域の福祉力の強化を図っています。

## 認知症カフェ

認知症カフェは、認知症の人とその家族、地域住民、専門職など誰もが気軽に集うことができる場所です。

参加者同士で交流したり、専門職スタッフに認知症のことや医療・介護のことなど、日々の生活で心配なことを気軽に相談することができます。令和6年1月末時点で20カ所の認知症カフェがあります。

## 高齢者等あんしん見守り活動

業務上高齢者と接する機会の多い事業者が、秋田市との協定に基づき、配達中や戸別訪問中に、郵便物や新聞がたまっているなど異変を発見した場合に、関係各機関へ通報しています。

## ○見守り協定締結事業者（締結順）

	事業所名
1	生活協同組合コープあきた
2	秋田中央郵便局
3	E N E O S グローブエナジー株式会社北日本支社 秋田営業所
4	株式会社 南山デイリーサービス
5	明治安田生命保険相互会社 秋田支社
6	新あきた農業協同組合（高齢福祉事業所）
7	東部ガス株式会社 秋田支社
8	スーパーセンターアマノ 御所野店
9	第一生命保険株式会社 秋田支社

#### 第4章 計画の取組

	事業所名
10	福祉理容店 幸のとり
11	ALSOK秋田株式会社
12	株式会社あしたも良い日
13	スズケン秋田営業部秋田支店
14	富国生命保険相互会社秋田支社
15	株式会社 グランベア
16	買い物エール
17	秋田市上下水道サービス株式会社
18	株式会社秋田銀行
19	アフラック生命保険株式会社秋田支社
20	株式会社マルダイ
21	株式会社きららライフクリエーション
22	株式会社ベルコ秋田支社
23	一般社団法人秋田市シルバー人材センター
24	有限会社セイショウ明治すまいるみるく
25	ファーマックスあきた薬局
26	ファーマックスくぼた薬局

#### 《施策4「担い手の連携による取組の推進」に関する目標値》

指 標	現状(R4) (2022年度)	目標値 (2028年度)
住民団体や関係機関（町内会、地区社会福祉協議会など）が連携して活動することが多くなったと「感じる」と「どちらかといえば感じる」の割合の合計	11.6%	22.0%

※ 地域福祉市民意識調査による。



## 基本目標3 利用者にあった福祉サービスの仕組みづくり

地域での自立した生活を支援する「公の努力（公助）」による福祉サービスが適切に機能すること、多様化・複雑化するニーズに対応するための支援体制を充実させることを目指します。

施策5 利用者の立場に立った福祉サービスの提供

施策6 相談体制の充実と情報の提供

### 施策5 利用者の立場に立った福祉サービスの提供

地域での自立した生活を支援する福祉保健サービスを提供するとともに、多様化・複雑化する課題に対応できるよう、利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

#### 《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
高齢者福祉の充実 （基本方向） （3-5-1）	高齢者プランに基づき、高齢者が自分らしく生きがいをもって輝ける健康長寿社会の実現を目指し、エイジフレンドリーシティの実現、地域包括ケアシステムの構築、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、権利擁護の推進、介護予防・健康づくり施策の充実、生活支援サービスの充実、生きがいづくりと社会参加の促進、介護保険サービスの質と量の確保、介護給付等に要する費用の適正化、災害に対する取組、感染症に対する取組を行います。[福祉保健部]
	（高齢者）プラン全般
障がい者福祉の充実 （基本方向） （3-5-2）	障がい者プランの基本理念である「分かり合い、支え合い、自分らしく共に生きていくまち」の実現のため、障がいのあるかたの権利擁護や意思疎通支援、地域生活支援の充実、自立と社会参加の促進、安全・安心な生活環境づくり、防災・防犯の推進に取り組みます。[福祉保健部]
	（障がい者）プラン全般

第4章 計画の取組

<p>児童福祉・子育て支援の充実(基本方向) (3-5-3)</p>	<p>子ども・子育て未来プランに基づき、「支え合う すこやか子育て 夢ある秋田 ～笑顔あふれるこどものまち～」の実現に向け、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、若い世代が将来に展望を描き、希望を抱くことができる社会づくりに取り組みます。[子ども未来部]</p> <p>-----</p> <p>(子ども) プラン全般</p>
<p>地域保健の充実(基本方向) (3-5-4)</p>	<p>健康あきた市21に基づき、市民一人ひとりが安心して健康に過ごすことができるよう、一次予防の推進や健康づくりのための環境整備等に取り組みます。[保健所]</p> <p>-----</p> <p>(健康あきた) 計画全般</p>
<p>「食」の自立支援事業 (3-5-5)</p>	<p>食事の調理が困難な高齢者や障がい者に対し、居宅を訪問して食事を提供するとともに、安否確認を行うことで、高齢者などの自立した生活を支援します。 【指標】 延べ利用回数(高齢者のみ) 92,000回(2024年度・令和6年度)→94,000回(2026年度) [福祉保健部]</p> <p>-----</p> <p>(高齢者) 7-(1)-① 「食」の自立支援事業/(障がい) 3-2-4 孤立死防止への対応強化</p>
<p>介護予防・日常生活支援総合事業の充実 (3-5-6)</p>	<p>高齢者の状態に適した介護予防サービスを提供することで、要介護状態にならないように予防するとともに、要介護状態の悪化防止などを図ります。[福祉保健部]</p> <p>-----</p> <p>(高齢者) 6-(1)-① 介護予防給付相当サービスの実施、6-(1)-② 基準を緩和したサービスの実施</p>
<p>切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の整備 (3-5-7)</p>	<p>医療ニーズと介護ニーズの両方を併せ持つ高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けることができるよう、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、現状と課題を把握し、在宅医療と介護が切れ目なく提供される体制の整備を図ります。 【指標】 在宅医療・介護連携推進協議会の開催回数 2回(2024年度・令和6年度)→2回(2026年度・令和8年度) [福祉保健部]</p> <p>-----</p> <p>(高齢者) 3-(1)-① 在宅医療と在宅介護の提供体制の整備</p>

生活保護の適正実施と自立支援の促進 (3-5-8)	困窮する市民に必要な保護の適正実施を継続していきます。また、自立支援プログラム等を継続していきます。[福祉保健部]
福祉医療費給付事業 (3-5-9)	<p>国・県の医療保険制度等の動向を見極めながら、重度心身障がい児（者）、高齢身体障がい者、高校生年代までの全ての子どもおよびひとり親家庭等の児童の医療費助成を継続して実施します。 [福祉保健部・子ども未来部]</p> <p>-----</p> <p>(障がい者) 3-5-2 医療機関への受診の支援／(子ども) 6-5-1 乳幼児・小学生の医療費助成</p>
社会福祉法人および事業者の指導監査等 (3-5-10)	法人および事業所等に対する指導監査等における結果を公表するとともに、利用者が安心して、かつ利用者の立場に立った質の高いサービスを受けることができるよう、指導監査等を実施します。[福祉保健部・子ども未来部]
民生委員・児童委員による個別援助活動 (3-5-11)	<p>地域住民が自立した日常生活を営むことができるために、民生委員・児童委員が日常的な訪問活動により住民の福祉ニーズを把握するとともに、各種相談に応じます。また、福祉サービスを適切に利用できるよう、民生委員・児童委員が地域住民に対し必要な情報を提供するとともに、行政や関係機関との橋渡しを行います。[福祉保健部]</p> <p>-----</p> <p>(障がい者) 3-1-2 多様化、複雑化する相談支援への体制整備、3-2-4 孤立死防止への対応強化など</p>
高齢者、障がい者、児童等への虐待防止 (3-5-12)	<p>各種相談専門機関との連携を図り、高齢者、障がい者、児童虐待への早期対応を行うとともに、虐待防止のための取組を行います。[福祉保健部・子ども未来部]</p> <p>-----</p> <p>(高齢者) 5-(1)-① 高齢者虐待の防止／(障がい者) 1-2-2 虐待防止対策の体制整備／(子ども) 6-1-1 子どもを守る地域ネットワーク強化事業（要保護児童対策地域協議会）</p>
市民小口資金の貸付け (3-5-13)	低所得世帯が、緊急的かつ一時的に生計維持が困難となった場合、秋田市社会福祉協議会では生活のつなぎ資金を貸付けます。市は、貸付の原資を秋田市社会福祉協議会に貸し付けます。 [福祉保健部]

第4章 計画の取組

<p>生活困窮者への相談・支援 (3-5-14)</p>	<p>生活困窮に係る総合的な相談の窓口として、その周知に努めるとともに、事例検討会や研修、協議会等を通じて関係機関との連携をさらに深め、生活困窮者の抱える様々な悩みに対応できるよう、生活困窮者自立支援制度の実施体制を充実させ、包括的・早期的な支援を行います [福祉保健部]</p>
<p>子どもの貧困対策の推進 (3-5-15)</p>	<p>子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に夢と希望をもって成長できるよう、関係機関や地域等と連携しながら子どもの貧困対策を推進します。[子ども未来部]</p>
<p>市民の健康づくりの推進 (3-5-16)</p>	<p>各種健康づくり事業を通じて、がんや生活習慣病予防のための食生活、運動などの健康教育、健康相談を実施し、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。また、がん検診等の受診率向上のため、実施方法や周知方法等を改善し、より多くの市民が受診しやすい体制づくりに努めます。[保健所]</p> <hr/> <p>(障がい者) 3-5-1 健康相談の促進 / (健康あきた) 計画全般</p>
<p>健康づくり・生きがいづくり支援事業 (3-5-17)</p>	<p>高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、秋田市社会福祉協議会が実施する健康づくり・生きがいづくりの事業を支援するほか、気軽に集まれる会場で介護予防教室などを開催し、高齢者の閉じこもり等を防止します。</p> <p><b>【指標】</b> 健康づくり・生きがいづくり支援事業の実施件数 82件 (2024年度・令和6年度) → 82件 (2026年度) 地域サロン開設数 200件 (2024年度・令和6年度) → 200件 (2026年度) いきいきサロン事業の参加者数 615人 (2024年度・令和6年度) → 615人 (2026年度) [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 8-(1)-④ 健康づくり・生きがいづくり支援事業 / (健康あきた) (2) 身体活動・運動</p>
<p>高齢者就業機会確保事業 (3-5-18)</p>	<p>60歳以上のかたが補完的・短期的な業務を通じて、生きがいづくりの充実や社会参加の促進を図ることを目的に設置された(一社)秋田市シルバー人材センターの事業運営を支援します。</p> <p><b>【指標】</b> 会員数 877人 (2023年度末・令和5年度末) → 1,000人 (2028年度末)</p>

<p>移動手段(公共交通) の確保 (3-5-19)</p>	<p>「第3次秋田市公共交通政策ビジョン」に基づき、市民の日常生活を支える移動手段として、市民、交通事業者、行政の役割分担のもと、公共交通の確保に努めます。[都市整備部]</p>
<p>高齢者コインバス事業 (3-5-20)</p>	<p>満65歳以上のかたが、秋田中央交通(株)が発行する高齢者コインバス事業専用ICカード「シニアアキカ」を使用することにより、市内の路線バスとマイタウン・バスを1乗車100円で乗車できるようにし、高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援します。 【指標】シニアアキカ年間発行件数 4,358件(2024年度・令和6年度)→4,358件(2026年度) [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 8-(1)-① 高齢者コインバス事業</p>
<p>障がい者への交通費補助 (3-5-21)</p>	<p>障がい者の社会参加と生活圏の拡大を図るため「福祉特別乗車証」を交付し、また、在宅重度身体障がい者の通院時タクシー代の一部を助成することにより、継続して通院等の交通費軽減や積極的な社会参加を図ります。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 4-1-1 移動にかかる支援体制の充実</p>
<p>移動支援事業 (3-5-22)</p>	<p>屋外での移動が困難な障がい児(者)に対して、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を支援します。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 4-1-1 移動にかかる支援体制の充実</p>
<p>市営住宅における入居要件の緩和 (3-5-23)</p>	<p>市営住宅に入居している高齢者や障がい者等には、引き続き低層階への住み替え入居に配慮します。また、高齢者や障がい者の新規入居にあたっては、入居要件の緩和措置(収入基準の緩和)および優先入居(同タイプの空き家が2戸以上ある場合の当選確率が2倍となる)を継続するとともに、母子・父子世帯および多子世帯についても、優先入居を実施します。[都市整備部]</p> <hr/> <p>(子ども) 5-2-6 市営住宅優先入居制度</p>

<p>高齢者や障がい者の住環境の整備 (3-5-24)</p>	<p>高齢者や障がい者が地域で安心して自立生活を送ることができるよう、グループホームやサービス付き高齢者向け住宅などの住環境の整備を進めます。また、自宅での生活の不便を解消できるよう、住宅改修の促進に努めます。さらに、サービス付き高齢者向け住宅の迅速かつ正確な登録手続きや、指定障害福祉サービス事業者への適切な指導による障がい者の立場を考慮したサービス提供体制の整備などにより、高齢者や障がい者が安心して生活できる住まいづくりの推進に努めます。[福祉保健部・都市整備部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 7-(1)-⑥サービス付き高齢者向け住宅の登録、10-(1)-②住宅改修に関する適正化、10-(1)-④福祉用具、住宅改修支援事業／(障がい者) 3-4-1 障害福祉サービスの提供体制の整備</p>
-------------------------------------	--

### 《市民・地域に期待される役割》

- 利用するサービスを十分に理解して適正に利用する。[市民]
- サービス選択は自己決定であることを認識する。[市民]
- 過剰な権利意識を持たない。[市民]
- 苦情解決などを活用して、適切なサービスが受けられるようにする。[市民]
- 社会的弱者の相談窓口や支援制度の情報を把握し、正しい理解に努める。[市民]
- 健康づくりに努める。[市民]
- 高齢者や障がい者などの日常生活の小さな困り事に隣近所で協力する。[市民]
- 買い物や通院など、高齢者や障がい者の移動に協力する。[市民]
- 福祉サービスの問題点や不備などに気づいたときは意見する。[市民・地域]
  - ▷活動を通じて得た問題点について意見を具申する。[民生委員・児童委員]
- 社会的弱者の状況に応じて適切な窓口につなぐ。[地域]
  - ▷困っている人を見つけ、相談を受け止め、改善に向けて適切な窓口につなぐ。[民生委員・児童委員]
- コミュニティビジネスの実現 [市民・地域]
- 低所得者等の自立を支援するため、適切な資金貸付を行う。[秋田市社会福祉協議会]
- 福祉サービス利用援助や日常的金銭管理などの日常生活自立支援事業を実施する。[秋田市社会福祉協議会]
- 移送車の貸出により、高齢者・障がい者の移動を支援する。[秋田市社会福祉協議会]
- 福祉機器の貸出により、在宅福祉サービスの充実を図る。[秋田市社会福祉協議会]

- 制度の狭間や支援につながりにくい問題など生活上の課題を抱える人に対して、相談援助、必要なサービスや専門機関への取り次ぎなどにより課題解決するよう支援するコミュニティソーシャルワーカーの配置を検討する。[秋田市社会福祉協議会]
- 福祉サービスの質の向上を図る。[社会福祉事業者]
- 苦情解決の窓口の設置や第三者委員の設置による苦情解決体制を整備する。[社会福祉事業者]
- 地域や民生委員・児童委員、相談支援機関と連携しながら、情報の提供や相談支援に努める。[社会福祉事業者、市民活動団体]

## 《参考となる取組事例》

### 福祉サービス第三者評価事業

この事業は、公正・中立な第三者機関（評価機関）が専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスを提供する事業者のサービス内容を評価するもので、県内には秋田県社会福祉協議会、特定非営利活動法人インクルージョン秋田第三者評価研究会、特定非営利活動法人秋田県福祉施設士会が評価機関となっています。

評価は、理念、方針、組織、運営等についての共通評価項目と、保育所や社会的養護施設など各サービス毎に設定された内容評価項目について、書面および訪問調査により実施します。評価を受けることで、問題点を把握しサービスの質の向上や利用者の適切なサービス選択につながります。

### 秋田県福祉サービス相談支援センター

社会福祉法第83条の規定により秋田県社会福祉協議会に秋田県福祉サービス相談支援センター（秋田県運営適正化委員会）が設置され、福祉サービス利用に関する利用者等からの苦情について中立・公正な立場で相談や助言、調査等を行い適切に解決するよう取り組んでいます。

なお、介護保険に関する苦情・相談については、秋田市（介護保険課）が窓口となります。

### 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援護事業）

この事業は、判断能力が弱まってきた高齢者や知的障がい者、精神に障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用援助とそれに付随した日常的金銭管理や書類等の預かりサービスを行うものです。

社会福祉法第81条の規定により秋田県社会福祉協議会（秋田県福祉生活サポートセンター）が実施するものですが、秋田市社会福祉協議会（秋田市福祉生活サポートセンター）が事業の一部を受託しています。

### 生活福祉資金の貸付け

この取組は、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対し、経済的自立や生活意

## 第4章 計画の取組

欲の助長促進などを図り安定した生活を目指すため、資金の貸付けと必要な相談支援を行うものです。

貸付資金には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金などがあります。秋田市社会福祉協議会では、業務の実施主体である秋田県社会福祉協議会から貸付業務の一部を受託し、貸付窓口業務をしています。

### サービス付き高齢者向け住宅の促進

サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者が安心して暮らすことができるよう、居室の広さやバリアフリー構造を備え、ケアの専門家による安否確認や生活相談などのサービス提供を行う賃貸住宅です。市では、事業者が登録したサービス付き高齢者向け住宅の家賃やサービスなどの情報を、市民に情報提供しています。

### 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録制度

低所得者や高齢者などの住宅確保要配慮者の増加に対して、民間の空き家・空き室を有効活用し、重層的な住宅セーフティネット機能の強化を図るため、市では住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録事務を行っています。

### 公共施設での車いす貸出事業

秋田市社会福祉協議会では、身近な地域で利用できるよう市内の市民サービスセンターやコミュニティセンター等に貸出用車いすを配置しています。

## 《施策5 「利用者の立場に立った福祉サービスの提供」に関する目標値》

指 標	現状 (R4) (2022年度)	目標値 (2028年度)
福祉保健サービスが充実し、適正に供給されていると「感じる」「どちらかといえば感じる」の割合の合計	18.8%	29.0%

※地域福祉市民意識調査による。



## 施策6 相談体制の充実と情報の提供

市民が課題に適したサービスをより容易に選択できるように、相談体制の充実を図るとともに、サービスに関する情報を提供する。

### 《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
地域包括支援センターの運営 (3-6-1)	市内に18か所配置している地域包括支援センターにおいて、高齢者への相談支援や介護予防ケアマネジメントを実施するとともに、地区内の団体や関係機関、事業者等と連携し、地域で暮らす高齢者等を介護、福祉、保健、医療などさまざまな面から総合的に支援します。[福祉保健部]
	(高齢者) 2-(1)-① 地域包括支援センターの機能強化 (障がい者) 1-2-1 成年後見制度等による権利擁護の推進 3-1-2 多様化、複雑化する相談支援への体制整備など
在宅医療・介護連携に関する普及啓発の推進 (3-6-2)	在宅で療養生活を送ることになった場合に必要となるサービスを適切に選択できるよう、在宅医療と介護に関する情報提供や知識の普及・啓発を図ります。 【指標】市民講演会の開催回数 1回(2024年度・令和6年度)→1回(2026年度・令和8年度) [福祉保健部]
	(高齢者) 3-(2)-① 在宅医療と介護に関する普及・啓発
障がい者への相談支援事業 (3-6-3)	障がい者本人や家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のための必要な援助を行い、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができることを目指します。 [福祉保健部]
	(障がい者) 3-1-1 相談支援体制の強化、3-4-2 地域生活支援事業の提供体制の整備など

第4章 計画の取組

<p>子育て家庭等に関する相談支援の充実 (3-6-4)</p>	<p>子育て家庭が、必要とする支援を選択して利用できるよう、行政サービス、子育て支援事業、保育施設等の情報提供を行うほか、子育てをはじめ、生き方、夫婦関係、人間関係などの相談に対応し、子育て家庭の支援を行います。[子ども未来部]</p> <p>(子ども) 1-2-15 子育て支援情報の提供、3-2-1 児童家庭相談、女性相談/(障がい者) 3-1-2 多様化、複雑化する相談支援への体制整備、3-2-1 障がい児の早期発見および支援の充実</p>
<p>精神保健対策事業の推進 (3-6-5)</p>	<p>精神障がい者の早期治療ならびに社会復帰と社会参加の促進のために相談・訪問支援等を行います。また、精神障がい者への理解を深めるとともに、市民の心の健康保持・増進のため各種事業を行います。[保健所]</p> <p>(障がい者) 1-3-1総合理解の促進、3-5-3 心の健康づくりの強化、3-3-3 精神障がい者への支援の充実/(子ども) 4-1-10 精神保健福祉相談・教育事業/(健康あきた) (3) 休養・こころの健康</p>
<p>各種相談窓口のPR (3-6-6)</p>	<p>支援を必要とする市民が身近なところで気軽に相談できるよう、各種リーフレットや市ホームページに相談窓口一覧を掲載するなど、行政機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどの相談窓口の周知を図ります。 [福祉保健部]</p>
<p>【新】公式LINEによる市民と双方向の情報伝達体制の推進 (3-6-7)</p>	<p>高齢者や障害のある方が日常生活に関わる多種多様な情報を効率的に取得できる環境を提供するとともに、市民から行政側へ簡易に情報発信できる双方向の情報伝達体制を推進します。 [デジタル化推進本部]</p>
<p>高齢者生活支援情報提供事業 (3-6-8)</p>	<p>高齢者の暮らしに役立つインフォーマルサービス(※)に関する情報を集約・発信し、高齢者をはじめとするすべての市民が、生活支援等に関わる様々なサービスの情報を得やすい環境を整備します。</p> <p>【指標】 <u>高齢者生活支援情報のアクセス数</u> (「秋田市暮らしに役立つサービス」冊子作成部数+ウェブサイト利用回数) 20,000部+1,087回=21,087 (2023年度・令和5年度) → 15,000部+5,000回=20,000 (2026年度)</p> <p>※介護保険制度に基づく公的機関や専門職によるサービスや支援(フォーマルサービス)以外の支援。[福祉保健部]</p> <p>(高齢者) 8-(2)-④ 高齢者向けサービスの情報提供/(障がい)1-3-1 相互理解の促進</p>

## 《市民・地域に期待される役割》

- 提供される情報に関心を持ち、近隣での情報の伝達、共有に努める。[市民]
- 事業者や施設、相談支援機関に対する情報を把握し、正しい理解に努める。[市民]
- 民生委員・児童委員等の活動を理解し、身近に相談できる人をつくり、困ったときの連絡ができるようにする。[市民]
- 回覧板や広報紙を活用するなどして住民の情報共有に努める。[地域]
  - ▷情報を必要とする住民へ直接伝達する。[民生委員・児童委員]
- 町内会や民生委員・児童委員など関係者が情報共有し、適切な相談支援体制を構築する。[地域]
- 公的サービス以外の支援についても、公的サービスとあわせてPRする。[地域]
- 施設の役割や状況を積極的に情報発信する。[社会福祉事業者]
- 関係機関と連携しながら、専門を生かした相談援助活動を行う。[社会福祉事業者・市民活動団体]
- 必要に応じて適切な窓口につなぐ。[地域]
  - ▷困っている人を見つけ、相談を受け止め、改善に向けて適切な窓口につなぐ。[民生委員・児童委員]
- ふれあい福祉相談センターのPRと充実に努める。[秋田市社会福祉協議会]
- 各種相談支援窓口の活用を促進する。[秋田市社会福祉協議会]

## 《施策6「相談体制の充実と情報の提供」に関する目標値》

指 標	現状(R4) (2022年度)	目標値 (2028年度)
地域包括支援センターの認知度	45.5%	50.0%
子ども家庭センターの認知度	21.5%	23.0%

※地域福祉市民意識調査による。

## 基本目標4 安心して暮らせる福祉の環境づくり

日常生活のほか災害時などに備えて、自助・共助・公助によって暮らしの安心を支える環境をつくることを目指します。

施策7 日常的な地域生活における安全安心の確保

施策8 災害時に向けた安全安心の確保

### 施策7 日常的な地域生活における安全安心の確保

地域生活をおびやかす様々なリスクを回避するための取組を推進する。

#### 《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
消費者啓発 (4-7-1)  ※SNS…ソーシャルネットワークサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと	判断能力の低下や情報を得る機会が少ないことにより被害に遭いやすい高齢者の消費者トラブルを防ぐため、町内会、老人クラブ、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどを対象に「消費生活出前講座」を継続実施します。また、市民サービスセンター等においてパネル展を開催するほか、広報あきた、ホームページ、SNS※、デジタルサイネージ、秋田市広報板を活用し、消費者トラブル最新情報の発信に努めます。 <b>【指標】</b> 消費生活出前講座・パネル展等実施回数 93回(2024年・令和6年) → 93回(令和7年) [市民生活部]
交通安全対策 (4-7-2)	子どもと高齢者の交通事故防止に重点を置き、幼児交通安全教室や高齢者交通安全教室を効果的に実施し、交通安全意識の高揚を図ります。また、交通安全活動団体に対する積極的な支援を行い、各団体と連携を図りながら、交通安全活動を効果的に展開します。[都市整備部]
	(障がい者) 6-2-1 防犯と消費者トラブルの対策 / (高齢者) 5-(1)-③消費生活出前講座
	(子ども) 5-1-9 交通安全教育事業、5-1-10 交通安全普及・啓発事業

<p>応急手当の普及、救急救命体制の整備 (4-7-3)</p>	<p>AED(自動体外式除細動器)の使用方法を含めた救命講習会および各種イベントへのAED貸出事業は、社会状況を見据えながら実施するとともにホームページでの啓発を継続し、救命率の向上を目指します。また、高齢者福祉施設等の緊急時対応について、施設の従業者への啓発に努めます。さらに、秋田市社会福祉協議会が中心となって取り組んでいる救急医療情報キット(安心キット)事業と連携し、高齢者等の円滑な救急搬送に生かします。[消防本部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 6-(2)-⑥ 高齢者予防救急の促進/(障がい者) 3-2-3 高齢障がい者への支援の充実、3-2-4 孤立死防止への対応強化など</p>
<p>緊急通報システム事業 (4-7-4)</p>	<p>ひとり暮らし高齢者や障がい者などに緊急通報装置を貸与し、急病や災害などの緊急時における迅速かつ適切な対応を図り、日常生活上の安全を確保します。 【指標】緊急通報システムの設置台数 400台(2024年度令和6年度)→420台(2026年度・令和8年度) [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 7-(1)-② 緊急通報システム事業/(障がい) 3-2-4 孤立死防止への対応強化</p>
<p>要保護高齢者等シェルター事業 (4-7-5)</p>	<p>養護者による虐待などにより保護が必要と判断された、要支援・要介護認定者以外の高齢者などを、特別養護老人ホームなどで一時的に保護します。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 5-(1)-② 要保護高齢者等シェルター事業</p>
<p>自殺対策事業 (4-7-6)</p>	<p>秋田市民の心といのちを守る自殺対策計画に基づき、自殺者数の減少を図るため、自殺対策に関する意識啓発や相談体制の充実を図るとともに、市民協働による地域での心の健康づくり活動を推進します。また、秋田市自殺対策庁内連絡会議を中心に全庁的な取組を進めるとともに、医療機関や民間団体等による秋田市自殺対策ネットワーク会議を通して、各機関との連携を図り総合的な自殺対策を展開します。 【指標】自殺死亡率(人口10万対)をとする。 15.3(2023年・令和5年)→12.6以下(2028年) [保健所]</p> <hr/> <p>(健康あきた) (3)休養・こころの健康</p>

## 第4章 計画の取組

<p>住宅環境の整備 (4-7-7)</p>	<p>住宅の耐震診断・改修事業に関するパンフレットの配布等により、市民の防災意識の向上を図ります。また、他部局との連携、啓発ツールおよび補助メニューの見直しに係る調査研究を進め、耐震化の普及に努めます。さらに、特に危険度が高い空き家について、倒壊や資材飛散等による事故を未然に防止するため、所有者の調査、助言および指導、危険回避のための緊急安全措置の実施および除却費への補助金交付を行います。</p> <p>【指標】本市地震防災マップにおいて、想定全壊率の危険度が高い地区の木造戸建住宅を対象に、2028年までに6000戸（1500戸×4年）の戸別配布を実施。</p> <p>[都市整備部]</p>
<p>バリアフリー化の促進 (4-7-8)</p>	<p>秋田市バリアフリー協議会において、バリアフリーマスタープランに基づき、秋田市内で実施したバリアフリーに関する取組の状況を確認します。</p> <p>[都市整備部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 5-1-2 公共施設のバリアフリーとユニバーサルデザインの推進／(子ども) 5-2-4 土崎駅、新屋駅、市立病院・山王官公庁周辺地区のバリアフリー化</p>
<p>都市公園のバリアフリー化 (4-7-9)</p>	<p>都市公園のバリアフリー化※を図り、高齢者、障がい者や子どもなど、誰もが安全で安心して利用できる公園へと再整備します。[建設部]</p> <hr/> <p>(子ども) 5-2-2 公園のバリアフリー化</p>

※市では、バリアフリーに関する取組を進めるとともに、誰もが活動しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいた取組も推進することとしています。

## 《市民・地域に期待される役割》

- 自殺のサインに早期に気づき、必要な相談機関や医療機関につなぐ。[市民]
- 消費者トラブルや防災防犯など、生活に関する情報の収集と発信に努める。[地域]
- 地域サロンなどを通して、認知症や孤立、虐待などの早期発見につなげる。[地域]
- 地域で課題となっていることを把握し、関係機関と連携し、解決に取り組む。[地域]
- 通学路の危険箇所などの改善について意見提起する。[地域]
- 防犯灯を適正に管理する。[地縁団体]
- 医療との連携を図る。[社会福祉事業者]
- 社会福祉施設の機能を活用して地域の取組に参加する。[社会福祉事業者]
- 認知症等徘徊者の捜索支援を実施する。[秋田市社会福祉協議会]
- ユニバーサルデザインを理解し、バリアフリー社会の形成に協力する。[市民]
- 高齢者や障がい者のための施設等の利用を妨げないよう意識を高める。[市民]
- 円滑な移動等を妨げている状況を把握してバリアフリー化の推進につなげる。[地域]
- バリアフリー社会の形成に向けた住民の意識啓発に取り組む。[地域]
- 万が一の緊急時に備えて、安心キットの普及に努め、日常生活における安心の確保を図る。[秋田市社会福祉協議会]

## 《参考となる取組事例》

### 見守り機器助成事業

秋田市社会福祉協議会では、在宅で暮らす認知症の方、知的障がい児者、精神障がい者等が道に迷ったり、自分の家が分からなくなるなどの恐れがあるなど不安を抱える世帯に対し、本人の位置情報を把握するための装置、本人が自宅等から離れたことを知らせる装置等の利用に伴う購入またはレンタル費用の一部を助成しています。

### 安心キット（救急医療情報キット）

秋田市社会福祉協議会では、万一の救急時に備え、高齢者や障がい者などの不安の軽減を図るため、かかりつけ医や持病などの医療情報を専用の容器またはファイルに入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておく安心キット（救急医療情報キット）の設置を推進しています。

### 自殺対策強化の取組

秋田市社会福祉協議会では、地域サロン強化事業を行っており、高齢者等の傾聴に配慮した地域サロンの充実や強化を図り、高齢者等の社会的孤立を予防することで自殺予防対策の一助としています。

## 第4章 計画の取組

### 土崎小学校見守りボランティア

土崎地区では、各町内会の役員や民生委員・児童委員が構成員となり、児童・生徒の登校時に、危険と思われる場所や交差点で声をかけたり、誘導したりなどの見守り活動を行っています。

土崎小学校区の児童・生徒が、事故や不審者などの被害に巻き込まれることを事前に防ぐとともに、見守り活動を通じての地域住民の防犯に対する関心を高めることができました。

### 《施策7「日常的な地域生活における安全安心の確保」に関する目標値》

指 標	現状(R4) (2022年度)	目標値 (2028年度)
防災、急病など緊急時に備えるための地域活動（地域での災害時要援護者への支援、安心キット（救急医療情報キット）の取組など）が進んでいると「感じている人」と「どちらかといえば感じる」の割合の合計	24.6%	36.0%
地域（公共施設、歩道など）や住宅のバリアフリー化（段差を少なくするなど）が進んでいると「感じている人」と「どちらかといえば感じる」の割合の合計	33.1%	43.0%

※ 地域福祉市民意識調査による。



## 施策8 災害時に向けた安全安心の確保

大雪や風水害、地震など災害時に向けて備えるための取組を推進する。

### 《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
自主防災組織の育成強化 (4-8-1)	今後も引き続き防災資機材の助成を行うとともに、訓練や研修会の開催等を通じて、自主防災組織の結成促進と育成強化に努めます。[総務部]  (障がい者) 6-1-1 災害対策の推進、6-1-2 災害時の避難支援体制の整備
要援護者への防災・災害情報の提供 (4-8-2)	広報あきた等により、各世帯が自ら災害に備えるための情報提供に努めます。また、防災ネットあきたのほか、浸水想定区域等の要配慮者利用施設に配布している緊急告知ラジオなどにより、災害情報の迅速かつ正確な提供に努めます。[総務部]  (障がい者) 5-3-1 災害対策の推進、5-3-2 災害時の避難支援体制の整備
【新】避難所運営会議の開催 (4-8-3)	各地区コミュニティセンターを、災害時の避難所として運営した場合のルール作りや課題を整理するため、避難所運営会議を開催し、スムーズな避難所開設・運営につなげます。
【新】災害ケースマネジメントによる被災者支援 (4-8-4)	災害発生後には、「災害ケースマネジメント」の考え方にに基づき、被災者の自立、生活再建の早期実現や被災者への支援漏れ、災害関連死の防止のため、関係機関と連携しながら、戸別訪問などのアウトリーチや相談支援などにより、本人の意思を尊重しながら伴走型で支援します。[福祉保健部]
【新】災害ボランティアセンターの運営支援 (4-8-5)	災害時に秋田市社会福祉協議会に設置される災害ボランティアセンターが早期に機能するように、日頃から人的支援の体制を決めておくとともに、ICT(※)の活用支援などで、進捗管理などの事務作業を軽減します。[福祉保健部]

※ICTとは情報通信技術のたと。防災、福祉など様々な分野で、インターネットやパソコン等を利用した利便性やコミュニケーションの向上のため活用されている。

<p>【新】在宅被災者の健康状態の把握等 (4-8-6)</p>	<p>平時より在宅被災者の健康状態の把握方法等の実施体制を整えるとともに、庁内関係課や関係機関との情報共有体制を整備します。[保健所・福祉保健部]</p>
<p>地域における除排雪体制の構築 (4-8-7)</p>	<p>高齢者や障がい者等が安心して冬期間を過ごすことができるよう、今後も市民協働の除排雪活動の必要性をPRし、地域の助け合い・支え合いによる除排雪体制を構築するとともに、機械貸出制度を継続拡大していきます。また、小型除雪機のシーズン貸出し、燃料支給および小規模堆雪場の確保などの取組により地域住民による除排雪時の支援に努めます。[建設部・市民生活部]</p>
<p>高齢者や障がい者宅の除排雪支援 (4-8-8)</p>	<p>身体的、経済的な理由から自ら除雪することが難しい、高齢者世帯や障がい者世帯が安心して冬期間を過ごせるように、機械除雪後の間口部分の雪塊除去や、宅地内の除排雪などの支援を行います。また、豪雪対策本部が設置された場合には、宅地内の雪下ろしなどの支援を行います。[建設部・福祉保健部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 5-2-1 雪寄せ支援の充実／(高齢者) 7-(1)-③高齢者雪寄せ・雪下ろし支援事業</p>
<p>火災予防の推進 (4-8-9)</p>	<p>春・秋の火災予防運動や各種イベントおよび消防訓練指導等あらゆる機会を利用して火災予防啓発を行うとともに、住宅用火災警報器の設置促進と維持管理について周知し、住宅火災の防止に努めます。[消防本部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 7-(1)-⑨高齢者に対する火災予防普及事業</p>

### 《市民・地域に期待される役割》

- 自分の身は自分で守る意識をもつ。[市民]
- 効率的な除排雪作業のための協力、近隣での助け合いに努める。[市民]
- 生活に関する講習会や避難訓練等に積極的に参加し、理解・発信に努める。[市民]
- 避難場所や連絡方法の確認、家庭内備蓄や住宅耐震化などで、災害に備える。[市民]
- 地域の要援護者支援体制づくりに参加し、支援者や見守りの担い手となる。[市民]
- 除排雪に関する情報の収集、意見集約および連絡をする。[地域]
- 消費者トラブルや防災防犯など、生活に関する情報の収集と発信に努める。[地域]
- 地域で課題となっていることを把握し、関係機関と連携し、解決に取り組む。[地域]
- 災害時に備えて、各種団体が連携して、町内会、自治会ごとの要援護者の状況把握や支援体制づくり、災害発生時の安否確認・見守り体制の充実に努める。[地域]

- 各種団体が連携し、要援護者を含めた住民参加の避難訓練を実施する。[地域]
- 自主防災組織の結成、充実に努める。[地縁団体]
- 区域の要援護者を把握し、実情に応じた災害時の支援体制をつくる。[地縁団体]
- 医療との連携を図る。[社会福祉事業者]
- 社会福祉施設の機能を活用して地域の取組に参加する。[社会福祉事業者]
- 災害時の福祉避難所の開設・運営に向け、日頃から備える。[社会福祉事業者]
- 日常業務を生かした見守りや、地域の防災の取組に参加・協力する。[民間事業者]
- 災害ボランティアの受入体制を整備する。[秋田市社会福祉協議会]

## 《参考となる取組事例》

### 「西部地区の防災安全を見て考える会」（防災さんぽ）

秋田市新屋地区振興会と西部地域住民自治協議会では、災害時に地域住民が行えることや避難した人たちの協力体制、避難経路や地域の危険箇所などについて考える「防災さんぽ」を年1回（不定期）、西武市民サービスセンターを会場に開催しています。

令和6年度は、行政による避難所開設・運営までの間に何ができるか等について、同センターの備蓄品や簡易トイレ、屋外マンホールトイレの確認、避難所用テントや段ボールベッドの設置訓練、AED（自動体外式除細動器）の使用訓練を行い、日常の備えや災害時の避難所運営について学びました。

### 災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成

秋田市社会福祉協議会では、必要時に災害ボランティアセンターを迅速に設置し、その活動が円滑に行われるようにするため、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルを作成しました。

### 災害時における民間団体との協定

秋田市では、災害時の迅速かつ円滑な被災者対応を実施できる体制を確保するため、民間事業者などとの協力、連携を進めています。

- 主な協定（第4次秋田市地域福祉計画の計画期間中に締結したもの）

No.	協定名	相手方	協定内容
1	災害時における電動車両等の貸与に関する協定書	秋田三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	災害発生後、プラグインハイブリッド車の貸与により、避難所等へ電力を供給
2	災害に係る情報発信等に関する協定	株式会社秋田ケーブルテレビ	秋田市が提供する避難情報および被害情報等を相手方に提供し、運用するサービス上に掲載

## 第4章 計画の取組

No.	協定名	相手方	協定内容
3	秋田市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書 (※)	日本郵便株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急車両等としての車両の提供(郵便配達用車両は除く。)</li> <li>・被災地の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供</li> <li>・郵便局ネットワークを活用した広報活動</li> <li>・災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び救護対策</li> <li>・避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項</li> <li>・株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い(各社から要請があった場合)</li> </ul>
4	地域防災パートナーシップ協定	株式会社秋田放送	災害情報に関して、市の要請に基づき、放送形式等(テレビ、ラジオ、アプリなど)を決定し、放送するよう努める。
5	災害時における炊き出しの実施に関する協定	秋田県キッチンカー協会	避難所等において炊き出しを必要とするとき、キッチンカーによる炊き出しの実施
6	災害時等における宿泊施設の提供に関する協定	株式会社グリーンズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者等への宿泊施設の提供</li> <li>・被災者等への食事の提供</li> <li>・被災者等へのシャワールームの提供</li> </ul>
7	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社たけや製パン	市の要請に基づき、同社の製造するパン類および関連会社の製造する弁当・おにぎり類を供給し、市の指定する配送拠点まで運搬する。
8	災害時におけるレンタル機材の供給協力に関する協定	株式会社ナガワ	市の要請に基づき、同社の保有するレンタル機材(仮設ハウス、業務用設備、冷暖房機器、仮設トイレ等)の供給、運搬、設置を行う。

※包括連携協定の1項目(新規に締結したものではなく、令和3年1月に既存の協定から包括協定へと変わったもの)

### 《施策8「災害時に備えた安全安心の確保」に関する目標値》

指 標	現状(R4) (2022年度)	目標値 (2028年度)
防災、急病など緊急時に備えるための地域活動(地域での災害時要援護者への支援、安心キット(救急医療情報キット)の取組など)が進んでいると「感じている人」と「どちらかといえば感じる」の割合の合計 【施策7と共通】	24.6%	36.0%

※ 地域福祉市民意識調査による。

## 第5章 重点事業



地域福祉の推進には、基本理念で示したとおり、地域住民や地域の多様な主体が連携しながら取り組むことが重要です。第2章で整理した「地域福祉を推進するために必要な取組」を踏まえ、4つの基本目標と8つの施策のほかに、各基本目標・施策に横断的に関わる取組を「重点事業」として位置づけました。

#### 《重点事業1》

##### 包括的支援体制の整備

複数の分野が複合した課題、制度の狭間に位置する課題に対して、社会的な孤立の予防にも対応しながら、様々な主体が連携して取り組む支援体制の整備を図ります。

#### 《重点事業2》

##### 災害に備えた支え合いの地域づくり

自力での避難などが困難でも、災害時には地域などの支援で無事に避難し、安心して避難生活を送れるような避難支援体制の構築など、災害に備えた支え合いの地域づくりを推進します。

## 1 包括的支援体制の整備

---

### (1) 現状と課題

---

#### ア 背景

少子高齢・人口減少社会という課題に対して、国においては、「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定（平成28年）するなど、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められています。

厚生労働省では、そのための取組の1つとして、必要な支援を包括的に提供する体制の整備を掲げ、平成29年の社会福祉法改正（平成30年4月1日施行）で、包括的な支援体制の整備を市町村の努力義務として規定し、地域共生社会実現に向けては、社会的孤立など現実に生じうる課題を直視しつつ取り組むものとされています。

さらに、令和2年の改正（令和3年4月1日施行）では、地域福祉の推進に当たっては、地域住民等が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会の実現を目指すことに留意することと規定され、また、国および地方公共団体が実施主体となって、包括的な支援体制の整備を進めること、その際には、福祉の領域に留まらず、保健医療、労働、教育、住まい、地方創生、まちづくりなど、地域の幅の広い関係者との連携を十分意識することなど、市町村の責務を具体化しています。

これらによって、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にし、地域の実情も応じた施策等の実施を通して、地域の力と公的な支援体制があいまって、地域生活課題を解決していくための体制整備を行っていくこととされ、そのための具体的方策として重層的支援体制整備事業（※）をあげています。

この事業の目的は、制度の狭間や複雑化・複合的なケース（8050世帯や介護と育児のダブルケアなど）に対応するために、アウトリーチによる課題発見、世帯全体の課題分析、多岐に渡る支援の調整を行いながら伴走的な支援を行っていくものです。

#### ※ 重層的支援体制整備事業

市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働、⑥支援プランの作成を一体的に実施する事業のことです。



## イ これまでの取組

過去に実施したものも含めて秋田市地域福祉市民意識調査では、地域ぐるみで進めていけばよいと思う取組、行政とともに地域社会が積極的に関わっていくことで状況が改善できることとして、それぞれ「高齢者の支援（見守り・安否確認など）」、「ひとり暮らし高齢者等の見守りによる孤立死の防止」が最も多い回答となっていました。

そのため、本市では、第2次および第3次地域福祉計画における重点事業として、秋田市社会福祉協議会が行う見守りネットワーク事業を基盤とする地域の高齢者等の孤立予防に取り組みました。

第4次地域福祉計画では、8050問題などの状況把握に務めるとともに、「包括的支援体制の整備に関する取組指針」を策定し、福祉に関する市の相談機関を集約して市ホームページなどで公開しました。これらに関係機関と共有しながら、既存の支援体制を有効活用し、各相談支援機関との連携を図りました。

さらに、犯罪をした者等が円滑に社会の一員として復帰することができるようにするために「再犯防止推進計画」を、認知症や知的・精神障がい等で判断能力が不十分な方が権利や財産を侵害されずに安心して暮らせるように「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

## ウ 課題

新型コロナウイルス感染症のまん延や令和5年豪雨災害においては、複合的な課題や制度の狭間にある世帯が、支援制度を利用できずに取り残されるなどの問題が顕在化しております。災害時や緊急時に備えて、日頃からそうした世帯を把握し、高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者などの分野横断的に関わる体制整備が必要です。

こうした中、令和5年豪雨災害では、被災者の復興支援のため、秋田市社会福祉協議会に「地域支え合いセンター」を設置し、被災者一人ひとりの生活再建に向けた取組を続けています。センターの事業内容は、アウトリーチによる相談支援や多機関協働など、重層的支援体制整備事業と類似性・親和性が高いことから、取組内容を検証した上で重層的支援体制整備事業への移行についても併せて検討していくことが必要です。

(2) 取組の方向

目標：地域住民が地域の課題や特性について考え、主体的に地域福祉に関わることを促しながら、複合化・複雑化した課題や制度の狭間に位置する課題を抱える人への必要なサービスや支援の適切な提供ができるような包括的な支援体制の整備を図る。

地域福祉の取組に関わっている人

【現状】 2022年度（令和4年度） 5.1%

【指標】 2028年度 7.3%

平成29年改正の社会福祉法第106条の3第1項は、次の事業等を通じて、包括的な支援体制を整備することを市町村の努力義務としています。

ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

さらに、令和2年の社会福祉法改正に基づき、こうした事業を支援機関、関係者、地域住民等の地域全体で進めていくための事業として、市町村の任意事業である「重層的支援体制整備事業」が創設されました（第106条の4第2項）。これは、市町村連携体制による次のような支援により、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

- 1 「相談支援」属性や世代を問わない相談の受け止め、多機関による協働をコーディネートするなど、包括的な相談支援の実施
- 2 「参加支援」既存の取組の活用や狭間のニーズに対応して様々な形で社会参加できるように支援（例：生活困窮者の就労支援に、経済的に困窮していない引きこもり者を引き受けるなど）
- 3 「地域づくりに向けた支援」世代・属性を超えて交流できる居場所の確保や交流参加・学びの機会のコーディネートなど住民同士の顔の見える関係性の育成支援

現状、本市では地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者への支援、再犯防止のための更生支援などの個別の事業や取組を継続・充実させながら、「包括的支援体制の整備に関する取組指針」に基づき支援を実施しています。

本市で、令和5年7月豪雨の被災者支援において地域支え合いセンターを設置し、アウトリーチを元に被災者の状況把握と相談支援、地域サロン（お茶っこ会）による被災地住民同士の交流促進、複合的な課題を抱えた世帯への支援を関係機関と連携して実施して、一定の効果をあげたことを考えると、改めて日常的な包括支援体制の整備の方策として「重層的支援体制整備事業」の実施検討を行っていく必要があります。

そのため、令和7年度には、庁内関係各課や関係機関における包括的支援体制の状況把握、重層的支援体制整備事業を実施するかどうかの必要性の検証、実施する場合の実施方法（専門課所室の設置、地域支え合いセンターからの移行）などについて検討を進めます。

検討結果を踏まえて、包括的支援体制を強化していきます。

### 《事業計画》（公の役割）

2025年度	関係機関との実態把握、関係機関の連携手法の検討 重層的支援体制整備事業への移行協議
2026年度 （ 2028年度	重層的支援体制整備事業の開始など包括的支援体制の強化 関係機関との連携手法の順次実施

《公・共・私の役割》

<p>行政の役割（公助）</p>	<p>関係機関の連携手法の検討 重層的支援体制整備事業への移行協議 検討を経た連携手法の順次実施</p>
<p>地域団体・民間事業者等 関係機関の役割（共助）</p>	<p>包括的な支援体制への参加 行政、地域住民との連携による生活課題の把握 各種サービスの提供</p>
<p>市民の役割（自助）</p>	<p>地域の生活課題の把握 関係機関等との協力・連携</p>

## 2 災害に備えた支え合いの地域づくり

---

### (1) 現状と課題

---

#### ア 背景

内閣府では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に災害対策基本法を改正し、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援ができるように、以下の項目を定めました。

- ①避難行動要支援者名簿（避難支援対象者名簿 ※1）の作成を市町村に義務づけ、そのために必要な個人情報を利用できること
- ②要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員・児童委員などの避難支援等関係者に情報提供すること
- ③災害発生時などには、本人の同意の有無にかかわらず避難支援等関係者などに情報提供できること
- ④名簿提供者に守秘義務を課し、市町村が名簿漏洩防止の措置をとること

併せて、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月策定・令和3年5月改訂）を公表し、具体的な取組方法等を市町村に示しました。

また、避難所や在宅の被災者の状況を踏まえ、避難所における生活環境の整備や避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮を定め、併せて、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を示し、地域の特性や実情を踏まえた、災害時の避難所における良好な生活環境の確保について、市町村の対応を求めています。

その後、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難支援プランの作成が市町村の努力義務となり、改訂された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」において、危険区域に居住するなど特に優先度の高い要援護者などについて優先的に計画することとされました。

また、災害時に指定避難所での避難生活が困難な方のため、福祉施設等のスペースを借りて開設する福祉避難所に関連する改正も行われました。近年の災害で、高齢者や障がい者が多数犠牲となり、①福祉避難所の確保が進まない、②障がい者等が日常利用している施設への直接避難の要望、③感染症や熱中症対策等の保健・医療的な対応が課題として指摘されていることから、「指定福祉避難所」を指定し、事前に特定した受入対象者について、災害時に指定福祉避難所への直接避難が可能になりました。

### イ これまでの取組

市のこれまでの取組に目を向けると、市民意識調査で地域社会や福祉施設に期待する機能では、災害時の避難に関する回答が過去に実施したものも含めて多い状況です。

これを踏まえ、第2次地域福祉計画から「災害時の要援護者の避難支援」を重点事業に位置づけ、平成22年3月には災害時要援護者の安全確保を具体化し、地域における避難支援体制づくりを進める際の指針となる「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」を策定しました。

また、東日本大震災における被災地の状況を踏まえ、平成24年3月に「秋田市災害対策基本条例」を制定しました。これまで避難支援対象者名簿の地域提供は本人同意が前提であり、不同意のかたが支援対象外となる恐れがあった課題に対応するため、本人同意の有無にかかわらず、身体的な状況から災害時必ず支援が必要なかたの情報（要援護者把握用リスト ※2）をあらかじめ地域に提供できるようにしました。

これら法や条例等の動向を踏まえ、平成24年7月には、個別避難支援プランの作成の指針となる「地域での避難支援体制づくりの手引き」を策定するとともに、平成27年3月には、「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」を改訂しています。

平成28年4月には、市民協働・都市内地域分権を推進することを目的に、災害時要援護者の避難支援に関する業務を市民サービスセンターへ移管しました。

また、災害対策基本法の改正を受け、令和4年度には障がい者福祉施設について直接避難可能な指定福祉避難所に指定し、令和5年度からは優先的に個別避難支援プラン作成が必要な要援護者（危険区域に居住する高齢のみ世帯など）について、秋田市社会福祉協議会に委託してプラン作成に取り組んでおります。

また、令和5年7月豪雨災害および9月大雨災害は、本市各地域に甚大な被害をもたらし、被災者一人ひとりの生活再建を支援するため、「災害ケースマネジメント」の考え方にに基づき、「地域支え合いセンター」を秋田市社会福祉協議会に設置し、市関係部局からなる復興支援チームと連携しながら、被災者一人ひとりへの伴走的な支援が行われました。

以上のように、本市では時代の要求に応じて、地域における災害時要援護者の実態把握と災害時における情報の伝達、避難誘導などの避難支援体制づくりや避難生活の支援に取り組んできました。

## ウ 課題

災害時に配慮が必要な方（災害時要援護者）や避難行動要支援者の支援については、自主避難が困難な高齢者や障がい者などのうち希望者を避難支援対象者名簿に登録し、地域の町内会長、自主防災組織隊長、民生委員などの支援者に名簿を提供しています。

同名簿については、高齢者や障がい者など避難に支援を要するかたを対象に登録を広く呼びかけており、令和5年度末の要援護者数27,468人のうち12,333人（44.9%）が登録されています。

また、実効性ある支援とするため、名簿を活用した個別避難支援プラン（個別避難計画）の作成を地域に働きかけています。このプランは、自主避難が困難な高齢者や障がい者などを対象に一人ひとりの避難計画を作成するもので、国からも災害弱者支援に有効な取組とされています。避難支援対象者と支援者が話し合いを重ね作成されるもので、支援者の選考などで時間を要する作業となっています。

本市でも、避難支援対象者と支援者が共助の精神に基づき、地域の実情に応じて作成に取り組んでおり、避難支援対象者を対象にプラン作成指標を設定し、令和6年9月末時点で1,560件まで整備が進んでいます。

一方で、取組が進んでいない地域もあることが課題となっています。

その要因としては、①河川氾濫による浸水被害を克服してきた地域や、津波や土砂崩れが少ない地域、地域社会のつながりが強く個別避難支援プランに準ずるネットワークが確立している地域などで、プラン作成の必要性に迫られていない、②作成を進めるに当たって支援者の確保が難しい、③要援護者自身が、自分の個人情報の提供に抵抗があって理解を得られない、などが考えられます。

令和5年7月豪雨、9月大雨災害において、福祉避難所の開設に至りませんでした。福祉避難所は、事前の協定・指定に基づき、福祉施設等のスペースを借用して避難所とするものですが、開設の際の人員や移動手段の確保が困難だったのが大きな理由です。今後は、関係機関などと連携し、人材確保を図ることなどが課題となっております。また、直接避難が可能な指定福祉避難所となっている施設（障がい者施設等）について、開設に向けたフローなどについても整理する必要があります。

## 第5章 重点事業

### ※1 避難支援対象者名簿

高齢者や障がい者等、災害時に何らかの支援が必要な場合に避難情報の伝達や避難誘導、安否確認等を行うため、氏名や住所等をまとめた法定の名簿のことです。

### ※2 要援護者把握用リスト

災害時、身体的に支援が欠かせないと思われる高齢者や障がい者について、避難誘導、安否確認等を行うため、氏名や住所等をまとめた法定のリスト（名簿）です。

避難支援対象者名簿、要援護者把握用リストについては、資料編169、170ページ、個別避難支援プランは資料編171、172ページにも掲載しています。

## (2) 取組の方向

**目標：災害時要援護者（自力での避難が困難な人）の避難支援体制の構築を図る。**

### 個別避難支援プランの作成

【現状】 2023年度（令和5年度） 1,543件

【指標】 2028年度 2,150件

各地域の会合の機会に市職員が出向き、個別避難支援プランの作成方法や効果などについて、より丁寧に説明し、理解が一層進むよう各市民サービスセンターと連携して、今後も息の長い支援を続けます。また、優先的にプラン作成が必要な要援護者については市が直接作成に取り組むほか、同意を得られない方には、秋田市社会福祉協議会が地区社会福祉協議会や地区民生児童委員協議会、町内会と協力して実施している安心キット事業との連携を図る、障がい者や医療的なケアが必要な要援護者については医療福祉関係者や保護者が協力してプランを作成するなど、対象者に合わせた柔軟な作成手法に取り組んでいきます。

さらに、災害発生後の避難生活の支援として、福祉避難所について、改めてあり方や人的支援などの課題を整理して、実効的な避難所となるよう取り組みを進めます。

これらの取組のほか、プラン周知の広報活動に取り組むなど、災害に備えた支え合いの避難支援体制づくりを幅広く推進します。



## 《事業計画》（公の役割）

2025年度	災害時要援護者の避難支援プランの改訂
2026年度 ） 2027年度	各地域で説明会を開催 地域でのプラン作成者や支援者に聞き取り 地域での避難支援体制づくりの実態把握や好事例収集 福祉避難所の課題の整理と実施体制の整備
2027年度 ） 2028年度	「地域での避難支援体制づくりの手引き」の見直し（随時） プラン周知の広報活動の実施 地域での個別避難支援プラン作成支援

## 《公・共・私の役割》

行政の役割（公助）	「地域での避難支援体制づくりの手引き」の見直し 各地域で説明会の開催、プラン周知の広報活動の実施 地域での個別避難支援プラン作成支援 福祉避難所の課題の整理と人材確保
地域の役割（共助）	地域における避難支援体制の構築 要援護者の状況把握と支援者の確保
市民の役割（自助）	ふだんからの災害の備え 避難訓練への参加 個別避難支援プラン作成



## 第 6 章 再犯防止推進



## 1 再犯防止推進に関する動向

### (1) 国の動向

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日法律第104号）が平成28年12月に制定・施行され、同法の規定に基づき、国の再犯防止推進計画（以下「第一次計画」という。）が平成29年12月に策定された。これにより、再犯の防止等に関する取組に関する国および地方公共団体の役割が明らかとなり、取組の総合的かつ計画的な推進が図られることとなった。

令和5年3月には、再犯の防止等に向けた取組を更に深化させ、推進していくため、第二次再犯防止推進計画（以下「第二次計画」という。）が策定された。

第二次計画では、基本方針は第一次計画から踏襲しつつも、重点課題の1つであった「地方公共団体との連携強化等」については、犯罪をした者等が地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域に立ち戻っていくことが重要であることを踏まえ、「地域による包摂の推進」と改められるなど、地方公共団体の役割がより具体的に明示されることとなった。

<第二次計画において国が掲げる重点課題>

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

### (2) 本市の現状

平成28年12月の再犯の防止等の推進に関する法律の施行により、地方公共団体における再犯の防止等の推進に関する基本計画の策定が努力義務として課されたことから、本市においても令和3年3月、犯罪をした者等が円滑に社会復帰できるよう適切な施策を講じることで、犯罪をした者等が各種支援策を幅広く活用できる機会を増加させ、再犯防止を推進することを目的として秋田市再犯防止推進計画を策定した。

計画では、国・県と本市の役割分担を図りながら、犯罪をした者等が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることを支援するため、「就労と住居の確保による支援」、「保健医療・福祉サービスの提供による支援」、「学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進」、「民間協力者等の活動促進、広報・啓発活動の推進」の4項目を重点課題と位置づけ、国や県、民間団体等と連携・協力しながら、再犯防止等に関する各種施策に取り組んでいる。

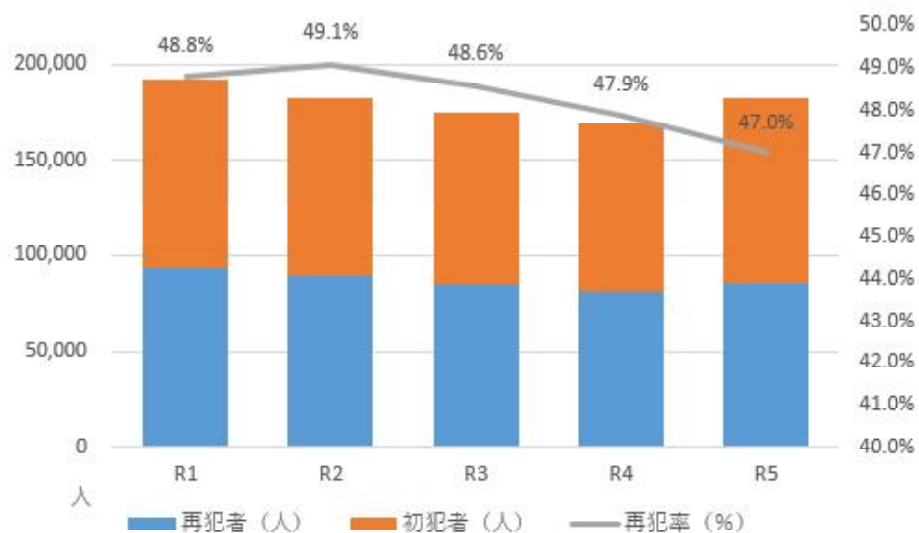
【参考情報】秋田市における再犯防止の現状等

1 刑法犯の再犯者率の推移

(1) 全国の状況

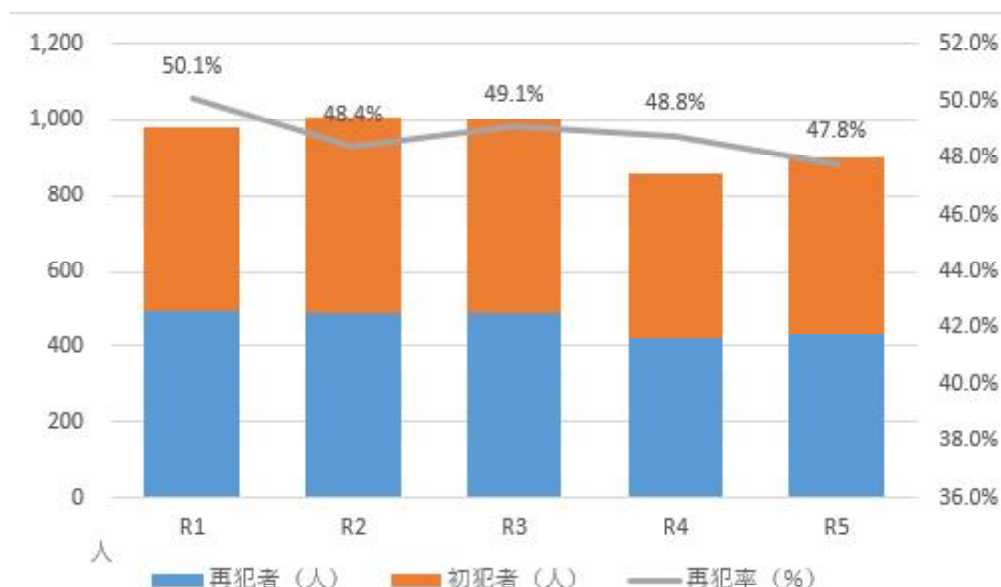
刑法犯の検挙人員は減少傾向にあったが、令和5年は増加に転じている。一方、再犯者率は減少を続けている。

これまで減少傾向にあった検挙人員が増加に転じた背景として、新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化等による人流の増加等が指摘されている。



(2) 秋田県の状況

概ね全国と同様に推移しており、再犯者率は40%台後半である。



(1)(2) 出典 法務省大臣官房秘書課

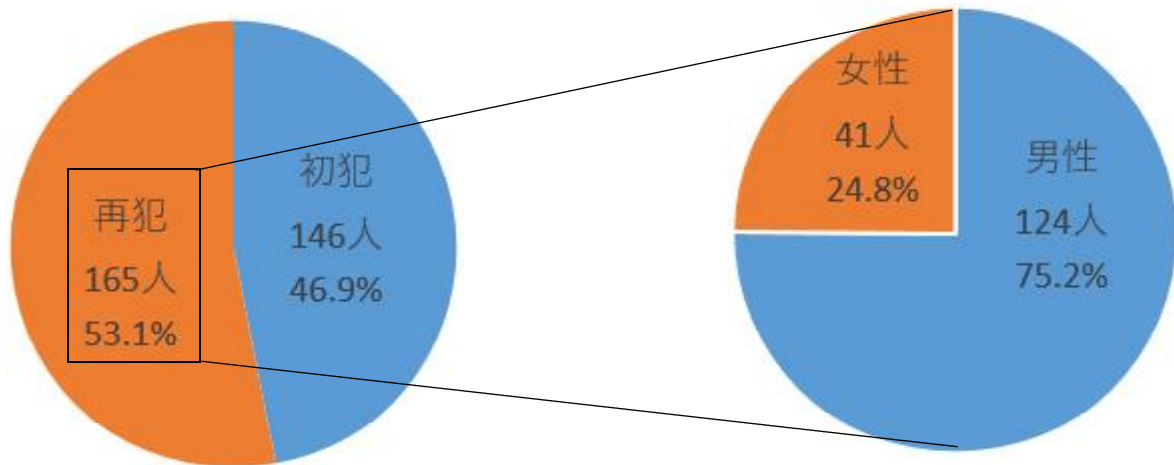
注1 警察庁・犯罪統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める刑法犯再犯者数の割合をいう。

(3) 秋田市の状況[令和4年]

全国および秋田県の再犯者率は40%台後半で推移しているものの、秋田市は50%台で再犯者率が高い。また、再犯者のうち約4分の3が男性という構成である。



出典 法務省矯正局提供データを基に秋田市作成

注1 「再犯者」とは、刑法上、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有する者をいう。

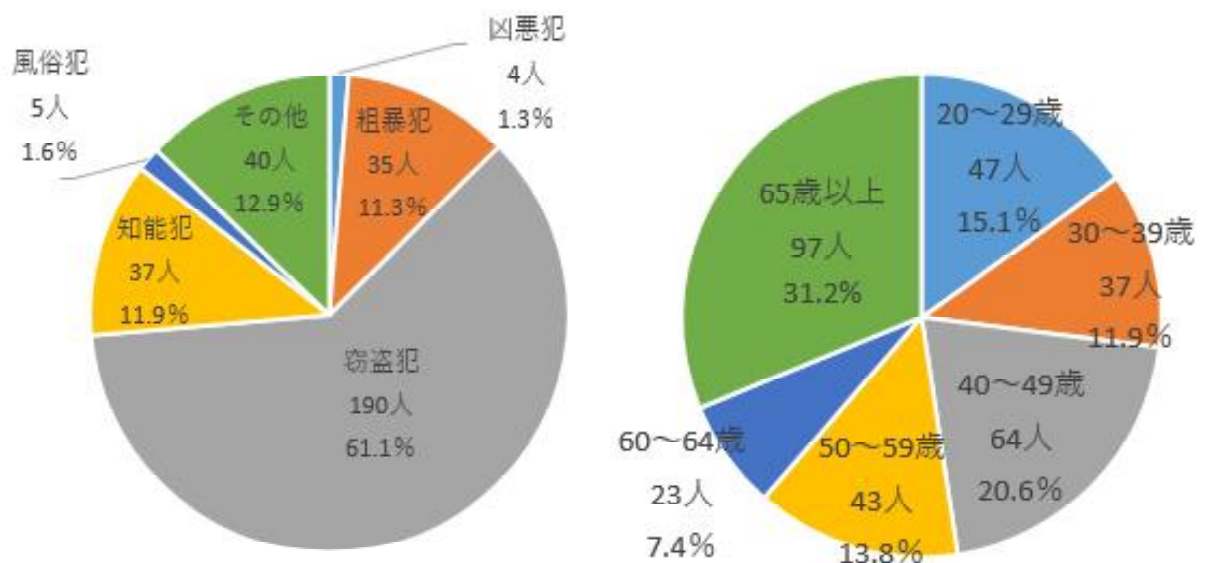
2 犯行時年齢が20歳以上の者を計上している。

2 秋田市における検挙人員（少年を除く）の状況

(1) 罪種別、年齢別検挙人員

特別法犯を除く検挙人員311人のうち、窃盗犯が190人と最も多く、全体の6割を占めている。また、年齢は65歳以上が97人と最も多く全体の約3分の1となっている。

なお、秋田県警察本部によると、窃盗犯認知件数449件の内訳として、侵入盗39件、乗り物盗118件（自動車2件、オートバイ0件、自転車116件）、非侵入盗292件となっている。（令和5年12月末。出典 秋田県警察「市町村別刑法犯認知件数」）

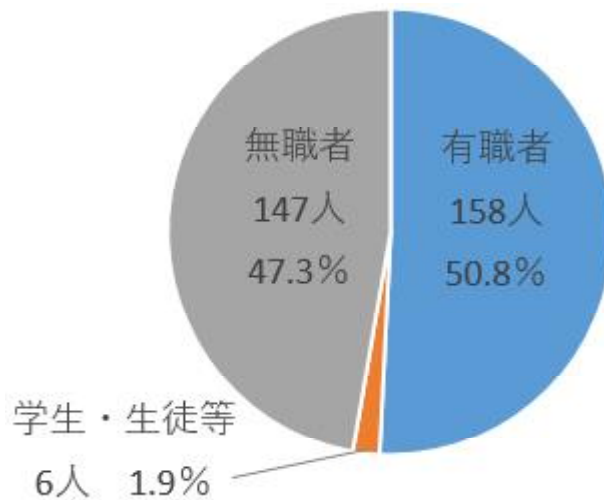


出典 法務省矯正局提供データを基に秋田市作成

## 第6章 再犯防止推進

### (2) 犯罪時の職業別検挙人員

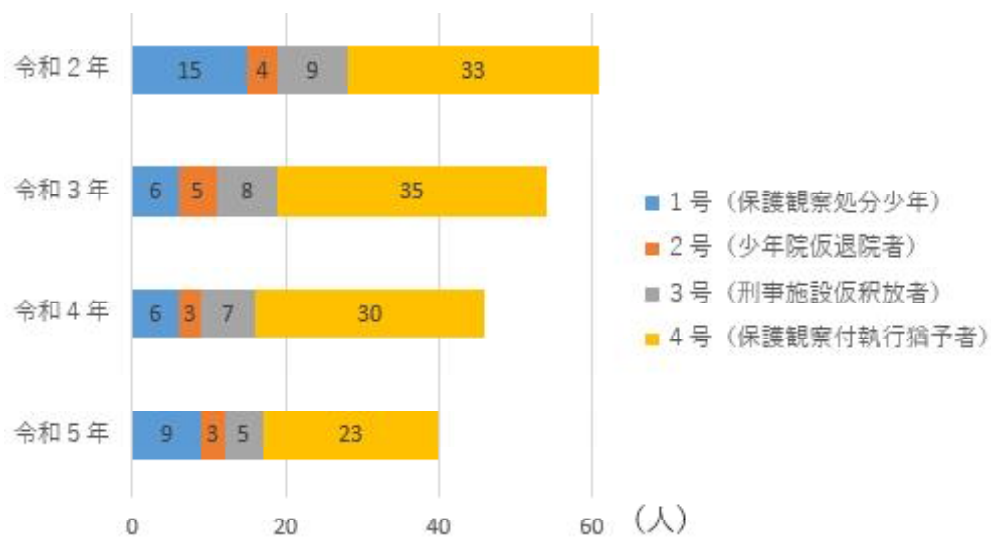
検挙人員311人のうち、無職者が147人と半数近くとなっている。



出典 法務省矯正局提供データを基に秋田市作成

## 3 秋田市における保護観察事件の状況

### (1) 保護観察事件係属数の推移（各年末現在）



単位：人

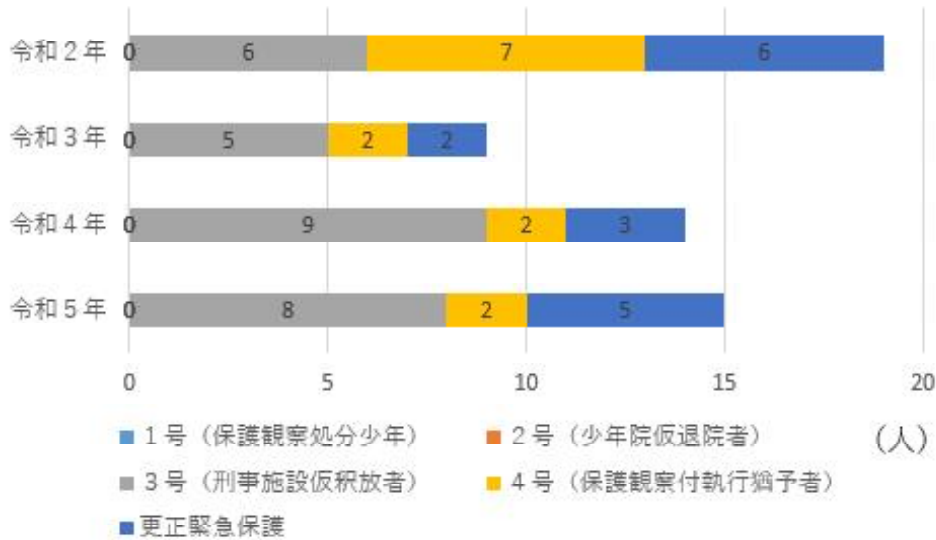
区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1号 (保護観察処分少年)	15	6	6	9
2号 (少年院仮退院者)	4	5	3	3
3号 (刑事施設仮釈放者)	9	8	7	5
4号 (保護観察付執行猶予者)	33	35	30	23
計	61	54	46	40

出典 秋田保護観察所提供

注1 交通短期保護観察及び更生指導（令和4年4月～）を除く。



(2) 更生保護施設秋田至仁会の状況（各年末現在）



単位：人

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1号（保護観察処分少年）	0	0	0	0
2号（少年院仮退院者）	0	0	0	0
3号（刑事施設仮釈放者）	6	5	9	8
4号（保護観察付執行猶予者）	7	2	2	2
更正緊急保護	6	2	3	5
計	19	9	14	15

出典 秋田保護観察所提供

(3) 特別調整※事件係属数の推移と罪種別内訳（各年末現在）

ア 特別調整事件係属数の推移

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特別調整	11	4	6	4
特別調整を受ける者の平均年齢	64.3	59.7	58.8	67.4
特別調整を受ける者の最高齢	81	75	84	84

イ 特別調整事件の罪種別内訳（過去5年の年末現在係属分の累計）

主な罪種	人
公務執行妨害	0
住居侵入	0
建造物侵入	1
殺人未遂	0
常習累犯窃盗	12
窃盗	12
詐欺	1
器物損壊	0
覚醒剤取締法違反	1
計	27

※特別調整

高齢又は障がいのため、自立した生活が困難であって、かつ適当な帰住先のない者について、出所後の帰住先や必要な福祉サービス等の調整を行うもの。

出典 秋田保護観察所提供

## 2 計画の基本的事項

### (1) 計画の趣旨

我が国の刑法犯の発生件数は平成14年（285万3,739件）にピークを迎え、平成15年以降は年々減少傾向にある。また、刑法犯で検挙される人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は、令和2年の49.1%をピークに令和3年は48.6%、令和4年は47.9%、令和5年は47.0%と減少を続けている。

秋田県も概ね国と同様に推移しているが、本市では再犯者率が53.1%となっており、国および県よりも高くなっていることから、犯罪をした者等への支援が必要とされている。

このような状況の中、国の第二次再犯防止推進計画が令和5年3月に閣議決定され、国・地方公共団体・民間協力者の連携をこれまで以上に進めていくこととなったことから、地域社会に最も身近な地方公共団体として福祉等の各種行政サービスを必要とする者、特にこうしたサービスへのアクセスが困難な者等に対して適切にサービスを実施できるようこれらに対応するため秋田市再犯防止推進計画を改定する。

### (2) 計画の目的

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がなく生活が困窮している者、薬物依存のある者、高齢で身寄りがいない者、障がいを抱えている者など地域社会で生活する上で様々な問題を抱えている者が多く存在するため、地域における支援を包括的に提供する体制の整備が必要である。

このような状況を踏まえ、本計画に基づき犯罪をした者等が円滑に社会復帰できるよう適切な施策を講じることで、犯罪をした者等が各種支援策を幅広く活用できる機会を増加させ、再犯防止を推進する。

### (3) 計画の位置づけ

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づく地方再犯防止推進計画（都道府県および市町村に策定の努力義務）として策定する。また、国や秋田県の再犯防止推進計画を勘案するとともに、秋田市地域福祉計画の基本目標3「利用者にあった福祉サービスの仕組みづくり」に位置づける。

### (4) 基本方針および重点課題

国・県の計画および本市の実情を踏まえ、取組の方向性を記載することとする。本市としては、高齢者や障がい者、生活困窮者に関する相談を実施しているほか、中核市として保健所を設置していること、協力雇用主に対する契約の優遇措置を講じていることなどを考慮し、4項目を重点課題に位置づける。また、重点課題の下に、施策および取組を体系づける。

- 重点課題1 就労と住居の確保による支援
- 重点課題2 保健医療・福祉サービスの提供による支援
- 重点課題3 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進
- 重点課題4 民間協力者等の活動促進、広報・啓発活動の推進

(5) 施策体系一覧表

重点課題	施策	取組
1 就労と住居の確保 による支援	(1) 就労の確保	①保護観察対象者の雇用 ②協力雇用主に対する入札参加資格審査での優遇措置 ③協力雇用主に対する総合評価落札方式での優遇措置 ④雇用促進、労働相談 ⑤生活困窮者等就職困難者への就労支援
	(2) 住居の確保	①市営住宅への公平な入居機会の確保 ②セーフティネット住宅の登録促進 ③相談対応および住居確保給付金の支給
2 保健医療・福祉サービスの提供による支援	(1) 高齢者や障がい者等への支援	①福祉保健サービスの提供 ②精神保健福祉に関する相談
	(2) 薬物依存者への支援	①薬物乱用防止教育 ②精神保健福祉に関する相談（再掲）
3 学校等と連携した 修学支援と非行防 止等の推進	(1) 修学支援	①スクールカウンセラーの配置 ②広域カウンセラーの派遣 ③心のふれあい相談会
	(2) 非行防止	①少年の健全育成および非行防止 ②道徳教育の充実 ③いじめ防止 ④薬物乱用防止教育（再掲） ⑤スクールカウンセラーの配置（再掲） ⑥広域カウンセラーの派遣（再掲） ⑦心のふれあい相談会（再掲）
4 民間協力者等の活 動促進、広報・啓 発活動の推進	(1) 民間協力者等の活動促進	①更生支援に関する相談・取次ぎ等 ②地域や警察機関等と連携した防犯活動 ③保護司会等の活動支援 ④保護司の面接場所の確保 ⑤子どもの安全対策 ⑥民間団体の活動への協力
	(2) 広報・啓発活動の推進	①社会を明るくする運動への支援 ②犯罪被害者等への支援 ③関係機関の活動・取組との連携

(6) 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第7条に規定され、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する法定機関「秋田市社会福祉審議会」において地域の福祉に関する事項を調査審議する「地域福祉専門分科会」を策定機関とし作業を進めたほか、庁内においても「秋田市再犯防止推進庁内連絡会」において計画改定に関する全庁的な調整を図った。

### 3 取組の内容

#### 重点課題1 就労と住居の確保による支援

##### (1) 就労の確保

###### 【現状と課題】

本市では、協力雇用主に対する入札参加資格審査および協力雇用主に対する総合評価落札方式での優遇措置などを講じている。

しかしながら、前科等があることにより、求職活動が円滑に進まない場合があること、いったん就職しても、必要な知識や社会人としてのマナーなどを身につけていないため、離職する場合があることなどの課題が生じている。

###### 【取組（関係課所）】

①保護観察対象者の雇用 (人事課)	安定した就労先と職業体験機会の提供を目的として、保護司会から推薦された保護観察対象者を選考のうえ、本市の会計年度任用職員として雇用する。
②協力雇用主に対する入札参加資格審査での優遇措置 (契約課)	建設工事の入札参加資格がある建設業者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、等級格付の加点対象とする。
③協力雇用主に対する総合評価落札方式での優遇措置 (契約課)	秋田市総合評価落札方式で落札者を決定する際、価格以外の要素として、入札参加者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、加点対象とする。
④雇用促進、労働相談 (企業立地雇用課)	ハローワーク求人情報（常用・パート）を市庁舎や市民サービスセンターに掲示し、最新の情報を提供する。
⑤生活困窮者等就職困難者への就労支援 (福祉総務課、保護第一課、保護第二課)	生活困窮者自立支援制度又は生活保護制度において、ハローワークとの連携により就労に関する支援を行う。

## (2) 住居の確保

## 【現状と課題】

本市には、更生保護法人秋田至仁会が運営する更生保護施設が整備され、宿泊場所の提供と自立支援に尽力している。

しかしながら、満期釈放者のうちの約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進めない場合があるなど、地域社会において安定した生活を送るため、引き続き、適切な帰住先の確保が重要である。

## 【取組（関係課所）】

①市営住宅への公平な入居機会の確保 (住宅整備課)	市営住宅が、一時的な居住先である更生保護施設や自立準備ホームから退所する際の選択肢の一つとして活用されるよう、公営住宅法に基づく公平な入居機会の確保に努める。
②セーフティネット住宅の登録促進 (住宅整備課)	保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録が、促進されるように努める。
③相談対応および住居確保給付金の支給 (福祉総務課)	住居に関する相談を受け付け、必要に応じて賃貸の入居費用や当面の生活資金等として社会福祉協議会の生活福祉資金を案内する。また、離職等から2年以内等の要件を満たす方に対しては、生活困窮者住居確保給付金支給事業による家賃補助や就労支援など、住居と就労機会の確保に向けた支援を行う。

## 重点課題2 保健医療・福祉サービスの提供による支援

### (1) 高齢者や障がい者等への支援

#### 【現状と課題】

本市では、犯罪をした者等を含め、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるよう、取り組んでいる。

しかしながら、本人が入所を希望しなかったり、犯罪をした者等を受け入れることに不安や抵抗を感じたりすることなどにより、社会福祉施設への適切な入所につながらない事態が生じている。

また、身寄りのないことで地域から孤立し、再犯に至っている例も見られる。

#### 【取組（関係課所）】

①福祉保健サービスの提供 （障がい福祉課、長寿福祉課、介護保険課）	福祉保健サービスは、犯罪をした者等を含め、個々の状態に応じて公平に受けることができるため、これまで以上に適切な支援を実施する。特に、障がいのあるかたについては、地域で安心して生活ができるよう、障がいのあるかたやその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を実施する。
②精神保健福祉に関する相談 （健康管理課）	精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころの相談等を通じ、適切な医療や、福祉サービスの利用を支援する。

### (2) 薬物依存者への支援

#### 【現状と課題】

本市では、薬物乱用防止教育や精神保健サービスに関する相談に取り組んでいる。しかしながら、薬物依存という性質上、各種取組を継続的に実施する必要がある。

#### 【取組（関係課所）】

①薬物乱用防止教育 （学校教育課）	薬物乱用の弊害やたばこ等の体への影響、その危険性について理解を深め、適切な行動選択と意思決定ができるよう、学校薬剤師や警察署職員等から学ぶ活動を実施する。
②精神保健福祉に関する相談 ※再掲 （健康管理課）	精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころの相談等を通じ、適切な医療や、福祉サービスの利用を支援する。

### 重点課題3 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

#### (1) 修学支援

##### 【現状と課題】

現在では、ほとんどの者が高等学校に進学する状況の一方、少年院入院者の24.4%、入所受刑者の33.8%が、中学校卒業後に高等学校に進学していない。

本市としては、スクールカウンセラーによる悩み相談、適応指導教室「すくうるみらい」の専門相談員による学習支援などを実施している。

しかしながら、犯罪をした者等に対して、継続した学びや進学・復学のための支援を充実させることなどの課題がある。

##### 【取組（関係課所）】

① スクールカウンセラーの配置 (学校教育課)	教育相談体制の充実を図るために、中学校にスクールカウンセラーを配置する。【県事業】
② 広域カウンセラーの派遣 (学校教育課)	小学校でのカウンセリング等に対応するため、学校の依頼によりカウンセラーを派遣し、教育相談体制の一層の充実を図る。【県事業】
③ 心のふれあい相談会 (学校教育課)	専門的な知識を有する臨床心理士との個別面談や、同じ悩みを抱える保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。

(2) 非行防止

【現状と課題】

本市としては、少年の健全育成や非行防止、いじめ防止などの取り組みを進めている。  
 しかしながら、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組を継続的に進めることなどの課題がある。

【取組（関係課所）】

①少年の健全育成および非行防止 (子ども家庭センター・少年指導センター)	少年指導委員による街頭巡回、広報啓発活動、環境浄化活動に取り組むほか、専任の相談員による相談に応じる。
【新】②道徳教育の充実 (学校教育課)	相手を思いやる心や、自らを律する心など、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性をはぐくむために、学校、家庭、地域が相互に連携しながら、全教育活動を通じた道徳教育の推進を図る。
③いじめ防止 (学校教育課)	秋田市いじめ防止基本方針や、いじめ防止に関する関係機関と連携した秋田市の取組をリーフレットにまとめ、市立小・中・高等学校の全児童生徒および保護者に配布する。
④薬物乱用防止教育 ※再掲 (学校教育課)	薬物乱用の弊害やたばこ等の体への影響、その危険性について理解を深め、適切な行動選択と意思決定ができるよう、学校薬剤師や警察署職員、法務少年支援センター職員、税関職員、薬物乱用防止教育講師認定資格者や薬物乱用防止指導員から学ぶ活動を実施する。【県事業】
⑤スクールカウンセラーの配置 ※再掲 (学校教育課)	教育相談体制の充実を図るために、中学校にスクールカウンセラーを配置する。【県事業】
⑥広域カウンセラーの派遣 ※再掲 (学校教育課)	小学校でのカウンセリング等に対応するため、学校の依頼によりカウンセラーを派遣し、教育相談体制の一層の充実を図る【県事業】
⑦心のふれあい相談会 ※再掲 (学校教育課)	専門的な知識を有する臨床心理士との個別面談や、同じ悩みを抱える保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。



## 重点課題4 民間協力者等の活動の促進、広報・啓発活動の推進

## (1) 民間協力者等の活動促進

## 【現状と課題】

本市においては、保護司候補者検討協議会への参画や補助金の交付といった、NPOやボランティア、各種団体などの民間の協力者に対して支援している。

しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、NPOやボランティア、各種団体の担い手が減少傾向にあること、活動資金不足などにより、民間協力者による再犯防止の活動促進に当たっては課題がある。

## 【取組（関係課所）】

①更生支援に関する相談・取次ぎ等 (福祉総務課)	矯正施設や民間協力者等による再犯防止の活動促進のため、相談や手続の取り次ぎや情報提供を行う。
②地域や警察機関等と連携した防犯活動 (生活総務課)	自主的な防犯活動を実施している秋田市臨港・秋田市中央・秋田市東の3防犯協会に対して補助金を交付する。
③保護司会等の活動支援 (福祉総務課、子ども家庭センター・少年指導センター)	犯罪予防活動などに取り組んでいる同会に関して、補助金を交付するとともに、 <u>市職員や市職員退職者</u> に保護司等の就任を促進する機会を提供するなど、人材育成支援に取り組む。
【新】④保護司の面接場所の確保 (中央市民サービスセンター)	市民サービスセンターおよびコミュニティセンターなどで、保護司が面接場所として活用可能な <u>部屋</u> を開放する。
⑤子どもの安全対策 (学事課)	多様な関係機関と連携し、地域社会全体で学校安全や子どもたちを見守る体制の整備に努める。
【新】⑥民間団体の活動への協力 (福祉総務課)	<u>刑務所を出所した後に周囲と交流がなく孤立しがちな高齢者や障がい者等への支援</u> など、 <u>再犯防止や犯罪予防につながる民間団体の活動に協力する。</u>

(2) 広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

本市においては、社会を明るくする運動への支援など再犯防止に関する広報・啓発活動に努めてきた。

しかしながら、犯罪をした人等を地域に受け入れ包摂することなどに、市民の理解と関心が十分に深まっていないほか、広報・啓発活動の際は、犯罪をした者等に犯罪の責任や被害者の心情を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえるなど、犯罪被害者等に配慮した取組を進める必要がある。

【取組（関係課所）】

①社会を明るくする運動への支援 （子ども家庭センター・少年指導センター）	再犯防止啓発月間（7月）に合わせて秋田市推進委員会を組織し、様々なPR活動に取り組む。
②犯罪被害者等への支援 （市民相談センター）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>市民相談センターを犯罪被害者等支援の総合窓口とし、犯罪被害者等が必要とする手続等について、関係課所室との連携によりワンストップサービスを実施し、犯罪被害者等の精神的な負担の軽減に努める。</u></li> <li>・各種啓発活動等の情報を積極的に発信し、犯罪被害者等支援について周知啓発を図る。</li> </ul>
【新】③関係機関の活動・取組との連携 （福祉総務課）	刑事施設等と連携し、業務内容や各種取組を広く周知し啓発を図る。

## 第 7 章 成年後見制度利用促進



## 1 成年後見制度利用の促進に関する動向

---

### (1) 計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でないかたについて、その人の権利を守る人（成年後見人等）を選ぶことで法律的に支援する制度です。

国では、成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」（以下「利用促進法」という。）を制定するとともに、この法律に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」、令和4年3月には、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国第二期計画」という。）を閣議決定しました。

利用促進法において、市町村は、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を策定することが規定されており、また、国第二期計画では、市町村の役割として、成年後見制度の利用に関する関係団体との連携の中核となる機関の整備等について定めております。

こうしたことを踏まえ、本市では、令和4年1月に中核機関となる秋田市権利擁護センターを設置するとともに、令和4年3月に令和4年度から令和5年度までを計画期間とした秋田市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度の利用促進に向けた取組を行い、支援が必要なかたを適切な支援につなげる体制を整備したところであります。

本市は、もともと高齢者も多く、認知症高齢者のかたが人口に占める割合も高いことから、従来から認知症施策への取組など対応を行っていますが、人口に占める老年人口割合の増加が見込まれるなかで、支援を必要とするかたは増加し続けることが想定されます。

そのため、本市の成年後見制度利用促進に関する基本的な方向性と取組を明らかにし、計画的に進めることにより、支援を必要とするかたが、成年後見制度を利用し、法律面や生活面で保護や支援を受けることで、権利や財産が侵害されることなく安心して暮らしていくことができるようにしていく必要があります。

### 成年後見制度の概要

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他精神上的障がいなどにより判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人や保佐人、補助人（以下「成年後見人等」又は「後見人」という。）がその判断能力を補うことで、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護する制度です。平成11年の民法の一部改正により、従来の禁治産制度に代わって制定され、平成12年4月から施行されています。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

#### ○法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。法定後見は、本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれます。

	後見 (成年後見人)	保佐 (保佐人)	補助 (補助人)
対象となる <sup>かた</sup>	判断能力が欠けているのが通常の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
成年後見人等が同意または取り消すことができる行為（※1）	原則としてすべての法律行為	借金、相続の承認など民法第13条第1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為（※2）
成年後見人等が代理することができる行為（※3）	原則としてすべての法律行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日用品の購入など、日常生活に関する行為は含まれません。

※2 補助人が同意または取り消すことができるものとして裁判所が定める行為は、民法第13条第1項に記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為や増改築など）の一部に限られます。

※3 成年後見人等が代理することができる行為のうち、本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

#### ○任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結びます。本人の判断能力が低下した場合に家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

(2) 本市の現状

ア 認知症高齢者数の推移

厚生労働省における「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」が報告されており、認知症患者の推定有病率が示されています。この率を本市に当てはめると、認知症高齢者数は、令和17年に22,471人と推計されます。

▼認知症高齢者数の推計（各年齢層の認知症有病率が一定と仮定した場合）

	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
各年齢層の認知症有病率が一定と仮定した場合の将来推計人数/(有病率%)	19,601 (19.0)	21,533 (20.8)	22,471 (22.0)	21,736 (21.4)

(秋田市長寿福祉課において推計)

イ 成年後見制度利用者数の推移

本市の成年後見制度利用者は、令和5年から令和6年までの1年間に17人増加し399人となっており、認知症高齢者等の増加とともに今後も増えることが見込まれます。

▼秋田市の成年後見制度利用者数の推移（各年7月末時点：人）

年	後見	保佐	補助	計
令和3年	271	63	21	355
令和4年	270	64	20	354
令和5年	287	70	25	382
令和6年	294	76	29	399

※秋田家庭裁判所調べ

ウ 秋田市成年後見制度利用促進基本計画における取組状況

第1期の計画では、成年後見制度利用の促進に向けた3つの基本目標を掲げ、目標ごとに成果指標を設定し、施策に取り組んできました。

秋田市権利擁護センターを中心とした地域でのネットワーク構築により、相談件数は目標値を上回っている一方、成年後見制度の内容など、その認知度は十分ではない状況となっています。

## 第7章 成年後見制度利用促進

### 基本目標1：権利擁護を地域で支える地域連携ネットワークづくり

指標	令和4年度	令和5年度
協議会の開催回数	【目標値】2回 【実績値】2回	【目標値】2回 【実績値】2回
中核機関の相談受付件数	【目標値】300件 【実績値】1,583件	【目標値】315件 【実績値】1,479件
中核機関の支援件数	【目標値】100件 【実績値】662件(33人)	【目標値】105件 【実績値】524件(38人)

### 基本目標2：利用者がメリットを実感できる制度運用

指標	令和4年度	令和5年度
後見等市長申立件数	【目標値】18件 【実績値】13件 (長寿9件、障がい4件)	【目標値】19件 【実績値】14件 (長寿9件、障がい5件)
市長申立報酬助成件数	【目標値】28件 【実績値】11件 (長寿10件、障がい1件)	【目標値】33件 【実績値】15件 (長寿11件、障がい4件)
市長申立以外報酬助成件数	【目標値】28件 【実績値】18件 (長寿13件、障がい5件)	【目標値】33件 【実績値】28件 (長寿16件、障がい12件)

### 基本目標3：制度理解と不正防止の仕組みの構築

指標	令和4年度	令和5年度
成年後見制度に関する市民向け講演会の実施回数	【目標値】2回 【実績値】2回	【目標値】2回 【実績値】2回
市民意識調査における成年後見制度の認知度(内容を含め知っている人の割合)	【目標値】70.0% 【実績値】42.3%	【目標値】－ 当該調査は5年ごとに実施している。 次回調査は令和9年度となる。



## 2 計画の基本的事項

---

### (1) 計画の位置づけ

第2期秋田市成年後見制度利用促進計画（以下「第2期計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、秋田市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として定めるものです。なお、本計画は、秋田市地域福祉計画の基本目標3「利用者に合った福祉サービスの仕組みづくり」に位置づけられます。

### (2) 成年後見制度利用の促進にあたっての基本的な考え方

認知症や知的障がい、精神障がいにより財産の管理または日常生活に支障のあるかたの自己決定の尊重と権利擁護のため、法律や福祉の専門職団体、地域の関係団体とさらなる連携を図り、地域連携ネットワークの強化を進める必要があります。

また、認知症高齢者の増加などにより、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズの増加が見込まれることから、成年後見制度などの支援が必要なかたに適切につなげるために、本人の身近な支援者や地域住民が成年後見制度等について理解している必要があります。

### (3) 目指す姿と取組の方向（目標）

人口減少と少子高齢化が急速に進む本市においては、市民一人ひとりが、仮に支えが必要となった場合であっても、その有する能力などに応じ、その人らしく可能な限り住み慣れた地域において自立した生活を営み続けていくことのできるまちづくりに取り組むことが重要となっています。

すべての市民の自己実現、自己決定を尊重し、権利を行使できるよう必要とされる支援を行うことで、「みんなでつながり みんなで築く暮らしの安心地域のしあわせ」の実現を目指すため、次の2つの目標を設定します。

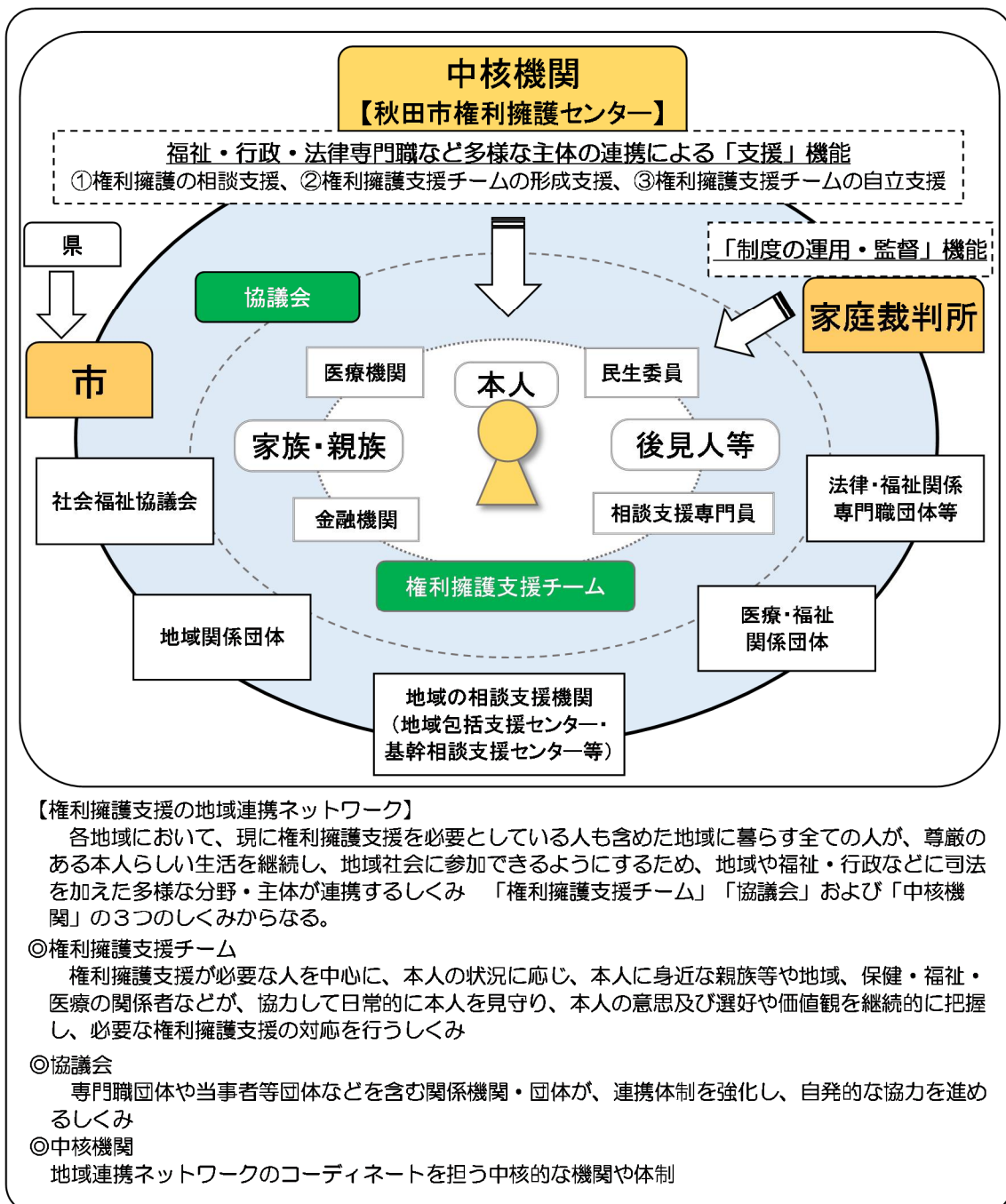
#### 目標1 権利擁護を地域で支える地域連携ネットワークづくり

成年後見制度の利用が必要なかたを早期に発見し、医療・福祉・司法の専門職や地域の関係者が連携して、本人を地域で支えることのできる地域連携ネットワークを構築する。

目標2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用

成年後見制度の運用においては、後見人等による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者の意思をできるだけ丁寧にくみ取り、権利を擁護していく意思決定支援、身上保護の側面を重視する体制を整備する。また、成年後見制度が利用者にとって安心かつ安全なものとなるよう、制度の正しい理解を図り、関係機関と連携して不正を防止する仕組みを構築する。

参考：権利擁護支援の地域連携ネットワーク概念図



(4) 取組の体系

目標1 権利擁護を地域で支える地域連携ネットワークづくり

取組1 地域連携ネットワークの構築

- (1) 本人を後見人とともに支えるチームによる対応
- (2) 【新規】中核機関のコーディネート機能の強化
- (3) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援および早期の段階からの相談・対応体制の整備
- (4) 秋田市成年後見制度利用促進協議会の設置、運営

目標2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の制度運用

取組2 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- (1) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用への支援体制整備
- (2) 成年後見制度の普及啓発および正しく適切な制度理解

取組3 適切な後見人等の選任・交代の推進

- (1) 家庭裁判所が適切な後見人を選任や交代ができるよう、本人を取り巻く支援の状況等を的確に伝えられる体制の整備

取組4 関係機関の連携による不正防止への取組

- (1) 地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備による不正の未然防止

取組5 後見制度と他のサービスとの一体的提供

- (1) 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行
- (2) 成年後見制度利用支援事業
- (3) 【新規】任意後見制度の利用促進

取組6 関係機関の連携による担い手の確保・育成等への取組

- (1) 【新規】担い手の確保・育成等の推進

### 3 目標に対する指標と取組内容

#### 目標1 権利擁護を地域で支える地域連携ネットワークづくり

【指標】

医療・福祉・司法の専門職や地域の関係者が参画する「地域連携ネットワーク」は、多様な主体が参画する協議会における話合いや協議を重ねていくことで共通理解が進み、その構築が図られていきます。また、地域連携ネットワークの中心となる中核機関が相談対応や支援を積み重ねていくことで、関係機関の連携が強化されます。

そのため、本市では、目標1の評価指標を「成年後見制度利用促進協議会の開催回数」、「中核機関の相談受付件数」、「中核機関の支援件数」に設定します。

指標	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	目標値	目標値	目標値	目標値
成年後見制度利用促進協議会の開催回数	2回	2回	2回	2回
中核機関の相談受付件数	2,400件	2,450件	2,500件	2,550件
中核機関の申立支援件数	1,200件	1,225件	1,250件	1,275件

目標値について、2024年度の成年後見制度利用促進協議会の開催回数が2回と見込まれること、中核機関の相談受付件数および申立支援件数がそれぞれ2,355件、1,164件と見込まれることを踏まえ、記載の数値とします。

## 取組1 地域連携ネットワークの構築

## 《主な取組》

取組	取組の方向性
(1) 本人を後見人とともに支えるチームによる対応	権利擁護支援が必要な人を中心に、後見等開始前においては、本人に身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、後見等開始後は、これに後見人が加わり、本人の意思および選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応をします。
(2) 【新規】中核機関のコーディネート機能の強化	秋田市権利擁護センターが中核機関として、本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等をしつつ、権利擁護支援の内容を検討し、ふさわしい支援につなぎます。その支援にあたっては、地域連携ネットワークのコーディネート役として、専門職団体や関係機関等と連携や協力体制の強化を図り、円滑にチームを支援します。
(3) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援および早期の段階からの相談・対応体制の整備	<p>高齢者や障がいのあるかたと日常的に接する機会が多い保健・福祉・医療の関係者の制度理解を促進し、権利擁護支援を要する人を速やかに必要な支援につなげます。</p> <p>また、早期の段階から、任意後見や後見・保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について、必要な人が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。</p>

## 第7章 成年後見制度利用促進

取組	取組の方向性
(4) 秋田市成年後見制度利用促進協議会の設置、運営	法律・福祉関係の専門職団体や相談機関が、チームに対して必要な支援を行えるよう組織した「秋田市成年後見制度利用促進協議会」において、各団体の取組や課題などの情報共有を行うとともに、連携体制の強化により、自発的な協力を促します。

目標2 尊厳ある本人らしい生活を継続するための成年後見制度運用
---------------------------------

## 【指標】

身寄りがいないなどの理由で後見等の申立てが困難なかたについて、市長が申立てを行うことや、申立てに係る費用や選任された成年後見人等への報酬にかかる費用を負担できないかたに対する助成を行うことは、高齢者、障がいのあるかたが、住み慣れた地域で本人らしい生活を送ることができるようにするための意思決定支援の推進につながります。

また、成年後見制度などの支援を必要なかたに適切につなげるためには、本人の身近な支援者や地域住民が成年後見制度等について理解している必要があります。適切な制度の理解は、結果的に親族後見人等による不正を未然に防ぐことにもつながります。

そのため、本市では、「後見等市長申立件数」、「市長申立報酬助成件数」、「市長申立以外報酬助成件数」、関係団体や地域住民の団体を対象とする「成年後見制度等に関する市民向け講演会および出前講座の参加者数」、および「成年後見制度の市民の認知度」を目標2の評価指標に設定します。

指標	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	目標値	目標値	目標値	目標値
後見等市長申立件数	19件	20件	21件	22件
市長申立報酬助成件数	16件	20件	24件	28件
市長申立以外報酬助成件数	36件	44件	52件	60件
成年後見制度等に関する市民向け講演会および出前講座の参加者数	240人	260人	280人	300人
成年後見制度の市民の認知度 (市民意識調査における制度内容を知っている割合) ※当該調査は5年ごとに実施 次回調査は2027年度	—	—	80.0%	—

目標値について、2024年度の後見等市長申立件数、市長申立報酬助成件数および市長申立以外報酬助成件数がそれぞれ18件、14件、31件と見込まれること、成年後見制度等に関する市民向け講演会および出前講座の参加者数が

## 第7章 成年後見制度利用促進

230人と見込まれること、2022年度における成年後見制度の市民の認知度が76%であることを踏まえ、記載の数値とします。

### 取組2 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

#### 《主な取組》

取組	取組の方向性
(1) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用への支援体制整備	<p>本人の心身の状態および生活の状況等に即した意思決定支援や身上保護等による成年後見制度の運用となるよう、本人に身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者と成年後見人等が連携し、チームとして関わる体制づくりを推進します。</p> <p>また、意思決定支援の取組が、保健・福祉・医療の関係者や地域住民に浸透するよう、国や県などが実施している意思決定支援研修などを通じて、普及啓発を図ります。</p>
(2) 成年後見制度の普及啓発および正しく適切な制度理解	<p>様々な媒体を活用し、市民に対する成年後見制度の普及啓発を実施し、利用数を増加させるだけでなく、意思決定支援の視点を含めて、正しく適切な制度理解を図ります。</p> <p>また、認知症や障がい等により判断能力が低下した人が、身近な地域で、引き続き本人らしい生活ができるよう、地域での見守り活動を推進するほか、親族後見人等が後見人業務に関しての相談ができるような窓口を整備します。</p>



取組3 適切な後見人等の選任・交代の推進

《主な取組》

取組	取組の方向性
(1) 家庭裁判所が適切な後見人等の選任や交代ができるよう、本人を取り巻く支援の状況等を的確に伝えられる体制の整備	本人のニーズや課題、状況の変化等に応じた柔軟な対応がなされるよう、本人の状況について、支援者等からの情報が的確に家庭裁判所へ伝わるよう、連携体制を整えます。

取組4 関係機関の連携による不正防止の徹底

《主な取組》

取組	取組の方向性
(1) 地域連携ネットワークや後見人等を含むチームでの見守り体制の整備による不正の未然防止	地域連携ネットワークやチームの一員として後見人等が孤立することがないように必要な支援を行うことで見守り環境を整備し、不正の未然防止を図ります。また、広く市民への制度理解を促し、普及啓発を行うことで、不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。
(2) 家庭裁判所や専門職団体と連携した、不正防止のための連絡体制整備	家庭裁判所や専門職団体と不正に関する情報交換を行うとともに、不正と思われる事案の発生時には、速やかに選任機関である家庭裁判所への情報提供が行えるよう連絡体制を整備します。

取組5 後見制度と他のサービスとの一体的提供

《主な取組》

取組	取組の方向性
(1) 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行	秋田市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業から保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについて、スムーズに成年後見制度へ移行できるようにします。

第7章 成年後見制度利用促進

取組	取組の方向性
(2) 成年後見制度利用支援事業	<p>成年後見制度の利用が必要な状況でありながら、申立てをする親族がいない<u>などの理由で後見等開始の審判申立てが困難な</u>かたについて、市長が<u>後見等開始の審判</u>申立てを行います。<u>なお、申立てにあたり、成年後見制度を必要とする人が迅速に制度利用できるようにするため、相談から申立てまでの日数について90日以内を目途に、その状況に応じて期間短縮を図るなど適切な実施に努めます。</u></p> <p>また、低所得者等についても制度を活用できるように、<u>該当する方に対して、</u>申立て理由や後見類型に関わらず、成年後見制度利用に関する申立て費用および後見人等の報酬に関する費用助成を行います。</p>
(3) 【新規】任意後見制度の利用促進	<p>本人の意思の反映・尊重という観点から、任意後見制度が積極的活用される必要があることから、関係者と連携し、制度の周知を行うことで、同制度の利用を促進します。</p>

取組6 関係機関の連携による担い手の確保・育成等への取組

《主な取組》

取組	取組の方向性
(1) 【新規】担い手の確保・育成等の推進	<p>認知症高齢者の増加等により、担い手の確保・育成等の重要性は増しており、多様な主体が後見事務等の担い手として存在している必要があることから、<u>秋田市社会福祉協議会による法人後見業務のさらなる推進を図るとともに、市民後見人について、秋田県との連携・協力により、その確保・育成等を推進するほか、本人の意思決定支援などの幅広い場面での活用について、検討を進めます。</u></p>

## 第8章 計画の推進体制



## 1 計画の進行管理

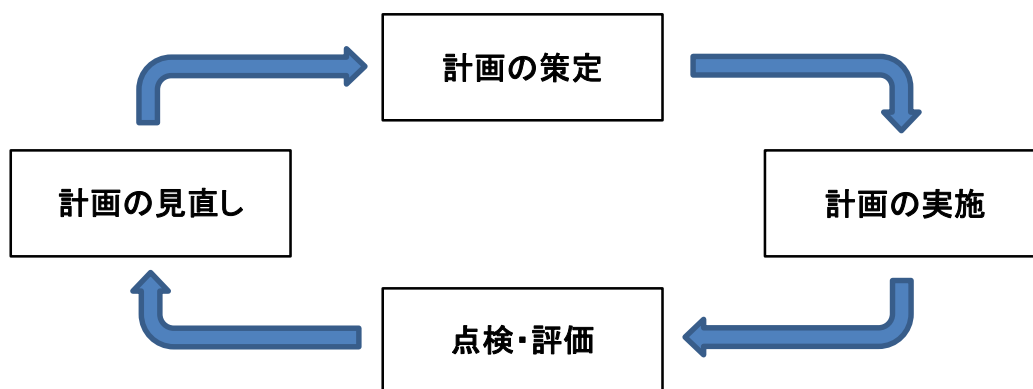
---

- 計画の推進にあたっては、様々な担い手の連携がきわめて重要であることから、秋田市（福祉保健部および秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会）が各主体との連携、調整を図ります。
- 計画の進行管理は、計画の策定過程との継続性を確保するため、秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会が行うものとします。

## 2 計画の評価と見直し

---

- 毎年度終了時点で第4章から第7章までに掲載した《市の取組》の進行状況を点検・評価し、その結果を市ホームページなどで公表し、取組の見直しを適宜行います。なお、達成度の判断が容易に行えるよう、主な取組には指標を設定しています。
- 次期計画策定の際には、第4章から第7章までに掲載した《市の取組》の達成度の判断を行うとともに、市民意識調査により各施策の目標指標の達成度の判断を行うなどして総合的な評価を行い、次期計画に反映します。
- 計画の評価は、計画の進行管理との継続性および一体性を確保するため、秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会が行うものとします。



## 3 《施策ごとの目標値》の設定根拠

本計画 該当頁	施策	指標	2022 (R4) 実績	2028 5次計 画 目標値
67	施策1 福祉に対する理解 や支え合いの意識 の向上	地域福祉の趣旨を肯定的に理解している人	51.6%	60.0%
72	施策2 担い手の育成・支 援	福祉に関する仕事やボランティア活動をしている人	11.3%	13.0%
		高齢者(65歳以上)で福祉に関する仕事やボランティア活動 をしている人	8.6%	11.0%
79	施策3 地域活動の推進	地域活動(地域自治活動や市民活動)に参加している人 ※活動の分野を選択する質問だが、複数回答可能のため、 便宜上、100%から「参加していない人」「無回答」の計を差し 引いた割合とする	49.6%	54.0%
84	施策4 担い手の連携によ る取組の推進	住民団体や関係機関(町内会、地区社会福祉協議会など)が 連携して活動することが多くなったと「感じる」と「どちらかとい えば感じる」の割合の合計	11.6%	22.0%
92	施策5 利用者の立場に 立った福祉サービ スの提供	福祉保健サービスが充実し、適正に供給されていると「感じ る」「どちらかといえば感じる」の割合の合計	18.8%	29.0%
95	施策6 相談体制の充実と 情報の提供	地域包括支援センターの認知度	45.5%	50.0%
		子ども未来センターの認知度	21.5%	23.0%
100	施策7 日常的な地域生活 における安全安心 の確保	防災、急病など緊急時に備えるための地域活動(地域での災 害時要援護者への支援、安心キット(救急医療情報キット)の 取組など)が進んでいると「感じている人」と「どちらかといえ ば感じる」の割合の合計	24.6%	36.0%
		地域(公共施設、歩道など)や住宅のバリアフリー化(段差を 少なくするなど)が進んでいると「感じている人」と「どちらかとい えば感じる」の割合の合計	33.1%	43.0%
104	施策8 災害に備えた安全 安心の確保	防災、急病など緊急時に備えるための地域活動(地域での災 害時要援護者への支援、安心キット(救急医療情報キット)の 取組など)が進んでいると「感じている人」と「どちらかといえ ば感じる」の割合の合計【再掲】	24.6%	36.0%

## 【2028年度(計画の最終年度)目標の算出根拠】

目標値は計画策定前に実施の地域福祉市民意識調査(アンケート)結果を基準とします。

第4次地域福祉計画の目標については、一部達成した目標があるものの、状況を大きく改善するに至っていない状況です(19、20ページ参照)。

第5次地域福祉計画も、地域活動の担い手不足や社会的なつながりの希薄化など厳しい状況が見込まれることから、2028年度の最終目標は実績数値の悪化傾向に歯止めをかけるため、第3次計画での実績数値の維持を第一義と捉えました。

その上で、各施策ともプラス1～3%程度の上乗せを図ることで発展的な計画進行に取り組むこととしています。

資 料 編





## 第5次秋田市地域福祉計画の策定経過

### 《令和4年度》

- 令和4年 8月 第1回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会  
 1 1月 第2回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会  
 1 2月 市民意識調査(アンケート調査) [ニーズ調査]  
 令和5年 3月 第3回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会  
 「地域福祉計画策定方針」決定

### 《令和5年度》

- 令和5年 5月 第1回秋田市社会福祉審議会 [諮問]  
 7月 第1回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 [現行計画評価]

※計画策定を1年延期

### 《令和6年度》

- 令和6年 8月 第1回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 [素案(部分)審議]  
 1 0月 地域福祉推進関係者連絡会 (3回) [意見聴取]  
 1 1月 地域福祉計画等推進庁内連絡会 [素案確認] ※1月まで  
 1 2月 第2回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 [素案審議]  
 令和6年1 1月市議会定例会厚生委員会 [素案報告]  
 パブリックコメント (令和3 1年1月まで) [意見聴取]  
 説明会 (3回) [意見聴取]  
 令和7年 1月 第3回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 [答申案審議]  
 2月 第2回秋田市社会福祉審議会 [答申]  
 3月 令和6年年2月市議会定例会厚生委員会 [成案報告]  
 『第5次秋田市地域福祉計画』決定

## 秋田市地域福祉市民意識調査結果

※ 調査の概要については、本編第2章に掲載しているほか、詳細については、報告書として秋田市ホームページに掲載しています。

質問1 現在、あなたは「福祉」とどのような関わりがありますか。次の中から該当するものをすべて選んでください。

項目	回答
関わりはない	51.0%
福祉に関わる仕事・ボランティア活動	11.3%
高齢のため福祉サービス必要	8.3%
障がいのため福祉サービス必要	6.2%
子育て中のため福祉サービス必要	6.5%
病弱のため福祉サービス必要	2.4%
ひとり親家庭のため福祉サービス必要	1.7%
生活が困窮しているため福祉サービス必要	3.6%
身近に福祉サービスを受けている人がいる	18.9%
その他	3.3%
無回答	2.9%

質問2 あなたが市の福祉に関する情報を得る主な手段はどれですか。次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
市の広報誌（広報あきた）	76.4%
公共施設の掲示やパンフレットなど	13.3%
町内会の回覧板	25.6%
新聞、テレビなど	50.1%
福祉団体の広報誌	5.7%
インターネット	26.2%
口コミ（知人から聞いた）	21.3%
福祉関連の相談窓口	9.8%
その他	2.6%
無回答	2.5%

質問3 あなたは、日常生活の困りごとを誰に相談していますか。よく相談する相手を、次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
同居している家族	69.0%
同居していない家族	33.3%
親戚	13.9%
近所の人、町内会・自治会の役員	7.2%
知人・友人、職場の人	45.7%
行政機関の相談窓口（市役所、交番など）	8.1%
福祉施設などの相談窓口（地域包括支援センター、相談支援事業所など）	4.0%
社会福祉協議会（地区社会福祉協議会に委嘱された福祉協力員など）	1.1%
民生委員・児童委員	2.5%
地域保健推進員	0.1%
ヘルパー、ケアマネジャー、主治医など	8.4%
NPO団体	0.2%
相談できる人がいない	4.2%
困りごとはない	6.1%
その他	1.5%
無回答	2.2%

質問4 現在、あなたが近所（すぐに顔を出せる程度の範囲）の人から手助けを受けていることがあれば、それはどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
安否確認の声かけ	5.1%
話し相手	6.3%
悩みごと、心配ごとの相談	1.7%
買い物・ごみ出しなど簡単な家事の手伝い	2.0%
食事の提供、調理の手伝い	0.4%
玄関前の掃除、除雪	5.6%
通院など外出時の付き添い	1.5%
町内会の掃除当番などの軽減	3.3%
短時間の留守番、子どもの預かり	0.2%
災害時の避難支援	1.0%
日常生活に不自由はあるが、地域の人の手助けを受けていない	6.9%
手助けを必要としていない	62.8%
その他	3.0%
無回答	16.5%

質問5 現在、あなたが近所の困っている人(高齢や病気などで日常生活が不自由な人)に手助けをしていることがあれば、それほどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
安否確認の声かけ	10.0%
話し相手	9.9%
悩みごと、心配ごとの相談	4.5%
買い物・ごみ出しなど簡単な家事の手伝い	2.2%
食事の提供、調理の手伝い	0.6%
玄関前の掃除、除雪	8.6%
通院など外出時の付き添い	1.5%
町内会の掃除当番などの軽減	5.3%
短時間の留守番、子どもの預かり	0.1%
災害時の避難支援	1.6%
近所に困っている人はいるが、とくに手助けはしていない	4.7%
近所に困っている人はいない(知らない)	54.1%
その他	2.5%
無回答	17.6%

質問6 もし、あなたが高齢や病気などで日常生活が不自由になったら、近所の人に手助けをしてほしいことはどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
安否確認の声かけ	35.4%
話し相手	10.3%
悩みごと、心配ごとの相談	8.8%
買い物・ごみ出しなど簡単な家事の手伝い	24.2%
食事の提供、調理の手伝い	5.8%
玄関前の掃除、除雪	31.9%
通院など外出時の付き添い	7.9%
町内会の掃除当番などの軽減	29.5%
短時間の留守番、子どもの預かり	1.6%
災害時の避難支援	30.8%
特にない	15.3%
その他	2.6%
無回答	6.7%

質問7 もし、あなたの近所に日常生活が不自由で困っている人がいたら、あなたができる手助けはどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
安否確認の声かけ	56.6%
話し相手	23.3%
悩みごと、心配ごとの相談	11.8%
買い物・ごみ出しなど簡単な家事の手伝い	18.9%
食事の提供、調理の手伝い	1.5%
玄関前の掃除、除雪	33.1%
通院など外出時の付き添い	3.2%
町内会の掃除当番などの軽減	27.5%
短時間の留守番、子どもの預かり	2.2%
災害時の避難支援	23.1%
特になし	11.5%
その他	1.9%
無回答	6.5%

質問8 あなたは、近所の人とどの程度のつきあいがありますか。次の中から1つを選んでください。

項目	回答
どんな相談や頼みごとでもできる人がいる	2.9%
軽易な相談や頼みごとならできる人がいる	15.0%
本当に困ったときならば助けてくれる人がいる（と思う）	9.7%
顔を合わせれば会話や挨拶をするが、相談や頼みごとまでできる人はいない	50.2%
近所の人顔は知っているが、声をかけることはほとんどない	10.3%
近所の人顔も知らない	5.5%
その他	0.6%
無回答	5.8%

質問9 あなたの世帯は、町内会又は自治会に加入していますか。

項目	回答
加入している	85.6%
加入していない	4.6%
わからない	6.7%
その他	0.6%
無回答	2.5%

質問10 あなたは、どのような地域活動(地域での自治活動や市民活動)に参加していますか。次の中から該当するものをすべて選んでください。

項目	回答
町内会・自治会などの地域自治活動	40.0%
地区社会福祉協議会、地区市民憲章推進協議会などの地域団体の活動	3.7%
老人クラブ、婦人会、青年会などの住民同士の親睦活動	6.1%
子ども会(育成会)、PTA、学校協力活動	10.9%
子育て支援関係のボランティア・NPO活動	0.9%
福祉施設でのボランティア・NPO活動	0.9%
高齢者や障がい者の在宅生活を支援するボランティア・NPO活動	0.5%
環境など福祉分野以外のボランティア・NPO活動	2.6%
参加していない	48.3%
その他	3.1%
無回答	2.1%

質問11 あなたが地域活動に参加するとき、支障になること(参加しない又は参加できない理由)はどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
仕事のため時間がとれない	38.8%
家事や育児のため時間がとれない	10.4%
高齢者、障がい者や病人の世話・介護のため時間がとれない	5.6%
家族の支持・理解がない	1.2%
自分の健康や体力に自信がない	23.7%
一緒に参加する仲間がいない	10.9%
人間関係などがわずらわしい	18.6%
興味のもてる活動が見つからない	10.5%
どのような活動があるのかわからない	14.6%
きっかけがない	17.0%
とくに支障はない(とくに理由はない)	21.5%
その他	3.8%
無回答	5.0%

質問12 5年前に比べて、住民団体やボランティアによる地域福祉活動(地域サロンや子育てサークルなど)が活発に行われるようになったと感じますか。

項目	回答
感じる	4.2%
どちらかといえば感じる	10.3%
どちらかといえば感じない	10.3%
感じない	26.9%
わからない	46.2%
無回答	2.1%

質問13 5年前に比べて、住民団体や関係機関(町内会、地区社会福祉協議会など)が連携して活動することが多くなったと感じますか。

項目	回答
感じる	3.5%
どちらかといえば感じる	8.1%
どちらかといえば感じない	10.3%
感じない	30.1%
わからない	46.3%
無回答	1.7%

質問14 秋田市では、平成26年3月「第3次秋田市地域福祉計画」をつくっています。地域福祉の趣旨は、「誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、みんなで支えあう地域社会をつくっていくこと」ですが、このことについて、あなたの考えを次の中から1つ選んでください。

項目	回答
地域福祉の趣旨に沿った取組に関わっている	5.1%
地域福祉の趣旨は理解できるが、行動には至っていない	46.5%
地域福祉の趣旨は理解できるが、賛同できない	1.7%
地域福祉の趣旨は理解できない	1.4%
よくわからない	42.1%
その他	1.1%
無回答	2.1%

質問15 あなたは、おおむね小学校区単位で組織されている「地区社会福祉協議会」についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。

項目	回答
知っている	21.8%
名称は聞いたことがあるが、活動の内容は知らない	34.7%
知らない	42.6%
無回答	0.9%

質問16 あなたは、福祉に関する相談ボランティアである「民生委員・児童委員」についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。

項目	回答
地域の担当委員が誰か知っており、仕事の内容も知っている	18.6%
地域の担当委員が誰か知っているが、仕事の内容は知らない	17.4%
地域の担当委員が誰か知らないが、仕事の内容は知っている	20.1%
名称は聞いたことがあるが、地域の担当委員も仕事の内容も知らない	31.9%
知らない	10.9%
無回答	1.1%

質問17 あなたは、犯罪を犯した人や非行少年の更正、社会復帰の支援を行う「保護司」をご存じですか。

項目	回答
知っている	42.3%
名称は聞いたことがあるが事業の内容は知らない	38.2%
知らない	18.6%
無回答	0.9%

質問18 (1) 「地域包括支援センター」をご存じですか。

項目	回答
知っている	45.5%
名称は聞いたことがあるが事業の内容は知らない	28.0%
知らない	23.0%
無回答	3.5%

質問18 (2) 「地域包括支援センター」を利用したり、相談したことはありますか。

項目	回答
利用したり相談したことがある	16.4%
利用したり相談したりしたことはない	65.8%
わからない	8.6%
その他	1.0%
無回答	8.3%

質問19 子どもや家庭に関する総合支援や相談を行う「子ども未来センター」についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。

項目	回答
知っている	21.5%
名称は聞いたことがあるが事業の内容は知らない	28.7%
知らない	47.9%
無回答	2.0%



質問24 5年前に比べて、防災、急病など緊急時に備えるための地域活動(地域での災害  
時要援護者への支援、救急医療情報キット(安心キット)の取組など)が進んでいる  
と感じますか。

項目	回答
感じる	6.2%
どちらかといえば感じる	18.4%
どちらかといえば感じない	12.0%
感じない	24.9%
わからない	36.1%
無回答	2.4%

質問25 5年前に比べて、地域(公共施設、歩道など)や住宅のバリアフリー化(段差を少な  
くするなど)が進んでいると感じますか。

項目	回答
感じる	6.7%
どちらかといえば感じる	26.4%
どちらかといえば感じない	11.7%
感じない	29.8%
わからない	23.2%
無回答	2.2%

質問26 5年前に比べて、高齢者や障がい者の自立した生活のための支援等が増えたと感じ  
ますか。

項目	回答
感じる	5.5%
どちらかといえば感じる	17.9%
どちらかといえば感じない	10.5%
感じない	25.1%
わからない	39.0%
無回答	2.1%

質問27 あなたは、互いに助け合う地域づくりの支障となることはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
近所づきあいが希薄になっていること	65.0%
既存の地域活動には新しい人が入りづらいこと	19.0%
家庭の相互扶助機能（親や身内の世話や介護など）が弱まっていること	13.3%
ひとり親家庭や障がい者への偏見があること	6.2%
他人に干渉されすぎること（プライバシーが守られないこと）	22.5%
住民の価値観が多様化していること	48.1%
一人ひとりのモラルの低下（ルール・マナーが守られないこと）	22.5%
日中、地域を離れている人が多いこと	21.7%
職業、出身や家柄、国籍や人種・民族などにこだわること	3.1%
わからない	9.7%
その他	2.6%
無回答	2.9%

質問28 あなたは、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で日常生活を続けていくためには誰（どこ）の理解と協力が一層必要と思いますか。次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
家族	62.8%
行政機関（福祉事務所、保健所など）	54.5%
近所の人（地域住民）	33.5%
福祉・保健サービスを提供する施設や事業者	44.3%
民生委員・児童委員	11.7%
町内会・自治会	18.2%
社会福祉協議会	9.8%
ボランティア団体・NPO団体	8.6%
わからない	5.2%
その他	1.5%
無回答	2.6%

質問29 あなたは、福祉サービスを提供していくうえで、市民と行政との関係はどうあるべきだと考えますか。次の中から1つ選んでください。

項目	回答
行政が責任を果たすべきであり、市民はそれほど協力することはない	5.6%
行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は市民が協力するべき	24.3%
市民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである	46.0%
家庭や地域をはじめ市民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が行うべきである	10.8%
わからない	9.2%
その他	0.4%
無回答	3.7%

質問30 あなたは、あなたの住んでいる地域では、地域ぐるみでどのような取組を進めていけばよいと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
高齢者の支援（見守り・安否確認など）	47.4%
障がい者の支援（見守り・安否確認など）	15.0%
子育て家庭の支援（悩みごと相談、地域ぐるみの見守り・協力など）	21.2%
住民の健康づくり（疾病予防・健康増進など）	11.8%
災害への備え（自主防災組織づくりなど）	35.2%
事故や犯罪の防止（防犯パトロールなど）	19.0%
消費生活トラブルの防止（情報提供や地域への声かけなど）	5.0%
まちづくりのルールづくり（地区計画、建築協定など）	4.7%
町内会・自治会活動の推進	13.0%
福祉教育の推進（小中学校への情報提供、学習活動への協力など）	4.5%
生涯学習の推進（地域の連帯感を高めるための行事など）	7.3%
街区公園などの維持管理（草刈り、清掃など）	11.0%
生活環境整備の促進（道路や下水道の整備など）	19.4%
わからない	15.0%
その他	2.9%
無回答	3.0%

質問31 あなたは、これからの行政が福祉を進めるために優先して取り組むべきことはどれだと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
地域活動・ボランティア活動への参加の促進や支援	14.3%
防災や見守りなど住民が共に支えあう仕組みづくりへの支援	31.3%
保健福祉に関する情報提供や案内、相談窓口の充実	28.7%
高齢者や障がい者になっても在宅生活が続けられる福祉サービスの充実	50.7%
健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実	19.2%
権利擁護や苦情対応などのサービス利用者の保護	4.5%
小・中学校や地域での福祉教育の推進	10.7%
高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備	23.1%
手当の支給などの金銭的援助	30.3%
道路の段差解消などの福祉のまちづくり（バリアフリーの推進）	17.4%
わからない	6.5%
その他	2.9%
無回答	5.7%

質問32 あなたは、地域にある福祉施設(保育所、老人福祉施設など)は地域社会とどのように関わっていけばよいと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
地域の事業・行事への参加と協力	32.3%
施設の利用者と地域住民との日常的な交流	37.3%
専門分野に関する研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣	13.3%
ボランティアを希望する住民の受け入れ	21.1%
地域住民の交流会・懇談会の開催のためのコーディネーターや場所の提供	15.0%
災害時の避難受け入れなどの支援	45.5%
相談体制の充実	34.4%
その他	2.6%
無回答	7.3%

質問33 あなたは、地域社会(住民・地域団体)が行政とともにこれまで以上に積極的に関わっていくことで全体的な状況が改善できるものはどれだと思いますか。効果が大きいと思うものを次の中から3つまで選んでください。

項目	回答
ひとり暮らし高齢者などの見守りによる孤立(独)死の防止	53.3%
災害時要援護者に関する情報の共有による避難支援	37.5%
地域での声かけなどによる自殺予防	10.2%
地域での見守りによる児童虐待、高齢者虐待の防止	21.0%
地域での見守りや相談による子育て支援	13.0%
道路などのバリアフリー化の促進	14.0%
生活道路のすみやかな除雪	54.5%
情報の伝達や体制づくりなどによる防犯・防災	21.5%
世代間の交流などによる地域の絆づくり	13.5%
地域ぐるみでの住民の健康維持	9.8%
その他	2.0%
無回答	4.8%

## 秋田市社会福祉審議会条例

平成12年3月27日

条例第9号

改正 平成12年9月29日条例第48号

平成25年9月30日条例第50号

平成26年3月25日条例第35号

平成26年6月30日条例第56号

平成29年3月17日条例第10号

令和5年3月22日条例第6号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平12条例48・一部改正）

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉および精神障害者福祉に関する事項を調査審議するものとする。

2 前項の児童福祉に関する事項には、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する機関が同条に掲げる規定によりその権限に属させられた事項を含むものとする。

（平12条例48・平25条例50・平26条例56・平29条例10・令5条例6・一部改正）

(組織)

第3条 審議会は、委員52人以内で組織する。

2 審議会の委員の任期は3年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

（平26条例35・一部改正）

(委員長の職務を行う委員)

第4条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

## 資料編

### (会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

### (専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。)に属すべき委員および臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員および臨時委員の互選によってこれを定める。
- 3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

第7条 前条第2項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員および臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

- 2 前項において準用する前条第2項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第3項および第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

### (庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

### (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委員又は臨時委員として任命されている者の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成12年5月8日までとする。

(秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例の廃止)

3 秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例（平成8年秋田市条例第33号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成25年9月30日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月30日条例第56号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第2号で平成27年4月1日から施行)

附 則（平成29年3月17日条例第10号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月22日条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 秋田市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市社会福祉審議会条例（平成12年秋田市条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副委員長の指名等)

第2条 審議会に委員長の指名による副委員長1人を置く。

2 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

3 委員長および副委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会に児童専門分科会、障がい者専門分科会、高齢者専門分科会、民生委員審査専門分科会、地域福祉専門分科会を置く。専門分科会においては、次の各号に定める事項を調査審議する。

(1) 児童専門分科会

児童および母子の保健福祉に関する事項

(2) 障がい者専門分科会

障がい者（児）の保健福祉に関する事項

(3) 高齢者専門分科会

高齢者の保健福祉に関する事項

(4) 民生委員審査専門分科会

民生委員の適否の審査に関する事項

(5) 地域福祉専門分科会

地域福祉の推進に関する事項

2 前項に掲げる専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、民生委員審査専門分科会を除く専門分科会にあっては、重要または異例な事項についてはこの限りでない。

3 第2条の規定は、専門分科会においてこれを準用する。



## (審査部会)

第4条 身体障がい者の障害程度等の審査に関する調査審議のため、障がい者専門分科会に審査部会を設置する。

2 審査部会に属すべき委員および臨時委員は、障がい者専門分科会に属する医師たる委員および臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 審議会は、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第5条第1項に基づき諮問されたとき、ならびに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項および令第3条第3項ならびに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定等についての意見を求められたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

## (部会)

第5条 審議会が必要と認めるときは、審査部会のほかに、専門分科会に部会を設置することができる。

2 部会（審査部会を含む。以下同じ。）に委員の互選による部会長1人を置き、副部会長の指名等については、第2条の規定を準用する。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

## (会議)

第6条 専門分科会および部会の会議については、条例第5条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる専門分科会および部会の専門分科会長および部会長は、緊急その他やむを得ない事情のある場合は、文書その他の方法により、会議の議事を行うことができる。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 審査部会

## (任期)

第7条 臨時委員の任期については、委員長が定める。

## (庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。なお、専門分科会お

## 資料編

よび部会の庶務は、委員長が定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年5月9日から施行する。

(秋田市社会福祉審議会運営要綱の廃止)

2 秋田市社会福祉審議会運営要綱（平成9年5月9日審議会決議）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月9日から施行する。

## 秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

氏名	団体名	備考
前原 和明	国立大学法人秋田大学大学院教育学研究科	専門分科会長
黒崎 義雄	社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会	副専門分科会長
遠藤 善衛	秋田市ボランティア連絡協議会	
佐々木 明美	社会福祉法人グリーンローズ	
佐々木 真	秋田市老人福祉施設連絡協議会	
佐々木 政昭	中央地域づくり協議会	
佐々木 基成	秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会	
佐藤 猛広	秋田県知的障害者福祉協会	
長谷川 元子	秋田市保育協議会	
羽瀧 友則	国立大学法人秋田大学医学部	
三浦 喜美子	秋田市民生児童委員協議会	
渡邊 剛	元秋田経済同友会	
富樫 伸介	秋田保護観察所	臨時委員
藤田 尚	秋田刑務所	臨時委員
渡邊 清明	秋田地区保護司会	臨時委員
藤原 美佐子	秋田弁護士会	臨時委員
近藤 直	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート秋田支部	臨時委員
和田 士郎	一般社団法人 秋田県社会福祉士会	臨時委員

## 秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会設置要綱

(設置)

第1条 秋田市地域福祉計画ならびに秋田市地域福祉計画を上位計画とする秋田市高齢者プランおよび秋田市障がい者プラン(以下「地域福祉計画等という。’)の推進を図るため、秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会(以下「連絡会」という。’)を設置する。

(所管事務)

第2条 連絡会の所管事務は、次の各号に掲げる事項に関し、庁内の連絡および調整を図ることとする。

- (1) 地域福祉計画等の施策および事業の実施
- (2) 地域福祉計画等の進行管理
- (3) 地域福祉計画等の見直し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域福祉計画等の推進についての必要な事項

(組織)

第3条 連絡会は、会長、副会長および委員をもって組織する。

2 会長、副会長および委員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 会長 福祉保健部の事務を分掌する副市長
- (2) 副会長 福祉保健部長
- (3) 委員 福祉保健部次長、福祉総務課長、障がい福祉課長、長寿福祉課長、保護第一課長、保護第二課長、介護保険課長、監査指導室長および各部局の連絡調整課長

3 会長が必要と認めたときは、連絡会に臨時の委員を置くことができる。

(会長および副会長)

第4条 会長は、連絡会の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(部会)

第6条 連絡会に次の各号に定める部会を置き、事務を分掌させる。

## (1) 高齢者プラン部会

第2条各号に掲げる事務のうち、秋田市高齢者プランに関するもの

## (2) 障がい者プラン部会

第2条各号に掲げる事務のうち、秋田市障がい者プランに関するもの

- 2 部会は、部会長および部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、副会長をもって充て、部会の会務を総理する。
- 4 部会員は、委員のうちから部会長が指名する。
- 5 部会長不在のときは、部会長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

## (幹事会)

第7条 連絡会に幹事会を置き、第2条各号に掲げる事務のうち、重点事業に関する事務を分掌させる。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長および幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、福祉保健部次長をもって充て、副幹事長および幹事は、委員のうちから幹事長が指名する。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総理する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長不在のときは、その職務を代理する。
- 6 幹事長が必要と認めたときは、幹事会に臨時の幹事を置くことができる。

## (事務局)

第8条 連絡会の事務局は、福祉総務課地域福祉推進室に置く。

## (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成15年4月7日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

## 資料編

2 秋田市高齢者プラン見直し庁内連絡会設置要綱（平成11年4月21日施行）および秋田市障害者プラン見直し庁内連絡会設置要綱（平成13年4月16日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

## 「避難支援対象者名簿」「要援護者把握用リスト」とは

### 1 「避難支援対象者名簿」

高齢者や障がい者等、災害時に何らかの支援が必要なたに避難情報の伝達や避難誘導、安否確認等を行うため、氏名や住所等をまとめた法定の名簿のことです。

掲載対象者	高齢者や障がい者、難病患者等のうち、あらかじめ同意が得られたかた
掲載内容	住所、氏名、性別、年齢（生年月日）、電話番号、支援が必要な理由
名簿配布者	町内会・自治会、自主防災組織、民生委員等
使用目的	災害時の避難誘導等のほか、平常時から町内会の班長レベル等まで情報共有し、地域での避難体制づくりに活用
手続	特になし

### 2 「要援護者把握用リスト」

災害時、身体的に支援が欠かせないと思われる高齢者や障がい者について、避難誘導、安否確認等を行うため、氏名や住所等をまとめた法定のリスト（名簿）です。便宜上、名称を名簿とリストに区分しました。


掲載対象者	本人の同意の有無にかかわらず、身体的に支援が必須と思われる高齢者や障がい者
掲載内容	住所、氏名、性別、年齢
名簿配布者	町内会・自治会、自主防災組織、民生委員のみ
使用目的	災害時、生命・身体に危険があると判断される場合、安否確認や避難誘導等に使用
手続	事前に名簿配布者と市が覚書を締結。受領時は受領書にサイン

## 避難支援対象者名簿と要援護者把握用リストとの違い

	避難支援対象者名簿(青名簿) 平成22年度から	要援護者把握用リスト(赤リスト) 平成24年度から
根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法(H25.6.21改正)</li> <li>・秋田市災害時要援護者の避難支援プラン(H22.3月策定、27.3月改訂)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田市災害対策基本条例・施行規則(H24.3.26制定、7.1施行)</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同意者の情報を地域に提供し、日頃から、地域における避難支援体制づくりを推進</li> <li>・災害時又は災害が予測される時には、安否確認や避難誘導等に活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人同意の有無に関わらず、特に支援が必要な要援護者の情報を地域に提供し、地域で要援護者を把握</li> <li>・要援護者の生命・身体に関わるような災害時には、安否確認や避難誘導に活用</li> </ul>
対象者	<p>※対象範囲を広くし、支援が必要な方を本人に同意確認の上、名簿登録</p> <p>市内在住の在宅の方で、同居家族等の支援だけでは、自力避難が困難な方</p> <p>① 高齢者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護1以上</li> <li>・独居、高齢者のみ世帯等</li> <li>・認知症状のある者</li> </ul> <p>② 障がい者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者 <ul style="list-style-type: none"> <li>視覚(1～3級)</li> <li>聴覚・平衡(1～3級)</li> <li>肢体不自由(1～2級)</li> <li>内部(1～2級)</li> </ul> </li> <li>・知的障がい者(療育手帳A)</li> <li>・精神障がい者(精神保健福祉手帳1級)</li> </ul> <p>③ 難病患者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定医療費(指定難病)受給者証所持者</li> <li>・小児慢性特定疾病患者(重症認定患者)</li> </ul> <p>④ その他市長が必要と認める方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記に準ずる方など</li> </ul>	<p>※身体状況で必ず支援が必要と思われる方に対象範囲を絞り、本人に同意確認せずにリスト登録</p> <p>市内在住の在宅の方(長期入院・施設入所していない方)</p> <p>① 高齢者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護3以上</li> </ul> <p>② 障がい者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者 <ul style="list-style-type: none"> <li>視覚(1級)</li> <li>聴覚(2級)</li> <li>肢体不自由のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>下肢・体幹機能障害(1～2級)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>※要介護状態区分は要介護1～5の段階があり、数字が大きいほど要介護度が重くなる。障がい程度等級は1～7の段階があり、数字が小さいほど障がいの程度が重くなる。</p>
情報項目	<p>※避難支援体制づくりに必要な情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所、氏名、性別、年齢・生年月日、電話番号</li> <li>・支援をする理由(高齢者のみ世帯、視覚障害等)</li> </ul>	<p>※区域内のどこに誰がいるかという情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所、氏名、性別、年齢</li> </ul>
提供先・情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会長、自主防災組織隊長、民生委員、秋田県警察、秋田市社会福祉協議会</li> <li>・名簿共有は、上記のみ</li> </ul> <p>※ただし、町内会班長まで、避難支援体制づくりに必要な範囲で情報共有可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会長、自主防災組織隊長、民生委員</li> <li>・情報共有は、上記のみ</li> </ul> <p>※ただし、区域や要援護者数によっては、情報共有者を設定可能(別に覚書締結が必要)</p>
手続	特になし	事前に市と覚書、受領時は受領書
活用方法	<p>平常時：支援者の選定、緊急連絡網・福祉災害マップ作成、個別避難支援プラン作成等の地域の実情に合った避難支援体制づくり</p> <p>災害時：災害時や災害発生が予測される時、町内の支援体制に基づく連絡網等による安否確認や避難支援</p>	<p>平常時：町内のどこに(何班に)要援護者がいるか把握</p> <p>災害時：大災害時で、生命・身体に危険があると判断される場合、町内で情報共有し、安否確認や避難支援に活用</p> <p>※ただし、同意をしていない方への同意書提出を働きかけることには活用可能</p>



## 個別避難支援プランひな型（表面）

※ 地区名【 旭北 地区】		No.			
<b>秋田太郎さんの災害時における避難支援</b> ～秋田市個別避難支援プラン～					
					
町内会		山王一丁目町内会			
自主防災組織		山王一丁目自主防災組織		民生委員 秋田 二郎 866-□□□□	
住所	秋田市山王一丁目1-1 福祉アパート1号		(電話) 018-866-0000 (FAX) (携帯)		
フリガナ お名前	アキタ タロウ 秋田 太郎	性別	男	年齢	80歳
生年月日	昭和 13年 8月 9日	血液型	○型 (RH+)	支援対象の種別	要介護
日中 (本人および 家族の状況)	同居の妻が介護をしているほか、ヘルパーに来てもらっている。ほとんどの時間を1階の居間で過ごしている。		夜間 (本人および 家族の状況)	同居の妻とふたりで過ごす。1階居間の隣の部屋で就寝する。	
自宅付近の一時的な避難場所			指定の避難場所等		
山王街区公園			避難場所 (グラウンド・公園等)	山王中学校グラウンド	
避難所までの行き方、移送方法等 杖が必要。車いすがあれば利用したい。			避難施設 (コミセン・学校等)	山王中学校	
【災害が起こった時に声かけや避難所までの付き添いをお手伝いしてくれる方】 私(お手伝いしてくれる方)の氏名・電話番号等の情報を地域の方(町内会・自主防災組織・民生委員)に提供することを同意します。					
お名前	山 王 一 郎	関係	右隣の家の住民		
住所	秋田市山王一丁目1-2	電話	866-△△△△		
お名前	山 王 二 郎	関係	向かいの家の住民		
住所	秋田市山王一丁目11-1	電話	866-××××		
お名前	山 王 三 郎	関係	町内会長		
住所	秋田市山王一丁目3-10	電話	866-◎◎◎◎		
(宛先) 秋田市長 私は、秋田市個別避難支援プラン(この用紙。裏面も含む)を作成することに同意します。 また、私が届け出た個人情報を市の福祉部門、防災部門と避難支援者へ提供することを承諾します。					
平成31年3月1日		(お名前)	秋 田 太 郎 (印)		
代理記載者のお名前 ※代理の方が記入した場合	お名前		本人との関係		
	住所		連絡先		

## ひな型（裏面）

【安心キットの設置状況】 有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>			
【避難時の留意事項】			
必要な薬・介護用品など	飲み薬、紙おむつ、入れ歯、補聴器、四点杖、車いす		
情報伝達する際に注意することなど	耳が聞こえないので、動作で伝え、手を引いて誘導する必要がある		
継続が必要な医療や福祉サービスなど	介護ベッド、人工透析、在宅酸素療法		
必要な支援など	服薬管理 日常（着替え、排泄、清潔行為）介助 移乗介助		
その他特記事項	避難所にベッドが確保できない場合は、緊急入所（緊急入院）する必要がある		
【緊急時の連絡先（別居の家族など）】			
フリガナ お名前	アキタ サブロウ 秋 田 三 郎 (関係 三男 )	住 所	秋田市土崎港西五丁目 3-1
		連絡先	(845) 〇〇〇〇
フリガナ お名前	(関係 )	住 所	
		連絡先	( )
【かかりつけの医療機関などの連絡先】			
かかりつけの医療機関	住所	秋田市川元松丘町4-30	
市立秋田総合病院	電話	018(823)□□□□	
かかりつけの医療機関	住所		
	電話	( )	
担当ケアマネジャー（事業所・氏名）	住所	秋田市山王1丁目1-10	
(福) さつき会 (福祉 太郎)	電話	018(863)△△△△	
	住所		
	電話	( )	
	住所		
	電話	( )	
※この避難支援プランについてのお問い合わせは … 秋田市地域福祉推進室 電話018-888-5661 FAX018-888-5658			

## 令和5年7月豪雨災害検証委員会の検証結果（福祉保健部分）

## 1 短期項目（令和5年12月までに結論）

検証項目	現状と課題	検討結果と修正する計画等
被災者支援 №4 災害ケースマネジメント	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ケースマネジメントの考え方が必要</li> <li>・復興支援チームと地域支え合いセンターを設置し、被災者支援体制を強化</li> <li>・市職員によるニーズ調査（戸別訪問等）を実施</li> <li>・要望には、復興支援チームと地域支え合いセンターで対応</li> </ul> <p><b>【課題・問題点】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域支え合いセンターが行う自立・生活再建支援の強化、被災者の自立、生活再建に向けて継続的支援が必要</li> <li>2 調査データの活用 既存データ活用で市と市社協の調査状況を基に要支援の被災者をグループ分けし、課題特定</li> <li>3 継続支援が必要な被災者の優先順位づけ             <ol style="list-style-type: none"> <li>①応急修理、基礎支援金、加算支援金が未申請の世帯</li> <li>②単身高齢者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯</li> <li>③NPO団体が把握する世帯、一般世帯</li> <li>④一時対応世帯</li> </ol> </li> <li>4 関係団体等との連携 連携団体への協力依頼と協議の場の設置</li> </ol>	<p><b>【検討結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興支援チームと地域支え合いセンターの連携により、被災者一人ひとりの課題解決に継続的に取り組む。</li> <li>・被災者情報を基に支援が必要な被災者と課題を特定する。</li> <li>・地域支え合いセンターの相談員のほか、より多くの団体に協力を依頼するほか、連携団体との協議や支援方策を検討する場を設け、被災者の自立・生活再建の早期実現を目指す。</li> </ul> <p><b>【修正する計画等】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害ケースマネジメントの特徴は、被災者の課題が解決するまで継続的に寄りそった支援を行うことにある。被災者の自立・生活再建まで、訪問、見守り・相談支援等のアウトリーチによる課題の把握、個々の課題に応じた支援方策を検討する場を設け、適切な支援策へのつなぎを繰り返し実施する。</li> <li>2 被災者が必要とする支援は、自立・生活再建の段階によって異なることが想定されるため、連携団体についても段階に応じて発展・拡充していくことが必要となる。このため、被災後約1年となる令和6年6月に活動の検証・分析を行い、その結果を基に被災者支援の仕組みの整備等について、地域防災計画および地域福祉計画に反映させる。</li> </ol>

## 2 中期項目（令和6年8月までに検討）

検証項目	現状と課題	検討結果と反映させる計画等
被災者支援 №32 災害ボランティアセンターの運営支援	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアセンター運営にあたっては、秋田県社会福祉協議会が他都市の社会福祉協議会からの職員派遣について調整を行い、発災後約2週間程度で応援職員が派遣され、同センターの運営の支援が実施された。</li> <li>・応援職員の支援により、ボランティア進捗管理等をマンパワーで行った。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <p>1 災害ボランティアセンター運営の人員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他社協からの応援態勢が整うまでの一週間以上の間も災害ボランティア対応が求められる。</li> <li>・運営にあたり、約1か月半の間、福祉保健部応で1日あたり3～5名の応援職員を派遣したが、十分ではなく、ニーズ調査などの本格実施に時間がかかるなど、人手不足の影響が見られた。</li> </ul> <p>2 災害ボランティアの進捗管理</p> <p>紙ベースで災害ボランティアの進捗を管理していたが、集計・整理に時間と人員が相当数必要とされ、進捗管理の遅れのみならず、ニーズ調査など他の業務への影響が発生していた。</p>	<p><b>【検討結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンターへの市社協以外からの応援職員動員について事前に関連団体と協議し人員を確保する。</li> <li>・ICTを継続運用して進捗管理を効率化する。</li> </ul> <p><b>【修正する計画等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応援については、秋田市地域防災計画に盛り込むこととする。</li> <li>・併せて秋田市社会福祉協議会が作成する「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に反映させる。</li> </ul>

	検証項目	現状と課題	検討結果と反映させる計画等
被災者支援	No 33 要援護者への対応	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織や町内会、民生委員・児童委員等と協力し、安否確認を行うこととしているが、民生委員・児童委員による安否確認にとどまった。</li> <li>・市（福祉班）では民生委員・児童委員、ホームヘルパーおよびボランティア等の協力を得てチームを編成し、要配慮者のニーズ把握など状況調査を実施するとともに保健・福祉サービスの情報を随時提供することとしているが、避難所の要援護者の対応に追われ早期実施に至らなかった。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <p>1 要配慮者の状況把握の早期実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員自身が被災し、すぐの対応が困難な地区が存在</li> <li>・複数の地域包括支援センターで、被災した包括への支援体制について予め定めていなかった。</li> <li>・要援護者が利用する事業所などが被災し、事業所による安否確認を行えないことがあるほか、在宅や各種制度等を利用していない要援護者について状況把握の手段がなく困難であった。</li> </ul>	<p><b>【検討結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田市民生児童委員協議会における災害時における民生委員活動のあり方等についての協議を依頼した。あわせて、災害時における支援活動のあり方などについては、地域の民生委員に限らず、自主防災組織や町内会等でも平常時から検討し、整備してもらうため、市（福祉班）のこれまでの取組に加え、防災安全対策課や各市民サービスセンターが、自主防災組織連絡協議会、地域福祉推進関係者連絡協議会および地域活動座談会などにおいて、要援護者の状況把握の実施について働きかける。</li> <li>・居宅介護支援事業者へ担当の在宅要介護者の安否確認等の協力を依頼。</li> <li>・地域包括支援センター自体が被災した場合に備え、運営法人ごとの支援のあり方や、包括圏域内における居宅介護支援事業所等との協力体制について、包括運営協議会等で検討する機会を定期的に設けることとした</li> <li>・民生委員・児童委員・ホームヘルパーなどからなるチームによる活動について事前整理し、災害当初からの活動の体制をつくる。</li> <li>・避難所の支援の流れについて、関係機関との調整を行う。</li> <li>・地域包括支援センターの運営法人ごとの支援のあり方や居宅介護支援事業所との協力体制について、包括運営協議会等で検討</li> </ul>

		<p>2 要配慮者のニーズ把握を行うチーム編成、避難所における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者支援のためのチーム編成について具体的な手法等が定められていなかった。</li> <li>避難所に避難した障がい者の特性に応じたコミュニケーション支援等が不足していた。</li> </ul>	<p>【修正する計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>秋田市地域防災計画</li> <li>秋田市災害時要援護者の避難支援プラン</li> </ul>
	<p>検証項目</p>	<p>現状と課題</p>	<p>検討結果と反映させる計画等</p>
被災者支援	<p>№ 34 見守り対象者の安否確認</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地における見守り対象者の安否確認について、民生委員に協力を依頼し実施したが、民生委員自身が被災し、すぐに対応することが困難であった地区があり、市職員が現地に行き確認するなどの対応をしたため時間を要した。</li> </ul> <p>【課題】</p> <p>1 秋田市の災害時における民生委員による安否確認に関する要領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指針等</li> <li>被災地における見守り対象者の安否確認については、令和3年8月の大雨災害において民生委員が見守り活動中に死亡したケースを受け、全国民生委員児童委員連合会は「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」を改訂し、あらためて災害時は民生委員自らの安全確保がなにより重要であることを明確にしており、災害時における民生委員活動について検証が必要である。</li> </ul>	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民生児童委員協議会常任理事会に災害時の民生委員活動のあり方等の検討について協議を依頼した。</li> </ul> <p>【修正する計画等】</p> <p>災害時における民生委員による安否確認に関する要領・指針等を定める。</p>

	検証項目	現状と課題	検討結果と反映させる計画等
被災者支援	№.36 在宅被災者の健康状態等の把握	<p><b>【現状】</b>            (災害時保健活動マニュアル)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フェーズ1 (災害発生後72時間)に健康相談が必要な対象者の把握として、市民生活班と連携、避難所や避難者からの情報、保健衛生班内からの情報、福祉班からの情報収集を想定。</li> </ul> <p>(令和5年度の豪雨災害時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家屋調査やボランティア活動をとおして健康相談のチラシを配布し、電話で健康相談に対応。</li> </ul> <p>(発災時から7日目より)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害が大きい地区を限定して健康調査を実施し、必要な保健指導を実施した。</li> </ul> <p>(発災時から18日目から4日間)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近所からの電話相談で自主避難者を把握(発災時から7日目)。</li> <li>福祉班は、地区の民生委員・児童委員をとおして、在宅被災者の情報収集を行った。また、地域包括支援センターに健康に関する対応について情報提供した。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>在宅被災者健康調査について、時期、対象、人員の確保等、具体的な活動マニュアルが未作成</li> <li>福祉保健部(福祉総務課地域福祉推進室、長寿福祉課)等と情報共有する連携体制がない。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅被災者の健康状態の把握に関するマニュアルを作成する。</li> <li>保健所、福祉保健部との情報共有体制</li> </ul> <p><b>【修正する計画等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅被災者の健康状態の把握についてのマニュアルを作成し、既存の災害時保健活動マニュアルに入れ込む。</li> </ul>

	検証項目	現状と課題	検討結果と反映させる計画等
被災者支援	№.39 生活必需品の給与	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害により、住家が全壊、半壊、床上浸水となり、生活上必要な被服や日用品等を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な世帯に対し、生活必需品を現物で支給した。</li> <li>・災害救助法が適用された場合の給与物資の確保および市までの輸送は、県とイオン東北株式会社が締結している「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」に基づき県が行い、被災者に対する支給は市が行う。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活必需品の支給までに時間を要した。また、対象者への制度周知が不十分だった。</li> <li>2 災害救助法が適用されない場合は、市が給与物資の確保を行う必要があることから、既に締結している民間団体等との協定を活用し、物資の確保等を行う必要があるとともに、実施条件および限度額をあらかじめ整理する必要がある。</li> </ol>	<p><b>【検討結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初に生活必需品の単価等の設定を県に依頼する。</li> <li>・救助法が適用されない場合でも、民間団体との協定を活用して市独自で支給する。</li> </ul> <p><b>【修正する計画等】</b></p> <p>以下の内容を地域防災計画に反映することとしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災直後に速やかに制度周知、申請受付を行うため、物資の輸送を担当している総務班には、周知のチラシや申請書等の書類を避難所へ搬送の協力を依頼するとともに、避難所における被災者の生活必需品にかかるニーズ調査は、避難所を運営する、市民生活班に協力を依頼する。</li> <li>・制度周知に当たっては、市ホームページやSNSとともに、必要に応じてマスメディアを通じた周知・呼びかけを行うこととする。</li> <li>・申請受付および物資の支給拠点は避難所を原則とし、在宅避難者に対しても、生活必需品が必要な場合は、避難所にて手続きを行うよう周知する。ただし、局所的な災害等で避難所が開設されない、または、極めて短時間で避難所が閉鎖された場合には、民生委員や町内会の協力も得ながら、申請受付、物資の支給等を行っていく。</li> <li>・災害規模によってボランティアが被災地に入ることが難しいケースもあり、発災直後にボランティアへの協</li> </ul>



		<p>力を求めることは困難と考えるため、発災直後の被災者への支給は、総務班および市民生活班に協力を依頼し、迅速に支給可能な体制とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時に迅速に対応出来るよう、令和5年7月豪雨の経験を踏まえ、生活必需品の給与等にかかる周知、申請、支給等に関する手順のマニュアル化を行う。</li> </ul>
--	--	---

### 3 長期項目（数年かけて検討）

検証項目	現状および課題	検討結果と反映させる計画等
避難所開設・運営	<p>№ 41 避難者への医療支援等</p> <p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療支援が必要な避難者があり、運営職員のみでは対応困難</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の中には、医療や介助等が必要な避難者も多く、市民生活部職員だけでは対応困難なケースがあった。被災した医療機関に受け入れしてもらえなかった市民が、警察に保護されて避難してきた例もあった。</li> <li>・避難者の中に、食事に配慮の必要な糖尿病の罹患者が多かった。</li> <li>・避難所運営に多くの人員を配置せざるを得なかったため、市民生活班で避難者のニーズ把握が出来ず、関係者で構成する支援チームを急遽編成し、対応にあたった。</li> <li>・集団生活が困難な避難者（配慮が必要と判断したかた）については、すべての避難所において、</li> </ul>	<p><b>【検討結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉班・保健衛生班・住宅整備班等の関係班が避難所開設後速やかに活動開始できるよう職員の編成などを準備する。</li> <li>・福祉避難所を含めた要配慮者への対応のあり方を協議</li> </ul> <p><b>【修正する計画等】</b></p> <p>○避難所開設・運営マニュアル【運営編】5頁 「2 避難者名簿の作成と報告(3)避難者名簿の管理」</p> <p>○避難所開設・運営マニュアル【様式】様式1～様式3（別添） 医療的な支援が必要な対象者や物資等を、市民生活班、保健衛生班、災害対策本部が速やかに把握し対応するため、健康に関する項目を追加。</p> <p>○避難所開設・運営マニュアル【運営編】13頁 「9 要配慮者等への対応」、「15 仮</p>

	<p>避難所内の個室（福祉避難室）を提供するなどの対応が必要であるが、一部の避難所のみでの対応となったことに加え、要配慮者に対応する福祉避難所の開設が必要ではなかったのか検証する必要がある。</p>	<p>設住宅への移住など」に、避難所におけるニーズ把握について追記する。</p> <p>○地域防災計画</p>
--	---	---

第5次秋田市地域福祉計画  
令和7年3月発行（予定）

【編集・発行】

秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話 018-888-5661

ファクス 018-888-5658

【印刷・製本】

※業者名記入欄

秋田市では、障害者就労施設等で就労する障がい者の経済面での自立を進めるため、物品やサービスを調達する際は、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進しています。